東京都国民保護計画

（令和８年変更）

東京都

東京都国民保護計画

（令和８年変更）

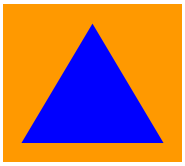

こちらのマークは、国民保護措置を行う団体とその要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するために使用するものです。ジュネーヴ諸条約追加議定書Ⅰ（1977 年採択）で定められている国際的な標章です。

東京都

目　　次

第１章　東京都国民保護計画の基本――1
　第１節　計画の目的・根拠――1
　　１　計画の目的――1
　　２　計画の根拠――1
　　３　計画に定める事項――1
　　（１）国民保護措置の実施
　　（２）対処基本方針が定められる前の段階における対処
　　４　その他の考慮事項――2
　　（１）東京の特性や実効性に配慮
　　（２）災害対策の仕組みを最大限に活用
　　５　計画の不断の見直し――2
　第２節　国民保護措置に関する基本方針――4
　　（１）基本的人権の尊重
　　（２）国民の権利・利益の迅速な救済
　　（３）国民に対する情報提供
　　（４）関係機関相互の連携協力の確保
　　（５）国民の協力
　　（６）指定公共機関及び指定地方公共機関等の自主性の尊重その他の特別な配慮
　　（７）高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
　　（８）国民保護措置に従事する者等の安全の確保
　　（９）外国人への国民保護措置の適用
　第３節　都及び関係機関の事務又は業務の全体像――6
　　１　業務の全体像 ――6
　　２　事務又は業務の大綱――6
　　（１）東京都
　　（２）区市町村
　　（３）国
　　（４）国（指定地方行政機関）
　　（５）自衛隊
　　（６）指定公共機関・指定地方公共機関
　第４節　東京の地理的・社会的特徴――11
　　１　地形・気候――11
　　（１）地形
　　（２）気候
　　２　人口――12

（１）人口・人口密度
（２）都内滞在者
（３）外国人
３　道路、鉄道、空港・ヘリポート及び港湾――13
（１）道路
（２）鉄道
（３）空港・ヘリポート
（４）港湾
４　政治・行政――14
（１）首都
（２）行政区分
５　経済――14
６　市街地――14
（１）木造住宅密集地域
（２）超高層建築物
（３）大規模集客施設
７　石油コンビナート等――15
８　貯水池――15
９　自衛隊施設――15
10　米軍基地――15

第２章　想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態――16
第１節　想定する事態類型及び事態例――16
１　基本指針で想定されている類型及び事態例――16
（１）武力攻撃事態
（２）緊急対処事態
２　本計画における留意点――17
第２節　緊急対処事態に関する読替え――19

第３章　武力攻撃事態等への対処――20
第１節　事態対処の実施体制――20
１　東京都国民保護対策本部――20
（１）役割
（２）組織及び構成
（３）各組織の所掌事務
（４）都対策本部長の権限
（５）都対策本部の設置場所
（６）都対策本部の設置及び体制の確立
（７）都対策本部の廃止

（８）突発的な事態発生
２　関係機関との連携——27
（１）国の対策本部との連携
（２）国（指定行政機関・指定地方行政機関）との連携
（３）自衛隊との連携
（４）消防の応援等
（５）区市町村との連携
（６）指定公共機関・指定地方公共機関との連携
（７）他の道府県との連携
（８）現地連絡調整所の設置
（９）住民への協力要請
(10) 自主防災組織への協力要請等
(11) ボランティア活動への支援
(12) 米軍への協力依頼等
３　被災情報の収集・報告——34
４　赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理——35
（１）国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等
（２）赤十字標章等の交付及び管理
（３）特殊標章等の交付及び管理
５　国民の権利・利益の救済に係る手続——37
（１）権利・利益の迅速な救済
（２）文書の適切な保存
第２節　警報等——38
１　警報の通知、伝達——38
（１）都・各機関等の役割分担
（２）住民がとるべき行動
（３）国の対策本部長による警報の発令
（４）都における警報の通知・伝達等
（５）区市町村の警報伝達に対する協力
２　緊急通報の発令——41
（１）知事による緊急通報の発令
（２）緊急通報の通知方法
第３節　避難等——42
１　避難の指示の準備——42
（１）住民避難に必要な資料・情報の集約
（２）「避難の指示」の想定
（３）避難のパターン
（４）住民運送の準備

（５）要配慮者（高齢者・障害者等）の把握
（６）避難誘導に関する準備
（７）超高層ビル、地下街、大規模集客施設等における避難準備の要請
（８）避難先地域における避難所候補の選定
２　避難の指示——45
（１）都・各機関等の役割分担
（２）住民の行動
（３）避難の指示のフロー
（４）国の対策本部長による利用指針の調整
（５）事態類型に応じた避難の指示上の留意点
（６）東京の特性に応じた避難の指示上の留意点
（７）避難住民の運送
３　区市町村の避難誘導の支援——52
（１）区市町村長の避難実施要領策定の支援
（２）区市町村長による避難誘導の状況の把握
（３）区市町村長による避難誘導への協力等
（４）広域的見地からの区市町村長の要請の調整
（５）区市町村長への避難誘導に関する指示
（６）国及び他の地方公共団体への支援要請
（７）内閣総理大臣の是正措置に係る対応
（８）避難住民の運送の求めに係る調整
４　都域を越える避難——55
（１）国からの避難措置の指示
（２）避難先地域の知事との協議
（３）避難誘導に関する調整
５　住民避難後の地域の治安の確保等——55
６　動物の保護等に関する配慮——56
７　指定公共機関、指定地方公共機関に対する放送依頼——56
８　交通規制——57
（１）交通状況の把握
（２）交通規制の実施
（３）緊急通行車両の確認
（４）交通規制等の周知徹底
（５）緊急交通路確保のための権限等
（６）関係機関等との連携
９　島しょ地域における全島避難——59
（１）全島避難における都及び関係機関等の役割
（２）全島避難の基本的な流れ

（３）突発的な事態への対処
第４節　救援 65
１　救援に関する準備 65
（１）救援措置を行うために必要な資料・情報の集約
（２）救援に必要な物資の推計
（３）物資の確保及び運送に関する準備
（４）「救援センター」等の設置準備
２　救援に関する措置 67
（１）都・各機関等の役割分担
（２）住民の協力
（３）救援の実施の概要
（４）救援の種類及び救援の基準
（５）救援の内容
（６）救援の実施に係る共通事項
３　安否情報の収集・提供 78
（１）安否情報の収集
（２）総務大臣に対する報告
（３）安否情報の提供
（４）個人情報の保護への配慮
（５）日本赤十字社に対する協力
第５節　武力攻撃災害への対処 81
１　都・各機関等の役割分担 81
２　住民の協力等 82
（１）発見者の通報義務等
（２）消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
（３）保健衛生の確保への協力
３　関係機関の役割 83
（１）国
（２）都
（３）区市町村
４　応急措置等 84
（１）退避の指示
（２）警戒区域の設定
（３）消火、救助・救急
（４）武力攻撃災害の兆候の通報
（５）武力攻撃災害の拡大防止のための事前措置
（６）応急公用負担等
５　生活関連等施設の安全確保等 88

（１）生活関連等施設の安全確保
（２）都が管理する生活関連等施設の安全確保
（３）大規模集客施設の安全確保
（４）立入制限区域の指定の要請
（５）危険物質等に係る武力攻撃災害の防止
（６）石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止
６　保健衛生の確保その他の措置——92
（１）保健衛生の確保
（２）廃棄物の処理
（３）文化財の保護
７　事態類型に応じた留意事項——95
（１）弾道ミサイル攻撃
（２）ゲリラや特殊部隊による攻撃
（３）航空攻撃
（４）着上陸侵攻
（５）ＮＢＣ攻撃
第６節　国民生活の安定に関する措置——98
１　都・各機関等の役割分担——98
２　ライフライン等の確保——99
（１）都による生活基盤等の確保
（２）指定公共機関及び指定地方公共機関による生活基盤等の確保
３　生活関連物資等の価格安定——100
（１）適切な供給等のための措置
（２）関係法令に基づく措置
４　金融機関の引出し機能等の維持——101
５　避難住民等の生活安定等——102
（１）生活再建資金の融資等
（２）都税の減免等
（３）就労状況の把握と雇用の確保
（４）被災児童生徒等に対する教育
第７節　他県の避難住民等の受入れ——103
１　基本的考え方——103
２　事態への対処——104
（１）避難住民の受入れにおける関係機関の役割分担
（２）実施計画

第４章　復旧等——107
第１節　応急復旧——108

１　ライフラインの応急復旧――108
２　輸送路の確保に関する応急復旧――108
３　都が管理するその他の施設及び設備等の応急復旧――108
４　国に対する支援要請――108
第２節　復旧・復興――109
１　国における復旧のための法制の整備――109
２　都が管理するライフライン等の復旧――109
３　復興対策――109
第３節　国民保護措置に要した費用の支弁等――110
１　国への負担金の請求――110
（１）国に対する負担金の請求方法
（２）関係書類の保管
２　損失補償、実費弁償及び損害補償――110
（１）損失補償
（２）実費弁償
（３）損害補償
３　総合調整及び指示に係る損失の補填――111
４　区市町村が国民保護措置に要した費用の支弁――111
（１）国に対する負担金の請求等
（２）損失補償及び損害補償

第５章　大規模なテロ等（緊急対処事態）への対処――112
第１節　発生時の対処――114
１　国による都緊急対処事態対策本部設置指定が行われている場合――114
２　都緊急対処事態対策本部設置指定が行われる前にテロ等が発生した場合――114
（１）危機管理対策会議における初動対応
（２）都災害対策本部における総合的な対応
（３）自衛隊の派遣要請
３　都緊急対処事態対策本部への移行――117
第２節　大規模テロ等の事態例ごとの対応の留意点――118
１　攻撃対象施設等による分類――118
（１）危険物質等を有する施設への攻撃
（２）大規模集客施設等への攻撃
２　攻撃手段による分類――120
（１）大量殺傷物質による攻撃
（２）攻撃手段による分類

第６章　平素からの備え——126
第１節　体制等の構築——126
１　平素における業務——126
２　平時における危機情報の収集等——126
（１）危機情報の収集及び共有
（２）警戒対応
３　初動体制の構築——128
（１）初動体制
（２）24 時間即応可能な体制の確保
（３）職員への連絡手段の確保
（４）知事等が連絡不能等により指揮をとれない場合の代理
（５）警視庁・東京消防庁の初動体制
４　通信連絡体制の整備——130
（１）通信連絡系統
（２）通信連絡手段・システム等
（３）通信連絡体制の整備
（４）通信連絡訓練
５　住民等への警報・避難の指示等の伝達の仕組みの整備——132
（１）警報等の通知先等の把握
（２）大規模集客施設等への伝達体制の確保
（３）多様なメディアの活用
（４）放送事業者との協力
６　情報収集・報告、提供体制の整備——134
（１）被災情報の収集・報告に必要な体制の整備
（２）安否情報の収集・提供に必要な体制の整備
７　広報体制の整備——136
（１）警報、避難の指示、緊急通報の放送に関する準備
（２）都対策本部における広報体制の整備
８　研修・訓練の実施——137
（１）研修
（２）訓練
９　関係機関との連携体制——139
（１）国の機関との連携
（２）他の道府県との連携
（３）区市町村との連携
（４）指定公共機関、指定地方公共機関等との連携
（５）米軍との連携
（６）自主防災組織、ボランティア団体等との連携

（７）大学や研究機関等との協力関係の構築
（８）医療機関等との連携
（９）テロ等対策に関する関係機関等の連携協力
第２節　避難に関する備え——147
１　避難に関する基礎的情報の収集・管理——147
２　避難施設の指定——147
（１）指定の考え方
（２）避難施設の区分
（３）指定手続
（４）避難施設のデータ管理
（５）区市町村及び住民に対する情報提供
（６）避難施設の廃止・用途変更等
３　運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等——149
（１）運送事業者の輸送力の把握
（２）輸送施設に関する情報の把握
（３）運送経路の把握
（４）避難住民等の運送体制の整備
４　交通の確保に関する体制等の整備——150
（１）武力攻撃事態等における交通規制計画
（２）交通管理体制の整備
（３）緊急通行車両に係る確認手続
（４）道路管理者との連携
５　大規模集客施設等における避難の円滑化——150
６　超高層ビルや大規模オフィス等における避難の円滑化等——151
７　区市町村に対する支援・協力——151
８　島しょ地域における全島避難——152
（１）情報収集体制の整備
（２）基礎的資料の収集・整備
（３）警報及び避難の指示等の伝達に必要な準備
（４）「全島避難に関する方針」のモデルの作成
第３節　救援に関する備え——153
１　救援に関する基礎的情報の収集・管理——153
２　物資・資材の備蓄——153
（１）備蓄・整備する物資・資材
（２）国・区市町村との連携
３　物資・資材の運送体制の整備——154
４　避難所における救援の実施のための体制整備——154
（１）救援センターの運営マニュアルの整備

（２）「避難所支援本部」の設置準備
５　被災者の救出・救助拠点の整備——154
第４節　武力攻撃災害の最小化に関する備え——156
１　武力攻撃災害の最小化に関する基礎的情報の収集・管理——156
２　生活関連等施設の管理者による安全確保体制の強化——156
（１）施設管理者との連絡網の整備
（２）施設管理者に対する安全確保の留意点の通知
（３）施設管理者に対する要請
（４）都が管理する生活関連等施設の安全確保
（５）警視庁による助言
（６）警戒対応
３　都が管理するその他の施設の安全確保——157
（１）施設及び設備の整備・点検
（２）警戒対応
４　事態類型及び事態例に応じた留意事項——158
第５節　要配慮者への支援に関する備え——159
１　災害対策における仕組みの活用等——159
２　区市町村における体制整備の支援——159
３　都・区市町村の連携の確保——159
第６節　普及・啓発——160
１　普及・啓発の方法——160
２　住民等がとるべき行動等に関する啓発——160
（１）都民・事業者等用パンフレット・動画の活用
（２）武力攻撃災害の兆候に関する通報等
（３）運転者のとるべき措置の周知徹底
３　学校における教育——161
４　赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発——161
５　都民・事業者の皆様に行っていただきたい平素からの備え——161
（１）警報が発令されたときの行動及び避難行動の理解
（２）備蓄
（３）訓練への参加
第７節　他県の避難住民等の受入れに関する備え——164

別紙

１　国民保護に関する業務の全体像（本文６ページ）――167
２　都対策本部の構成及び職務（本文 20 ページ）――168
３　各局の分掌事務（本文 21 ページ）――170
４　都対策本部長の権限（本文 22 ページ）――174
５　通信連絡系統図（本文 24 ページ、130 ページ）――176
６　被災情報の収集・報告系統（本文 34 ページ、134 ページ）――177
７　国民の権利・利益の救済に係る手続項目一覧（本文 37 ページ）――178
８　警報の通知・伝達の概要（本文 38 ページ）――179
９　緊急通報の発令の概要（本文 41 ページ）――180
10　事態類型と避難パターンの関係（本文 43 ページ）――181
11　避難の指示の概要（本文 45 ページ）――186
12　避難の指示の内容（例）（本文 46 ページ、48 ページ）――187
13　都による避難住民の誘導の支援等（本文 52 ページ）――189
14　全島避難の基本的な流れ（本文 61 ページ）――190
15　突発的な事態における対処の基本的な流れ（本文 64 ページ）――191
16　避難所支援本部・救援センターの役割（本文 66 ページ、71 ページ）――192
17　医療救護活動の命令・要請及び情報連絡系統（本文 72 ページ）――193
18　安否情報の収集・提供の概要（本文 78 ページ、135 ページ）――194
19　退避の指示の概要（本文 84 ページ）――195
20　警戒区域の設定の概要（本文 85 ページ）――197
21　消防の指揮・命令系統（本文 86 ページ）――198
22　生活関連等施設の種類等及び所管省庁（本文 88 ページ、156 ページ）――199
23　危険物質等の種類及び知事が命ずることのできる措置一覧
（本文 91 ページ、119 ページ）――200

24　生活基盤等の確保に係る指定公共機関及び指定地方公共機関の措置等
（本文 99 ページ）――――――――――――――――――――――――――――――――――――203

25　他道府県からの避難住民の受入れの概要（本文 103 ページ）――――――――――204

26　テロ等が発生した場合の対処（本文 114 ページ）――――――――――――――――205

27　各局等が平素に行う業務（本文 126 ページ）――――――――――――――――――207

28　物資・資材の運送体制（本文 76 ページ、154 ページ）――――――――――――210

参考資料

１　武力攻撃事態等への対処に関する法制（本文１ページ）――――213
２　災害の類型と関連法制（本文１ページ）――――214
３　東京都国民保護計画の体系（本文１ページ）――――215
４　国民保護措置の実施（本文２ページ）――――216
５　事態類型・事態例と特徴（本文 17 ページ）――――217
６　想定されるリスク（参考）（本文 17 ページ）――――221
７　平素から収集・管理すべき資料――――222
≪避難に関する基礎的情報≫（本文 147 ページ）
≪輸送力・輸送施設について把握しておくべき情報≫（本文 149 ページ）
≪救援に関する基礎的情報≫（本文 153 ページ）
８　区市町村計画の作成基準――――224
９　指定地方公共機関業務計画の作成基準――――244
10　用語集――――248

第１章　東京都国民保護計画の基本

第１節　計画の目的・根拠

１　計画の目的

○　本計画は、東京都の区域において、武力攻撃事態や大規模テロ等から都民等の生命、身体及び財産を保護し、都民生活や都民経済への影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処（被害の最小化）などの「国民の保護のための措置」（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

２　計画の根拠

○　本計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）及び「国民の保護に関する基本指針」（平成 17 年３月 25 日閣議決定。以下「基本指針」という。）に基づき、策定する。

【参考資料１】武力攻撃事態等への対処に関する法制

【参考資料２】災害の類型と関連法制

３　計画に定める事項

○　本計画においては、東京都の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、都が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 34 条第２項に係る事項について定める。

【参考資料３】東京都国民保護計画の体系

（１）　国民保護措置の実施

○　武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に至ったとき、政府は、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）を定め、内閣総理大臣を本部長とする事態対策本部を設置し、国民保護措置を総合的に推進することとされている。(*)

(*) 事態対策本部は、国民保護措置と併せて武力攻撃の排除措置等を総合的に推進することとされている。

○　都道府県及び区市町村は、閣議決定による設置指定に基づき、それぞれの首長を本部長とする国民保護対策本部を設置し、それぞれの国民保護計画で定めるところにより、国民保護措置を実施する。

【参考資料４】国民保護措置の実施

（２）対処基本方針が定められる前の段階における対処

○　本計画では、突発的な事態発生にも適切に対応するため、政府において対処基本方針が定められる（武力攻撃事態等の認定が行われる）前の段階における対処についても取り上げる（緊急対処事態についても同じ。）。

４　その他の考慮事項

（１）東京の特性や実効性に配慮

○　本計画は、大都市東京の特性を踏まえるとともに、都が実施した国民保護訓練等の成果を反映するなど、実効性の確保に留意し、作成した。

○　今後、国民保護に関する訓練や対処要領を通じて、更に実効性の向上を図るものとする。

（２）災害対策の仕組みを最大限に活用

○　本計画は、武力攻撃事態等に迅速かつ円滑に対処するため、「東京都地域防災計画」（以下「防災計画」という。）等により構築された災害対策の仕組みを最大限に活用している。

　都は、国民保護措置を実施するための組織・体制の整備、救援物資等の備蓄、訓練の実施等に当たり、災害対策との有機的な連携に配慮する。

５　計画の不断の見直し

○　「基本指針」は、今後とも政府における国民保護措置の検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。本計画は、このような「基本指針」の変更や今後の国際情勢の変化、国民保護措置に係る新たなシステムの構築、訓練の成果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

○　計画の見直しに当たっては、東京都国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

○　計画の変更は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令」（平成 16 年政令第 275 号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める

軽微な変更を除き、国民保護法第 37 条第３項の規定に基づき、東京都国民保護協議会に諮問し、内閣総理大臣と協議の上、行う。

第２節　国民保護措置に関する基本方針

○　都は、国民保護措置を実施するに当たり、特に次の事項に留意する。

（１）基本的人権の尊重

○　都は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重する。

　また、国民の自由と権利に制限を加えるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。（*）

（２）国民の権利・利益の迅速な救済

○　都は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努める。

（３）国民に対する情報提供

○　都は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

○　都は、いわゆるデマ情報の拡散による被害拡大の防止に努めるとともに、デマ情報への注意喚起を併せて実施する。

（４）関係機関相互の連携協力の確保

○　都は、国、区市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

（５）国民の協力

○　都は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。（**）

○　都及び東京消防庁は、消防団の充実・活性化に努める。

（*）国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない、とされている。（国民保護法第５条）

（**）国民の協力はその自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。（国民保護法第４条）

○　都は、自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

（６）指定公共機関及び指定地方公共機関等の自主性の尊重その他の特別な配慮

○　都は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

○　都は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性に鑑み、その自主性を尊重する。また、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

○　都は、放送事業者や電気通信事業者等に都が実施する国民保護措置に係る協力等を依頼する場合は、強制その他の干渉にわたることがないように十分に配慮する。

（７）高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

○　都は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

○　都は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法（*）の的確な実施を確保する。

（８）国民保護措置に従事する者等の安全の確保

○　都は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

○　都は、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対して、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

（９）外国人への国民保護措置の適用

○　都は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

（*）「国際的な武力紛争において適用される国際人道法」とは、1949 年のジュネーヴ諸条約、1977 年のジュネーヴ諸条約に対する第一追加議定書等をいう。

第３節　都及び関係機関の事務又は業務の全体像

１　業務の全体像

○　都は、国民保護法その他の法令、基本指針及び本計画に基づき、国、区市町村、その他関係機関と連携・協力して、迅速・的確に国民保護措置を実施する。

【別紙１】国民保護に関する業務の全体像

２　事務又は業務の大綱

○　国、都、区市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護に関して、おおむね次に掲げる業務を処理する。

（１）東京都

機関の名称	事務又は業務の大綱
東　京　都	１　国民保護計画の作成 ２　国民保護協議会の設置、運営 ３　国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 ４　組織・体制の整備、訓練 ５　警報の通知 ６　住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 ７　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 ８　武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ９　生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10　交通規制の実施 11　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 【警視庁】 １　警報伝達の協力及び退避の指示 ２　避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 ３　救援の実施（被災者の捜索及び救出） ４　生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 ５　警戒区域の設定等及び退避の指示

	6　緊急交通路を確保するための交通規制の実施 【東京消防庁】 1　消火、救助・救急活動 2　避難住民の誘導 3　危険物等の措置 4　警報伝達の協力 5　生活関連等施設の安全確保に対する協力

（２）区市町村

機関の名称	事務又は業務の大綱
区 市 町 村	1　国民保護計画の作成 2　国民保護協議会の設置、運営 3　国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4　組織・体制の整備、訓練 5　警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7　退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8　生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

（３）国

機関の名称	事務又は業務の大綱
国	1　基本指針の策定 2　対処基本方針の策定 3　事態対策本部の設置、運営 4　指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置に関する対処基本方針に基づく総合的な推進 5　警報の発令、避難措置の指示その他の住民の避難に関する措置の実施 6　救援の指示、応援の指示、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7　武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示、生活関連等施設の安全確保に関する措置、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置、被災情報の公表その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8　生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施

	９　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

（４）国（指定地方行政機関）

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	１　電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 ２　電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること。 ３　非常事態における重要通信の確保 ４　非常通信協議会の指導育成
関東財務局	１　地方公共団体に対する災害融資 ２　金融機関に対する緊急措置の指示 ３　普通財産の無償貸付 ４　被災施設の復旧事業費の査定の立会い
東京税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
東京労働局	被災者の雇用対策
関東農政局	１　武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 ２　農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	１　救援物資の円滑な供給の確保 ２　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 ３　被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	１　危険物等の保全 ２　鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	１　被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 ２　港湾施設の使用に関する連絡調整 ３　港湾施設の応急復旧
関東運輸局	１　運送事業者への連絡調整 ２　運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	１　飛行場使用に関する連絡調整 ２　航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区気象台	気象状況の把握及び情報の提供

第三管区海上保安本部	1　船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2　海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3　生活関連等施設の安全確保に係る立入り制限区域の指定等 4　海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5　海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東環境局	1　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
北関東防衛局	1　所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2　米軍施設内通行等に関する連絡調整

（５）自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 東部方面総監部	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）
海上自衛隊 横須賀地方総監部	
航空自衛隊 作戦システム運用隊	

（６）指定公共機関・指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1　避難住民の運送及び緊急物資の運送 2　旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1　避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2　通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	水の安定的な供給
日本郵便株式会社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保

日本医師会 病院その他の医療機関	医療の確保
河川管理施設、道路、 港湾、空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1　医療救護 2　外国人の安否調査 3　災害救援物資の備蓄及び配分 4　輸血用血液製剤の確保及び供給 5　その他の救護業務に関すること。
日本銀行	1　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2　資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3　金融機関の業務運営の確保に係る措置 4　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5　各種措置に係る広報 6　海外中央銀行等との連絡・調整

第４節　東京の地理的・社会的特徴

１　地形・気候

（１）地形

○　東京都は、日本列島のほぼ中央に位置し、区部及び多摩地域の内陸部と、伊豆諸島及び小笠原諸島などの島しょ地域からなる。

①　内陸部

東西に長い内陸部は、千葉県、埼玉県、山梨県及び神奈川県と接し、西からおおむね、山地、丘陵地、台地、低地と徐々に高さを減じながら、東京湾に臨んでいる。

②　島しょ地域

太平洋上に伊豆諸島、小笠原諸島が点在しており、我が国の最東端の南鳥島、最南端の沖ノ鳥島も東京都に含まれる。

（２）気候

○　東京都は、内陸部の温帯域から小笠原諸島の亜熱帯域まで幅広い気候帯に属している。

①　内陸部

温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。
気温は、年平均 17 度(*)で、近年は、区部を中心に「ヒートアイランド化」の影響により、年々上昇する傾向にある。

②　島しょ地域

ア　伊豆諸島

黒潮の影響を受ける温暖多雨の海洋性気候であり、気温は年平均 18 度から 19 度(*)で、降雪はほとんどない。

冬季の季節風が強い日本海側と比較しても年間平均風速が大きく、国内でも有数の波浪条件の厳しい地域である。

イ　小笠原諸島

主に亜熱帯地域に位置し、気温は年平均 24 度(*)で、比較的気温の変化が

(*) 東京都「東京都統計年鑑　令和５年」

小さい。波浪条件は、比較的穏やかだが、台風の発達地域であることから、その影響を受けることが多い。

≪平均気温と降水量≫

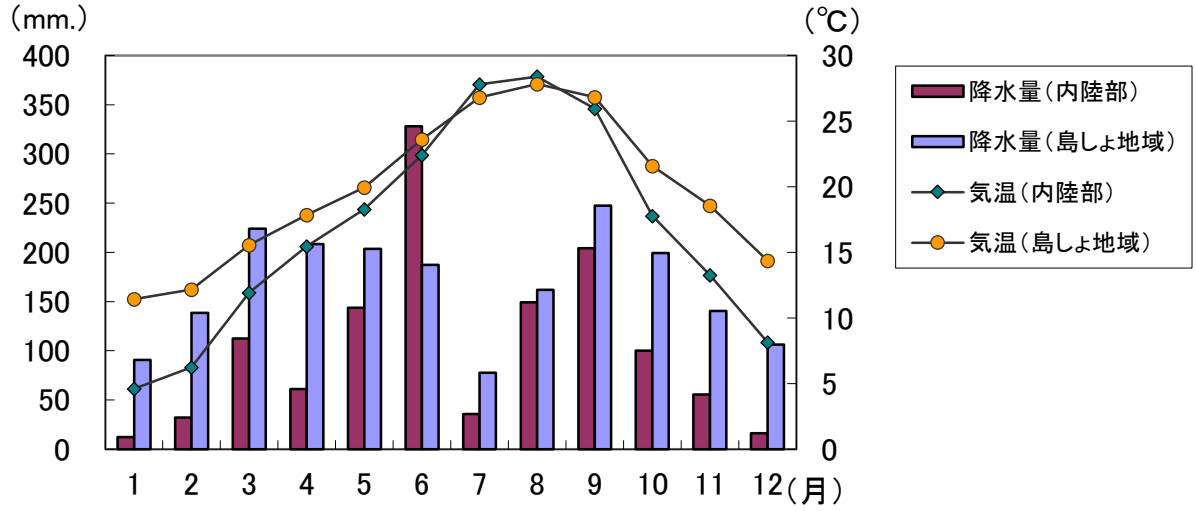

東京都「東京都統計年鑑　令和５年」を基に作成

２　人口

（１）人口・人口密度

○　東京都は 1,420 万人の巨大な人口を擁し、区部に 988 万人、多摩地域に 429 万人、島しょ部に２万人が居住している(*)。人口密度は、東京都は約 6,400 人／㎢と都道府県別では最も高く、特に人口が集中している区部は、約１万６千人／㎢と非常に高い(**)。

65 歳以上の高齢者が占める割合は 23%で、全国と比べて低い。

なお、65 歳以上人口のうち、単独世帯の割合は 26%と全国に比べて高い(**)。

（２）都内滞在者

○　東京都の昼間人口は 1,675 万人、昼夜間人口比率は 119%と、都道府県別では最も高い。また、他道府県から東京都への通勤・通学者（流入人口）は、336 万人である(***)。

（３）外国人

(*) 東京都「東京都の人口（推計）」（令和７年１月１日現在）
(**) 総務省「令和２年国勢調査」から算出
(***) 総務省「令和２年国勢調査　従業地・通学地による人口・就業状態等集計結果　結果の概要」及び東京都「令和２年国勢調査による東京都の昼間人口（従業地、通学地による人口）」

○　都内には在留外国人が約 72 万人おり(*)、海外からの旅行者も一日当たり平均 12 万人ほど滞在している(**)。

３　道路、鉄道、空港・ヘリポート及び港湾

（１）道路

○　東京を中心として、環状・放射状に幹線道路が広がり、多摩地域では、東西と南北の格子状に幹線道路が形成されている。高速道路は、首都高速道路を中心として、東名高速道路、中央自動車道、関越自動車道などが放射状に延びている。

都心部に交通が集中する構造を改善するため、三環状道路（首都高速中央環状線、東京外かく環状道路、首都圏中央連絡自動車道）等の整備を進めている。

（２）鉄道

○　東京の鉄軌道・新交通システムは、世界に類を見ない高密度で正確、安全なネットワークを構築しており、総延長は１千キロメートルに及び、駅の数は 750 に及ぶ。そのうち 100 以上の駅では、一日の乗降客数が 10 万人を超える。

（３）空港・ヘリポート

○　内陸部に東京国際空港、調布飛行場、東京ヘリポート、島しょ地域に大島空港、新島空港、神津島空港、三宅島空港、八丈島空港がある。

東京国際空港は、一日の就航数約 640 便、乗降客数約 21 万人となっており、いずれも全国で最も多い(***)。

島しょ地域の空港と東京の間は、それぞれ定期便が就航し、更に小離島を含め、ヘリコミューターが補完している。

（４）港湾

○　東京港は、東日本の国内各地と海外を結ぶ物流拠点として、日本を代表する国際貿易港となっている。

島しょ地域には、各島１～３の港湾があり、青ケ島を除き、大型定期船が直接東京湾と結ぶほか、小離島と大離島との間で村営船等が運航されている。

東京港及び島しょ港湾の令和５年における入港船舶数は、約 47,000 隻、船客

(*) 東京都「外国人人口」（令和７年１月１日現在）
(**) 国土交通省　観光庁「宿泊旅行統計調査（令和５年１～12 月）」から算出
(***) 国土交通省「令和５年空港管理状況調書」から算出

乗降人員数は約 140 万人、取扱貨物量は約 8,500 万トンとなっている(*)。

４　政治・行政

（１）首都

○　区部には、国会、首相官邸、中央省庁など、立法、行政の中枢機能が集中し、千代田区には皇居が存在し、首都として、また首都圏の中核として重要な位置を占めている。

また、東京圏（１都３県）は、全国人口の約 30％に当たる 3,700 万人を擁し(**)、我が国の政治、経済、文化の中心をなすとともに、大都市圏として一つの地域社会を形成している。

（２）行政区分

○　東京都は、23 区、26 市、５町、８村で構成される。特別区は、消防など多くの点で、都と一体的な運営がなされている。

また、八王子市以西の多摩地域、島しょ地域を除く区市の面積は小さく、隣接する区市が一体となって都市や生活圏を形成している。

５　経済

日本経済の中心である東京には、全国や世界を対象とする本社機能、金融機能、情報機能など、広域的な機能を担う産業が集積している。

資本金 50 億円以上の企業 1,243 社（全国の 57％）が東京に本社を構えている。また、情報通信業の売上額は、全国の 66％を東京が占めている(***)。都内総生産額（名目）は、約 114 兆円で全国の 20％を占める(****)。

都内では、資本金 1,000 万円以上の企業約 14 万社（全国の 19％）(***)が活発に経済活動を続け、大手町や丸の内、新宿副都心、六本木といった地域に大規模なオフィス街を形成している。

６　市街地

（１）木造住宅密集地域

(*) 国土交通省「港湾統計（年報）令和５年（2023 年）」
(**) 総務省及び各都県の人口推計（令和７年１月１日現在）から算出
(***) 総務省「令和３年経済センサス-活動調査」から算出
(****) 東京都「都民経済計算年報　令和３年度」及び内閣府「県民経済計算」（令和３年度）から算出

○　都内には、ＪＲ山手線外周部を中心に、木造住宅密集地域が広範に形成されている。このうち、震災時に特に甚大な被害が想定される地域を整備地域（28地域、約6,000ha）に指定し、防災対策を推進している。

（２）超高層建築物

○　高さ60メートル以上の超高層建築物が、約1,400棟立地している(*)。

（３）大規模集客施設

○　大規模な商業施設、文化・スポーツ施設、新宿・渋谷などの大規模な繁華街、新宿・八重洲などの地下街、一日の乗降客数が100万人を超える大規模なターミナル駅など、不特定多数の人々が集まる施設が数多く存在する。

７　石油コンビナート等

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に定める石油コンビナート等特別防災区域として、東京国際空港地区（大田区）が指定されている。

８　貯水池

小河内貯水池（奥多摩湖。山梨県にまたがる。）、山口貯水池（狭山湖。埼玉県にまたがる。）及び村山上・下貯水池（多摩湖）が所在している。

９　自衛隊施設

防衛省（市ヶ谷地区）をはじめ、陸上自衛隊朝霞駐屯地、同練馬駐屯地、航空自衛隊府中基地、同横田基地などが所在している。

10　米軍基地

横田飛行場のほか通信施設など、７か所の米軍基地が存在する。
横田飛行場は、敷地面積714haで、都内５市、１町にまたがって存在する。

(*) 東京都「建築統計年報2025年版」から算出

第２章　想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態

第１節　想定する事態類型及び事態例

○　基本指針では、武力攻撃事態については４類型、緊急対処事態については４事態例が想定されている。本計画では、基本指針で想定されている類型及び事態例を対象とする。

また、それぞれの類型において、ＮＢＣ兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

＊　Ｎ：核（物質）Nuclear　Ｂ：生物剤 Biological　Ｃ：化学剤 Chemical

１　基本指針で想定されている類型及び事態例

（１）武力攻撃事態

○　武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

基本指針では、次の４類型が示されている。

①　弾道ミサイル攻撃
②　ゲリラや特殊部隊による攻撃
③　航空攻撃
④　着上陸侵攻

（２）緊急対処事態

○　緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

基本指針では、次の４事態例が示されている。

①　攻撃対象施設等による分類

ア　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

（事態例）

- 原子力事業所等の破壊
- 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- 危険物積載船への攻撃
- ダムの破壊

イ　多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

（事態例）

- 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- 列車等の爆破

②　攻撃手段による分類

ア　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

（事態例）

- ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- 炭そ菌等生物剤の航空機等による大量散布
- 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- 水源地に対する毒素等の混入

イ　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

（事態例）

- 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- 弾道ミサイル等の飛来

【参考資料５】事態類型・事態例と特徴

２　本計画における留意点

○　本計画では、最近の国際情勢及び大都市東京の特性を踏まえ、特に、次の二つの事態に留意する。

①　弾道ミサイル攻撃（武力攻撃事態及び緊急対処事態）

ウクライナ危機において首都攻撃への対応の重要性が明らかになり、また、我が国の近隣ではミサイル発射が繰り返される状況にある。

本計画では、ミサイルを現実的な脅威として、ハード・ソフト両面から備えを重視する。

②　大規模テロ等（緊急対処事態）

世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や、首都東京でテロが起きた場合には、都民にも甚大な被害が想定されることから、大規模テロ等に迅速に対処すべく、本計画において実効性を確保する。

【参考資料６】想定されるリスク（参考）

○　なお、サイバー攻撃について、日常茶飯事に行われており、武力攻撃や大規模テロ等の際には、より高度なサイバー攻撃・テロも想定される。これらの攻撃は、ライフラインや医療機能等に多大な影響を及ぼし、都民生活や都市活動に大きな影響を与えるおそれもあることから、関係機関等と連携し、平時から動向に注

視していくとともに、有事には適切に対応していく。

第２節　緊急対処事態に関する読替え

○　本計画における「武力攻撃事態等」には、緊急対処事態を含む。「緊急対処事態」の場合は、次表のように読み替える。

武力攻撃事態の場合	緊急対処事態の場合
対処基本方針	緊急対処事態対処方針
国民保護措置	緊急対処保護措置
国民保護対策本部	緊急対処事態対策本部
国民保護対策本部長	緊急対処事態対策本部長

○　なお、次の規定については、緊急対処事態においては準用されない。

- 事態対策本部長の総合調整の権限に関する規定
- 内閣総理大臣の指示・代執行権に関する規定
- 国際人道法に関する規定
- 赤十字標章等、特殊標章等に関する規定
- 生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定

第３章　武力攻撃事態等への対処

第１節　事態対処の実施体制

○　都は、武力攻撃事態等において、内閣総理大臣の設置指定に基づき、都対策本部を設置し、関係機関と連携協力して、住民の避難や避難住民の救援などの国民保護措置を総合的に推進する。

１　東京都国民保護対策本部

○　都対策本部の組織及び運営は、「国民保護法」、「東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」（平成 17 年東京都条例第 18 号）、「東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則」（平成 18 年東京都規則第 108 号）に基づき行う。

（１）役割

○　都対策本部は、都、区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関が、東京都の区域において実施する国民保護措置を総合的に推進する。

（２）組織及び構成

○　都対策本部に、本部長室、局、地方隊を置く。
- 本部長室は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。
- 都対策本部の局に局長を、地方隊に地方隊長を置く。
- そのほか都対策本部には、本部派遣員、その他職員を置く。

○　都対策本部の設置場所と被災現地との間の連絡調整、被災現地における機動的かつ迅速な措置の実施のため、現地対策本部を置く場合がある。

【別紙２】都対策本部の構成及び職務

（３）各組織の所掌事務

①　本部長室

名　称	所　掌　事　務
本　部　長　室	本部長室は、次の事項について都対策本部の基本方針を審議策定する。 ・　国民保護措置全体にわたる都の対処基本方針に関すること。 ・　重要な武力攻撃災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・　避難の指示及び緊急通報の発令に関すること。 ・　救援の実施に関すること。 ・　公用令書の交付を伴う特定物資の収用等及び応急公用負担に関すること。 ・　現地対策本部の設置に関すること。 ・　局長、地方隊長及び区市町村長に対する事務の委任に関すること。 ・　自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること。 ・　国、他道府県、公共機関等に対する応援の要請に関すること。 ・　国民保護措置に要する経費の処理方法に関すること。 ・　前各号に掲げるもののほか、重要な国民保護措置に関すること。

②　各局

【別紙３】各局の分掌事務

③　地方隊

名　　称	管　轄　区　域	所　掌　事　務
大　島　地　方　隊	大島支庁の管轄区域 （大島町、利島村、新島村、神津島村）	地方隊は都対策本部の事務を分掌する。
三　宅　地　方　隊	三宅支庁の管轄区域 （三宅村、御蔵島村）	
八　丈　地　方　隊	八丈支庁の管轄区域 （八丈町、青ヶ島村）	
小 笠 原 地 方 隊	小笠原支庁の管轄区域 （小笠原村）	

○　都対策本部長は、地方隊長が実施する事務を支援し、本部長室及び局との連絡調整を行うため、現地派遣所を設置することができる。

・　現地派遣所長…本部長が本部職員の中から指名
・　現 地 派 遣 員…本部長が指名する者又は地方隊長が指名する地方隊の隊員

④　現地対策本部

区　分	内　　容
構　　成	現地対策本部長　　本部長が、副本部長又は本部員の中から指名 現地対策副本部長　　本部長が指名する本部の職員 現地対策本部員　　本部長が指名する者 現地対策本部派遣員　　関係機関の長が指名する職員
所掌事務	１　災害及び復旧状況の情報分析に関すること。 ２　区市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。 ３　現地職員の役割分担及び調整に関すること。 ４　自衛隊の部隊等の派遣に係る意見具申に関すること。 ５　本部長の指示による国民保護措置の推進に関すること。 ６　各種相談業務の実施に関すること。 ７　その他緊急を要する国民保護措置の実施に関すること。
設置場所	被災現地周辺又は区市町村庁舎等

（４）都対策本部長の権限

○　都対策本部長は、都の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使する。

①　都の区域内の国民保護措置に関する総合調整

②　国の対策本部長に対する総合調整の要請

③　指定地方行政機関の長及び指定公共機関に対する職員の派遣の求め

④　国の対策本部長に対する必要な情報の提供の求め

⑤　国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

⑥　警視庁及び都教育委員会に対する措置の実施の求め

【別紙４】都対策本部長の権限

（５）都対策本部の設置場所

○　都対策本部は、東京都防災センターに設置する。
東京都防災センターが被災等により使用不能な場合は、「東京都業務継続計画（都政 BCP オールハザード型 Step. １）」を準用して都対策本部を設置するものとする。

・　代替施設の考え方（東京都災害対策本部の場合、「東京都業務継続計画（都政 BCP オールハザード型 Step. １）」）として、都防災センターが使用不可能な場合、第一本庁舎、第二本庁舎の順に、災害対策本部機能を使用可能な会議室等に移転する。都庁舎が使用不可能な場合、防災行政無線等の機能を

有した立川地域防災センターに移転する。
・　代替施設の選定に当たっては、鉄道等公共交通機関の被災状況、職員の移動手段の確保状況等を勘案して決定する。
・　都防災センターの機能が回復した場合には、速やかに都防災センターへ災害対策本部機能を戻す。
・　各局等においても、非常時優先業務の実施に必要となる機能を特定し、執務室が被害を受けた場合を想定して、当該機能を維持するための対策をあらかじめ定めておく。

○　知事は、都の区域内に都対策本部を設置することができない場合、避難先地域を管轄する知事と協議し、その了解を得て、避難先地域に都対策本部を設置することとする。

（６）都対策本部の設置及び体制の確立

①　都対策本部の設置

○　国は、対処基本方針を定め、国の対策本部を設置
　その際、内閣総理大臣は、国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び区市町村を指定

○　知事は、内閣総理大臣から、総務大臣を経由して対策本部の設置指定通知を受けた場合、直ちに都対策本部を設置
・　都対策本部担当職員は、直ちに、都対策本部設置の旨を各局に通知するとともに、区市町村及び指定地方公共機関に通知
・　都対策本部長（知事）は、特に必要があると認める場合は、指定地方行政機関等に対して職員の派遣を要請
《派遣の求め先》
・　指定地方行政機関
・　東京都を警備区域とする陸・海・空自衛隊
・　都内の区市町村
・　指定公共機関、指定地方公共機関

○　都対策本部設置の指定要請
　知事は、いまだ都対策本部の設置指定が行われていない場合において、都における措置を総合的に推進するために必要があると認める場合は、総務省消防庁を経由して、内閣総理大臣に対して、都対策本部設置の指定を要請する。

②　都対策本部会議の開催

○　都対策本部長は、都対策本部設置後、直ちに都対策本部会議を開催し、武

力攻撃事態等の状況認識を共有するとともに、国の対処基本方針、庁内及び関係機関等からの情報等を踏まえて、都において実施する国民保護措置の全体的な方針となる「東京都国民保護措置方針」を策定する。

≪東京都国民保護措置方針で定める事項≫

- 都の区域と周辺地域における武力攻撃事態等の状況
- 避難、救援、武力攻撃災害への対処、国民生活の安定など、都が行う国民保護措置の全体に関する方針
- 避難準備等緊急に対応すべき事項に関すること。
- その他特に留意すべき事項

③　都対策本部体制の確立

ア　本部長室、局等の体制確保

○　都対策本部長は、（２）組織及び構成、（３）各組織の所掌事務に基づき、本部長室、局、地方隊の体制を確立する。

また、都対策本部の応急対策活動を迅速かつ円滑に進めるため、災害対策本部の場合に準じて、救出・救助統括室、部門、連携チームを設置するものとする。

イ　都対策本部職員の配備（非常配備態勢）

○　都対策本部長は、各局長又は地方隊長に対して、あらかじめ定める「非常配備態勢の基準」に基づき、非常配備態勢を指令し、局長、地方隊長及び都対策本部の職員を配備する。

○　各局長及び地方隊長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、各局長があらかじめ定める「非常配備態勢の種類に応じて措置すべき要領」に基づき、所属職員に対して分掌、配置場所、配備時間、土曜・休日等の対応等を指示する。

ウ　都対策本部の情報連絡体制

○　都対策本部は、「関係機関」の担当部署を窓口として情報連絡を行う。

情報連絡に当たっては、第６章第１節「４　通信連絡体制の整備」（130ページ）の通信連絡の系統、手段・システムを用いる。

【別紙５】通信連絡系統図

エ　都対策本部における広報体制

○　武力攻撃事態等において住民に適時・的確に情報提供を行うため、広報は、都対策本部で一元的に行うこととし、危機管理監が統括する。

○　広報は、広報紙、都が提供するテレビ・ラジオ番組、記者会見・発表、

問合せ窓口の開設、ホームページやＸ（旧 Twitter）、アプリ等のほか、多様な手段を活用して行う。

○　広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応する。
　また、デマ情報への注意喚起を併せて実施し、都民の冷静かつ安全な行動を促す。

○　都は、「警報、避難の指示、緊急通報」以外に、退避の指示、警戒区域の設定など、緊急に住民に伝達する必要があると認めるときは、平素における協議を尊重し、放送事業者に対して放送の依頼を行う。
　放送の依頼に当たっては、放送依頼の理由、放送事項、その他必要な事項を明らかにするものとする。
　なお、放送の有無、放送の形式、内容等については、各放送事業者の自主的な判断によるものとし、報道の自由を侵すものであってはならない。

オ　知事の記者会見

○　都対策本部において重要な方針を決定した場合など、その重要性に応じて、直ちに、知事自ら記者会見を行う。

カ　都民の相談窓口の開設

○　都は、都対策本部を設置したときは、常設の都民相談窓口とは別に、都庁舎等に臨時相談所を設置し、被災者の生活などに関する相談、要望、苦情等の早期解決に努める。
　また、被災外国人等からの外国語による問合せ等に対応するため、外国人相談窓口を開設する。

○　大規模かつ広域な災害の場合は、都関係部局及び関係機関による総合相談所を開設する。

キ　通信連絡の確保

（ア）通信連絡手段の確保

○　都本部が設置されるまでの都の通信連絡は、通常の勤務時間においては、都総務局（総合防災部）が担当し、夜間休日等の勤務時間外において災害対策要員が参集するまでは、東京都夜間防災連絡室が担当する。

○　都本部への通信連絡は、東京都防災センター内指令情報室において処理する。

○　通信連絡の方法は、原則として、東京都防災行政無線の電話、ＦＡＸ、東京都災害情報システム及び画像伝送システムを使用して行うほか、閉域ＬＴＥ端末、携帯電話、衛星携帯電話、モバイル衛星通信機器等の通

信手段の活用も図る。

○　東京都防災行政無線において以下のとおり通信統制を実施する。
- 全回線又は任意の回線についての時限統制
- 任意の話中回線への割込み通話や、その回線の強制切断

（イ）通信連絡手段の機能確認

○　都は、必要に応じ、情報連絡手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。
また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

（７）都対策本部の廃止

○　知事は、内閣総理大臣から都対策本部の設置指定解除の通知を受けたときは、遅滞なく、都対策本部を廃止する。

○　知事は、都対策本部を廃止したときは、都対策本部の設置に準じて、区市町村、指定地方公共機関等に通知する。

○　都対策本部の廃止に伴い、都現地対策本部を廃止する。

（８）突発的な事態発生

○　国による事態認定前(*)に武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合は、災害対策基本法など既存の法制を活用し、柔軟に対応する。

○　具体的な対処は、第５章第１節「２　都緊急対処事態対策本部設置指定が行われる前にテロが発生した場合」（114 ページ～）による。

(*) この時点では、都は国民保護法に基づく措置を行うことができない。

２　関係機関との連携

○　都は、国、他の道府県、区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と連携協力し、国民保護措置を実施する。

（１）国の対策本部との連携

○　都は、国の対策本部と密接な連携を図る。この場合、都は、原則として、総務省消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

○　都は、特に緊密な連携を確保する必要がある場合は、国と協議し、連絡職員の派遣を行うものとする。

○　都は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡職員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図るものとする。
　また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会(*)を開催する場合には、都対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

（２）国（指定行政機関・指定地方行政機関）との連携

①　指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対する措置実施の要請

○　知事は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合、都は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

≪区市町村長から措置実施の要請の求めがあった場合≫

○　知事は、区市町村長から①の要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対して要請を行うなど適切な措置を講ずる。

②　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

○　知事は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

○　知事は、前項の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合など

(*) 国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされている。

において、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、前項の職員の派遣について、あっせんを求める。

○　都の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあっせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。

≪区市町村が派遣要請を行う場合の経由≫

○　都は、区市町村が職員の派遣要請を行うに当たり、その需要を取りまとめ、指定行政機関等に要請する。(*)

（３）自衛隊との連携

①　自衛隊の部隊等の派遣要請等

○　知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する（国民保護等派遣）。(**)

○　要請を行う場合には、次の事項を明らかにし、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

≪想定される自衛隊の国民保護措置の内容≫

- 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供等）
- 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、ＮＢＣ攻撃による汚染への対処等）
- 武力攻撃災害の応急復旧（危険ながれきの除去、施設等の応急復旧等）

≪要請に当たり明示すべき事項≫

- 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項

≪区市町村長からの求めに応じた派遣要請≫

○　知事は、区市町村長から、当該区市町村の区域に係る国民保護措置を

(*) 人命の救助等のために特に緊急を要する場合、区市町村は直接指定行政機関等に要請できる。

(**) 武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意する。

円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

②　派遣部隊との意思疎通

○　知事は、国民保護措置を円滑に行うため、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、都対策本部派遣員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

（４）消防の応援等

①　消防庁長官に対する消防の応援等の要請

○　知事は、都内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等を要請する。

②　消防庁長官から被災道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

○　知事は、都が被災していない場合において、消防庁長官から被災道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合、消防総監又は都内の消防本部を設置する市町村長に対して応援出動等の措置を講ずるよう指示する。

③　市町村長に対する指示

○　知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、都内の消防本部を設置する市町村長若しくはその消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示する。

（５）区市町村との連携

①　国民保護措置に関する総合調整

○　都対策本部長は、区市町村対策本部長から、国民保護措置に係る総合調整の要請を受けたときは、関係機関の意見を聴くなどして、必要な調整を行う。

②　区市町村長の求めに応じた協力

○　知事は、区市町村長から国民保護措置の実施に関して応援の求めがあった場合は、求められた応援が実施できない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

③　区市町村長からの職員の派遣要請

○　知事は、区市町村長から、当該区市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

④　区市町村長からの職員派遣のあっせん要請

○　知事は、区市町村長から職員の派遣についてあっせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あっせんを行う。

⑤　各機関に対する要請に係る区市町村からの求めへの対応

・　指定行政機関、指定地方行政機関に対する措置実施の要請の求め ⇒上記（２）①のとおり
・　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請の求め ⇒上記（２）②のとおり
・　防衛大臣に対する派遣要請の求め ⇒上記（３）①のとおり

⑥　区市町村の事務の代行

○　知事は、武力攻撃災害の発生により、区市町村長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該区市町村の長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代行する。

○　知事は、区市町村長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

（６）指定公共機関・指定地方公共機関との連携

①　指定公共機関、指定地方公共機関からの応援の求め

○　都は、指定公共機関又は指定地方公共機関から、労務、施設、設備又は物資の確保について応援の求めがあった場合には、求めに応じることが極めて困難な場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、求めに応じた応援を行う。

②　指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

○　都は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合、都は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

（７）他の道府県との連携

①　他の道府県との間の応援

○　都は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の道府県に対して応援を求める。

○　都は、他の道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

○　応援を求める道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

○　都が他の道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じて応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、その内容について総務省消防庁を通じて国の対策本部に連絡する。ただし、都公安委員会が、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 60 条の規定に基づき警察庁又は他の道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。

②　広域的な応援協定等に基づく連携

○　都は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合、あらかじめ締結する「相互応援協定」等に基づき、避難、物資及び資材の提供並びに救援等の国民保護措置に関して応援を求め、又は応援をする。

○　特に、首都圏を構成する九都県市に関しては、都県域を越える通勤・通学者の避難などについて、相互に連携・協力するものとする。

③　事務の一部の委託

○　都が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして行う。

・　委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
・　委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

○　他の道府県に対する事務の委託を行った場合、都は、上記事項を公示するとともに、総務省消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。

また、事務の委託を行った場合は、知事はその内容を速やかに議会に報告

する。

④　職員の派遣要請

○　都は、国民保護措置の実施のために必要があるときは、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、他の道府県に対して、職員の派遣を要請する。

（８）現地連絡調整所の設置

○　都は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、各機関の参加を得て、現地周辺の安全が確保された場所に現地連絡調整所を設置する。

≪参加機関の例≫

警視庁、東京消防庁又は消防本部、第三管区海上保安本部、保健所、医療機関、都区市町村、自衛隊など現地で活動している機関

≪実施内容≫

- 被災状況や各機関の活動状況の把握
- 各機関が有する情報の共有
- 現地における活動の連携のための調整　等

（９）住民への協力要請

○　都は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導（第３節「２　避難の指示」（45 ページ））
- 避難住民等の救援（第４節「２　救援に関する措置」（67 ページ））
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（第５節「２　住民の協力」（82 ページ））
- 保健衛生の確保（第５節「２　住民の協力」（82 ページ））

※　協力は住民等の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

（10）自主防災組織への協力要請等

①　自主防災組織に対する協力要請

○　都は、住民への協力要請と同じく、自主防災組織に対して、必要な援助について要請する。

この場合、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

②　自主防災組織に対する支援

○　都は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に要する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

○　特に、都内には超高層ビル（事業所）や大規模集客施設が多いことを踏まえ、自主防災組織や施設管理者が行う従業員や来場者の避難誘導等が円滑・迅速に行われるように、的確な情報提供を行うなど、必要な支援を行う。

(11) ボランティア活動への支援

○　都は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、その技能等の効果的な活用を図る。

○　都及び東京ボランティア・市民活動センターは、東京都災害ボランティアセンター(*)を設置し、区市町村災害ボランティアセンターに対し、災害ボランティアコーディネーターの派遣等の支援を実施する。

○　都は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

(12) 米軍への協力依頼等

○　米軍基地所在都道府県における米軍と調整する必要がある事項については、「米軍施設・区域の周辺地域における住民の避難について」（平成 18 年９月 21 日付閣副安危第 300 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、必要な整理を行う。

○　特に、横田基地については、平素からの協議に基づき、次のような協力を求める。
- 突発的に事態が発生した場合の迅速な事態把握、情報交換
- 基地内日本人従業員に対する警報等の伝達
- 住民等の避難に関して、緊急の対応が必要な場合における基地内通行
- 平素からの意見交換を踏まえた相互協力　等

(*) 区市町村と連携して、ボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援するため、都が東京ボランティア・市民活動センターと協働で設置、東京ボランティア・市民活動センターが市民活動団体と協働で運営する災害ボランティアセンター

３　被災情報の収集・報告

○　都は、東京都災害情報システム、高所カメラ、防災行政無線、電話その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

○　警視庁は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。

　東京消防庁は、救出、救助に当たっている現場において情報収集するとともに、ヘリコプターテレビ電送システム等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。

○　都は、被災情報の収集に当たっては、区市町村（東京消防庁が管轄する区市町村については東京消防庁）に対し、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき報告を求める。

○　都は、自ら収集し、又は区市町村（東京消防庁が管轄する区市町村については東京消防庁）及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、ＦＡＸ等により直ちに総務省消防庁に報告する。（*）

○　都は、第一報を総務省消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、区市町村（東京消防庁が管轄する区市町村については東京消防庁）に続報を求めることとし、収集した情報を電子メール、ＦＡＸ等により総務省消防庁が指定する時間に報告する。

　なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、総務省消防庁に報告する。

○　警視庁は、収集した情報を都対策本部に連絡するとともに警察庁に速やかに連絡する。

○　都は、収集・整理した被災情報を区市町村等と共有するよう努める。

【別紙６】被災情報の収集・報告系統

（*）区市町村（東京消防庁が管轄する区市町村については東京消防庁）は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を都に報告し、その後は随時、都に被災情報の続報を報告するものとする。

　指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努め、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を都に速やかに報告するものとする。

４　赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理(*)

（１）国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

①　赤十字標章等

ア　赤十字標章

第一追加議定書（1949 年のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ））第８条（1）に規定される標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽）(**)

イ　信号

第一追加議定書第８条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用運送手段の識別のための信号又は通報）

ウ　身分証明書

第一追加議定書第 18 条３に規定される身分証明書

エ　識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用運送手段等

②　特殊標章等

ア　特殊標章

第一追加議定書第 66 条３に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ　身分証明書

第一追加議定書第 66 条３に規定される身分証明書

ウ　識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等

（２）赤十字標章等の交付及び管理

(*)【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】
1949 年８月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(**) 赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章は、日本では通常使用されない（赤新月の標章は、イスラム教国において使用）。これらの標章は、海外からの医療チームを受け入れる場合等に限定して利用する。

①　知事は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等(*)に基づき、必要に応じ具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

ア　避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者

イ　避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者
（ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む。）

②　知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、基準等に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

ア　医療機関である指定地方公共機関

イ　区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

（３）特殊標章等の交付及び管理

①　知事、警視総監及び消防総監は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、必要に応じ具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア　知事
- 国民保護措置に係る職務を行う都の職員（特別区の消防団員を含む。）
- 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ　警視総監
- 国民保護措置に係る職務を行う警視庁の職員
- 警視総監の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 警視総監が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

ウ　消防総監
- 国民保護措置に係る職務を行う東京消防庁の職員
- 消防総監の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 消防総監が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(*)「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」について（平成17年８月２日付閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）により定められている。

②　知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、基準等に基づき、特殊標章等の使用を許可する。

５　国民の権利・利益の救済に係る手続

（１）権利・利益の迅速な救済

○　都は、都対策本部を設置した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問合せに対応する総合的な窓口を開設する。

救済に係る手続は、国民保護措置の実施に伴う命令、要請等を担当する部署が行う。

【別紙７】国民の権利・利益の救済に係る手続項目一覧

（２）文書の適切な保存

○　都は、国民の権利・利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、都文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存する。

○　また、国民の権利・利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

○　なお、これらの文書は、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長するように配慮する。

第２節　警報等

○　国の対策本部長から警報が発令された場合は、あらかじめ定められた手順、方法に従って、迅速かつ的確に警報の通知及び伝達を行う。

○　警報が発令された場合は、避難措置の指示、救援の指示が出される可能性が高いことから、国や関係機関等と情報交換を密にし、住民避難や救援のための準備を急ぐ。

１　警報の通知、伝達

【別紙８】警報の通知・伝達の概要

（１）都・各機関等の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
国 （対策本部・ 指定行政機関・ 指定地方行政機関）	○　警報の発令・通知 ○　警報の伝達（指定行政機関等）
都	○　警報の通知・伝達
警視庁、東京消防庁	○　区市町村に協力して警報の伝達
区市町村	○　警報の伝達
指定公共機関・ 指定地方公共機関	○　警報の放送（放送事業者）

（２）住民がとるべき行動

・　落ち着いて情報収集に努める（防災行政無線、テレビ、ラジオ等）。
・　警報の内容に応じ、直ちに身を守る行動をとる。

※　第６章第６節「５　都民・事業者の皆様に行っていただきたい平素からの備え」（161 ページ）参照（「≪弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について≫」、「≪警報が発令された場合に直ちにとっていただきたい行動（例）≫」）

（３）国の対策本部長による警報の発令

○　国対策本部長が警報を発令し、総務大臣を経由して、知事に対して警報通知

≪警報の内容≫

- 武力攻撃事態等の現状及び予測
- 武力攻撃が迫り、又は発生したと認められる地域（特定の地域が予測困難な場合は、示されないこともある）
- 住民・団体等に周知すべき事項

（４）都における警報の通知・伝達等

ア　知事による警報の通知

○　知事は、通知を受けたときは、直ちにその内容を区市町村長、都の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、その他関係機関等に通知

≪通知先≫

- 「武力攻撃が迫り、又は武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する区市町村に対して優先的に通知
- 警報の緊急性を考慮し、放送事業者である指定地方公共機関への迅速な通知に留意

○　放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、警報の通知を受けたときは、それぞれの業務計画に基づき、速やかにその内容について放送することとされている。

イ　都による警報の伝達

○　都は、区市町村と協力して、大規模集客施設の管理者等に対して、警報の内容を伝達(*)

ウ　都による報道発表

○　都は、速やかに警報の発令された事実を報道発表

○　都のホームページに警報の内容を掲載

（５）区市町村の警報伝達に対する協力

○　区市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体(**)に伝達するものとする。

(*) 都は、業界団体や本社等に、区市町村は各事業所等に伝達することを基本とする。

(**) 区市町村が、その実情に応じてあらかじめ定める（自治会等）。

○　警報の伝達方法については、現在区市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。

①　「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該区市町村が含まれる場合

・　原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知

②　同地域に当該区市町村が含まれない場合

・　原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載などの手段により、周知（区市町村長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。）

・　警視庁及び東京消防庁は、区市町村と協力して、警報内容の的確かつ迅速な伝達を図る。

２　緊急通報の発令

【別紙９】緊急通報の発令の概要

（１）知事による緊急通報の発令

○　知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしており、武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令する。

○　特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃や大規模なテロ等が発生した場合は、災害の状況に応じて、迅速に緊急通報の発令を行う。

○　緊急通報の発令は、武力攻撃災害の兆候の通知や警視庁、東京消防庁等からの情報等に基づき、正確性や事態の緊急性を十分に勘案した上で行う。あわせて、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

（２）緊急通報の通知方法

○　緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする。ただし、警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。

○　知事は、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる区市町村に対して、特に優先して通知する。

○　知事は、緊急通報を発令した場合には、速やかに国の対策本部長に報告する。

※　放送事業者である指定公共機関等による緊急通報の放送

○　放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、緊急通報の通知を受けたときは、それぞれの国民保護業務計画に基づき、速やかに緊急通報の内容について放送することとされている。

第３節　避難等

○　武力攻撃事態等において、住民の生命、身体を守るためには、避難に関する措置が極めて重要であることから、国から避難措置の指示が出される前の段階から、国や関係機関等と情報交換を密にし、避難のための十分な準備を行う。

○　特に、警報が発令された場合は、避難措置の指示が出される可能性が高いことから、速やかに避難の準備を完了する。

○　知事は、国の対策本部長から避難措置の指示があった場合、避難準備の内容を踏まえ、直ちに区市町村長を通じて住民等に避難を指示する。

１　避難の指示の準備

（１）住民避難に必要な資料・情報の集約

○　都対策本部の担当者は、都対策本部設置後、直ちに、避難に関して平素から収集・整理している資料を都対策本部に用意するとともに、国や区市町村、関係機関等から必要な情報を収集する。

（２）「避難の指示」の想定

○　都は、国から出される避難措置の指示に備えて、平素から準備している資料及び都対策本部で集約した情報を基に、要避難地域、避難住民数、避難先地域、避難の時期、避難経路、運送手段等の避難の指示を想定し、それに基づき必要な準備を行う。

○　都は、おおむね次のような考え方で、避難の指示を想定する。

①　国の対処基本方針、国や関係機関等から得られた情報を基に、予測される事態類型及び影響範囲を想定し、要避難地域を想定する。(*)

②　予測される事態類型から、避難の指示までの時間的余裕を想定し、「避難所等への避難」か「屋内への避難」等の避難のパターンを想定する（（３）参照）。

③　避難所等への避難の指示を想定する場合は、避難住民の数（要避難地域の住民数）や交通機関に関する情報、国の対策本部長が利用指針を定める場合には当該指針に関する情報等を考慮して、避難先地域及び避難経路・運送手

(*) 国の指定に基づき区市町村対策本部が設置されている場合は、その範囲を想定する。

段等を想定する。

④　避難の指示の想定が適切なものとなるよう、国等と情報交換を密にする。

（３）避難のパターン

【別紙 10】事態類型と避難パターンの関係

○　「予測される事態類型」、「避難準備のための時間的余裕」及び「武力攻撃等による影響範囲」により想定する避難のパターンを示している。

（４）住民運送の準備

○　避難施設等への交通手段は、原則として、徒歩又は公共交通機関とする。

○　都は、想定する要避難地域、避難先地域、避難住民数等を基に、迅速かつ計画的な住民運送が図れるように、関係する指定公共機関及び指定地方公共機関と輸送力や運送方法等について調整する。

○　徒歩や公共交通機関による移動が困難な地域では、区市町村と連携し、借り上げ車両等により避難住民の運送が図れるように調整する。

なお、自家用車等の利用がやむを得ないと認められるときは、知事は、警視庁の意見を聴いた上で、交通手段として示すことができるものとする。

（５）要配慮者（高齢者・障害者等）の把握

○　都は、要配慮者の優先的避難や交通手段の確保のため、想定する要避難地域の区市町村に対して、区域内の要配慮者の状況を確認し、避難に関して必要な支援を行うための準備を進めるように要請する。

（６）避難誘導に関する準備

○　都は、想定する要避難地域及び避難先地域の区市町村に対して、都における避難準備について情報提供するとともに、避難の指示が出された場合に速やかに避難実施要領を定め、避難誘導するための準備を進めるように要請する。

○　都は、区市町村の誘導能力を把握するとともに、区市町村の行う避難誘導に関して、広域的な観点から必要な支援をするための準備を行う。

（７）超高層ビル、地下街、大規模集客施設等における避難準備の要請

○　都は、状況に応じて、超高層ビル、地下街、大規模集客施設等の施設管理者に対して、都内における武力攻撃事態等の予測などの情報提供を行うとともに、避難の指示に応じて円滑に避難・誘導等を行えるように、必要な準備を要請す

る。

（８）避難先地域における避難所候補の選定

○　都は、避難先地域に想定される区市町村において、あらかじめ指定された避難施設の現状を把握し、避難所の候補施設を選定する。

２　避難の指示

【別紙 11】避難の指示の概要

（１）都・各機関等の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
国 （対策本部・ 指定行政機関・ 指定地方行政機関）	○　避難措置の指示、内容の通知 ○　避難住民の誘導に係る支援
都	○　避難の指示、指示内容の通知 ○　区市町村による避難誘導を支援
警視庁	○　区市町村と協力して避難の指示を周知 ○　区市町村と協力して避難住民の誘導 ○　交通規制、放置車両の撤去
東京消防庁	○　区市町村と協力して避難の指示を周知 ○　区市町村と協力して避難住民の誘導
区市町村	○　避難の指示の周知 ○　避難実施要領の策定及び伝達 ○　避難住民の誘導
第三管区海上保安本部	○　区市町村と協力して避難住民の誘導
自衛隊	○　派遣された部隊による避難住民の誘導
指定公共機関・ 指定地方公共機関	○　避難の指示の放送（放送事業者） ○　避難住民の運送（運送事業者）

（２）住民の行動

①　住民のとるべき行動

○　状況に応じて適切な避難行動をとる。

○　行政機関から避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。

※　第６章第６節「５　都民・事業者の皆様に行っていただきたい平素からの備え」（161 ページ）参照（「≪弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について≫」、「≪武力攻撃の類型などに応じた避難などの留意点≫」）

②　住民の協力

○　避難住民その他の者は、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請さ

れたときは、必要な協力をするよう努める。

※　協力は住民等の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

（３）避難の指示のフロー

①　国の対策本部長による避難措置の指示

○　国の対策本部長は、総務大臣を経由して、知事に対して避難措置の指示

≪避難措置の指示の内容≫

- 要避難地域
- 避難先地域（避難経路となる地域を含む。）
- 関係機関が講ずべき措置の概要

○　知事は、避難措置の指示を受けた場合、直ちに避難措置の指示の内容を通知

≪通知先≫

- 区市町村
  ※　特に要避難先地域又は避難先地域に該当する区市町村に対しては、優先的に通知
- 都の執行機関
- 放送事業者その他の指定地方公共機関
- その他関係機関等

②　知事による避難の指示

○　知事は、避難措置の指示の内容を具体化し、次の事項を加えて、直ちに避難の指示の内容を決定

- 主要な避難経路
- 避難のための交通手段
- その他避難の方法

○　知事は、要避難地域を管轄する区市町村長を通じて、当該要避難地域の住民に対して、避難を指示

【別紙 12】避難の指示の内容（例）

○　知事は、直ちに避難の指示の内容を、避難先地域を管轄する区市町村長に通知

その他の区市町村長、都の執行機関、放送事業者その他の指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関等に通知

あわせて、避難先地域の避難施設の施設管理者に通知

○　放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、避難の指示の通知を受けたときは、それぞれの業務計画に基づき、速やかにその内容について正確かつ簡潔に放送することとされている。

※　知事は、国の対策本部長が示した要避難地域に近接する地域の住民をも避難させることが必要と判断した場合は、当該地域を要避難地域に含めて避難を指示する。

（４）国の対策本部長による利用指針の調整（*）

○　知事は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施とについて、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、総務省消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合、知事は、国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第６条第３項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第６条第４項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、都の意見や関連する情報をまとめる。

（５）事態類型に応じた避難の指示上の留意点

①　弾道ミサイルによる攻撃の場合

○　弾道ミサイルは、発射後短時間で着弾することが予想されるため、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める等、迅速な情報伝達等により、被害を局限化することが重要である。

○　弾道ミサイル攻撃の場合、当初は、屋内避難をするよう警報が発令される。警報と同時に住民をできるだけ近くのコンクリート造の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。

○　着弾直後は、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、

（*）武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、国の対策本部長が対処基本方針に基づき定めることができる特定公共施設等の利用に関する指針。国の対策本部長は、利用指針を定める場合には、関係する地方公共団体の長等の意見を聴かなければならないとされている。

国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

【別紙 12】避難の指示の内容（例）≪弾道ミサイルによる攻撃≫

②　ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

○　知事は、国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行う。移動の安全が確保されない場合は、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時的に避難させ、その後安全措置を講じつつ、適切な避難場所に移動させるなど応急的かつ柔軟な避難対応を行う。

○　知事は、ゲリラ等による急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示(*)、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

【別紙 12】避難の指示の内容（例）≪ゲリラによる攻撃≫

③　航空機による攻撃

○　航空機攻撃が大規模な着上陸侵攻の前提として行われる場合は、着上陸侵攻の場合と同様の対応をとるものとする。

○　急襲的に航空攻撃が行われる場合については、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

○　また、近年ではドローン（無人機）による攻撃も生起していることから留意が必要である。

④　着上陸侵攻の場合

○　大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、都の区域を越える広域的な避難が必要となる。

　この場合、我が国全体としての調整等が必要となるため、国が総合的な方針として示す避難措置の指示を待って行うことが適当とされている。

　このため、都は、まず国や関係機関からの情報収集に努め、避難措置の指示に即応できるように必要な準備を行う。

○　なお、戦闘が予想される地域から先行して避難させることに留意する。

(*) 退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため緊急の必要がある場合に、地域の実情に精通している区市町村長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものであり、知事にもこの権限が付与されている。

⑤　ＮＢＣを使用した攻撃

ア　核兵器等

○　知事は、核兵器による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合、熱線爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初の段階は爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等への避難を指示し、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤を服用させるなどして、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる。

○　知事は、直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域に避難するよう指示する。

○　知事は、ダーティボムによる攻撃の場合、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難するよう指示する。

○　関係機関は、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難させるとともに、手袋、帽子、雨ガッパ等を着用させる。
　また、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けることを指示する。

○　関係機関は、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染（防災基本計画（原子力災害対策編）の簡易除染をいう。以下同じ。）その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。

イ　生物兵器等

○　知事は、生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示する。

ウ　化学兵器等

○　知事は、化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示する。

○　化学剤は、一般的に空気より重いため、関係機関は可能な限り高所に避難させる。

（６）東京の特性に応じた避難の指示上の留意点

①　首都防衛と国民保護措置との錯綜の防止

○　首都防衛のため、都内に防衛力が集中することも予定されるため、それらと住民避難との錯綜（そう）の防止に留意する。

○　都は、国の対策本部長が港湾施設、飛行場施設、道路の利用指針を定める場合に、国の対策本部と協議して連絡職員を派遣し、緊密に情報交換するなどにより、防衛行動と錯綜しない円滑な住民避難を確保する。

○　知事は、特に迅速な判断が必要な場合や大きな混乱の発生が見込まれる場合において、円滑な住民避難を確保するために必要なときは、国の対策本部長と直接情報交換を行う。

②　大規模集客施設におけるパニック防止

○　大規模集客施設には不特定多数の人々が滞留することから、特に、施設近辺で突発的に武力攻撃等の事態が発生した場合又は発生のおそれに関する情報が広まった場合、パニックが発するおそれがある。

○　都は、大規模集客施設の施設管理者との連絡体制を確保し、構内放送や避難誘導が適切に行われるように情報提供や要請を行うとともに、区市町村、警察、消防等による避難誘導や情報伝達が行われるよう調整するなど、パニックの防止に努める。

③　他県からの多くの通勤・通学者等への対応

○　都は、警報が発令されるなど災害の発生が想定される場合は、他県からの通勤・通学者等に対して、公共交通機関等を利用し、要避難地域から速やかに退去（帰宅等）するよう求めるとともに、円滑に退去が進むよう、必要に応じて指定（地方）公共機関に運送を要請する。

○　あわせて、他県からの通勤・通学者等が円滑に退去（帰宅等）できるように、放送事業者や公共交通機関に協力を依頼するなどして、周辺の交通状況に関する情報を適切に提供する。

○　また、都は、事業者や学校の管理者に対して、これらの情報を従業員や生徒等に伝達し、適切な指示を行うよう求めるものとする。

④　一人暮らし高齢者に対する情報伝達

○　都は、都内に多く居住する高齢独居者の避難を支援するため、放送事業者や電気通信事業者に協力を依頼するなどして、インターネットやデジタル放

送を活用した多様な情報伝達に努めるとともに、区市町村による地域コミュニティ等を活用した情報伝達に協力する。

⑤　日本語を理解できない外国人に対する情報伝達

○　都は、日本語を理解できない外国人に対する避難の指示等の周知について、放送事業者に協力を依頼するほか、ホームページ、アプリを介しての多言語等での武力災害情報の発信や、外国人災害時情報センターにおいて情報提供を行うなどの情報伝達に努める。

⑥　米軍基地周辺地域の対応

○　都は、平素からの協議に基づき、特に横田基地周辺地域の住民避難が円滑に行えるよう、基地周辺の主要道路に関する利用について、横田基地と情報交換する。

○　また、基地内の従業員等が基地外に避難する場合や基地周辺の住民が緊急に基地内を通行しなければならない場合などに、迅速かつ円滑に避難が行えるよう、横田基地との緊密な連絡体制を確保する。

（７）避難住民の運送

○　知事は、避難住民の運送に関して必要がある場合は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送の求めを行う。(*)

　運送の求めに当たっては、53 ページ「（８）避難住民の運送の求めに係る調整」によって、必要な調整を行う。

○　知事は、避難住民の運送に関して必要がある場合、指定公共機関又は指定地方公共機関に指定されていない運送事業者に対しては、あらかじめ締結した協定に基づき運送を依頼する。

○　都は、避難住民の運送に当たっては、要配慮者の運送を優先して行う。この場合、重病者、重傷者、障害者等の独力では移動できない人々の運送を最優先する。

○　知事又は都公安委員会は、避難住民の運送に関係する車両について、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

(*) 運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとされている。

３　区市町村の避難誘導の支援

○　都は、避難住民の誘導に際しては、区市町村と警察、消防、自衛隊、管区海上保安本部等との連携が図られるように広域的な観点から調整を行うとともに、必要な支援を行う。

【別紙 13】都による避難住民の誘導の支援等

（１）区市町村長の避難実施要領策定の支援

○　知事は、区市町村長から避難実施要領の策定に当たって意見を求められた場合、避難の指示の内容に照らし、区市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう必要な意見を述べる。警視庁は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

（２）区市町村長による避難誘導の状況の把握

○　知事は、避難実施要領の策定後においては、区市町村長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、区市町村長からの報告、派遣した職員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

○　警視庁は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等を利用して情報収集を行うなど、必要な措置を講ずるとともに、区市町村からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

（３）区市町村長による避難誘導への協力等

○　東京消防庁は、その管轄地域内の区市町村長による避難住民の誘導に協力する。

　また、当該地域の消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。

○　知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、区市町村長に対して食料、飲料水、医療、情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。区市町村長からの要請があった場合についても同様とする。

　特に、区市町村長が都の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や区市町村長から要請があった場合には、現地に都職員を派遣して、避難先道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

（４）広域的見地からの区市町村長の要請の調整

○　知事は、複数の区市町村長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など避難誘導に係る人的・物的資源の配分について広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど区市町村長の要請に係る所要の調整を行う。

　また、区市町村長から警視庁等に連絡がとれない場合などは、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

（５）区市町村長への避難誘導に関する指示

○　知事は、避難の指示の内容に照らして、区市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合には、区市町村長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。

　この場合、指示に基づく所要の避難住民の誘導が区市町村長により行われないときは、知事は、区市町村長に通知した上で、都職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

（６）国及び他の地方公共団体への支援要請

○　知事は、避難住民の誘導に関して、都のみでは適切な支援及び調整等が行えないと判断した場合は、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

（７）内閣総理大臣の是正措置に係る対応

○　知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、区市町村長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

（８）避難住民の運送の求めに係る調整

○　知事は、区市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の区市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行う。(*)

○　知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。

　指示に当たっては、当該機関の安全が確保されていることを確認するととも

(*) 運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関は、知事又は区市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされている。

に、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況について必要な情報の提供を行う。

○　知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。（*）

（*）国の対策本部長が総合調整を行い、なお実施しない場合は、必要に応じ、内閣総理大臣が実施を指示することとされている。

４　都域を越える避難

（１）国からの避難措置の指示

○　国対策本部長が、総務大臣を経由して、都知事及び要避難先地域を管轄する道府県知事に対して、避難措置を指示することとされている。

（２）避難先地域の知事との協議

○　知事は、「避難先地域」を管轄する道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。(*)

・　避難住民数、避難住民の受入予定地域
・　避難の方法（運送手段、避難経路）　等

○　知事は、都の区域を越える避難を円滑に行うため、国の対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずる。

○　知事は、避難先の道府県知事が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合は、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、避難先の道府県知事に対し、国民保護法第 13 条に基づき、事務の委託を行うものとする。

（３）避難誘導に関する調整

○　都は、現地に都職員を派遣して、避難先道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

５　住民避難後の地域の治安の確保等

○　警視庁は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールを強化し、犯罪の予防に努める。

○　警視庁は、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

　警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

(*) 大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たり国により実質的な調整が図られることから、知事間の協議では、基本的に個別の地域の避難住民の割当など細部の調整を図る。

６　動物の保護等に関する配慮

○　都は、国からの動物の保護等に関する通知(*)に基づき、以下の事項について区市町村や獣医師会等と連携協力し、必要な措置を講ずる。

・　危険動物等の逸走対策
・　飼養等されていた家庭動物等の保護収容　等

７　指定公共機関、指定地方公共機関に対する放送依頼

○　都は、「警報、避難の指示、緊急通報」以外に、退避の指示、警戒区域の設定など、緊急に住民に伝達する必要があると認めるときは、平素における協議を尊重し、放送事業者に対して放送の依頼を行うものとする。

○　放送の依頼に当たっては、放送依頼の理由、放送事項、その他必要な事項を明らかにするものとする。

○　なお、放送の有無、放送の形式、内容等については、各放送事業者の自主的な判断によるものとし、報道の自由を侵すものであってはならない。

(*) 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年８月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡）

８　交通規制

○　警視庁は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行う。

（１）交通状況の把握

○　警視庁は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

（２）交通規制の実施

○　警視庁は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

○　緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配意して行う。

　また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

（３）緊急通行車両の確認

○　緊急通行車両については、総務省消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は都公安委員会が確認し、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

（４）交通規制等の周知徹底

○　警視庁及び道路管理者である都は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

（５）緊急交通路確保のための権限等

①　交通管制施設の活用

○　警視庁は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

②　放置車両の撤去等

○　警視庁は、避難住民の運送、緊急物資の運送等のため必要な場合は、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行うとともに、必要に応じ運転者等に対し措置命令等を行う。

③　障害物の除去

○　警視庁は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

（６）関係機関等との連携

○　警視庁は、交通規制に当たっては、道路管理者等の関係機関との密接な連携を確保する。

９　島しょ地域における全島避難

○　島しょ地域で武力攻撃等が発生又は発生のおそれがある場合は、全島民（島内に一時的に滞在している者を含む。以下「島民等」という。）を計画的に本土へ避難させることを基本とする。

○　都は、全島避難を実施するに当たり、避難の準備から本土での生活の確保までを含めた全体的な方針となる「全島避難に関する方針」を策定し、計画的に避難措置を実施する。

○　知事は、全島避難を行うに当たっては、現地対策本部を設置し、要避難地域の町村と連携・協力し、島民等の全島避難を総合的に指揮する。

○　特に、避難住民の運送手段の確保など、国との緊密な連携に留意する。

○　島しょ地域の各町村は、自ら作成する国民保護計画に全島避難に関する計画を規定するものとする。

（１）全島避難における都及び関係機関等の役割

機　関　名	主　な　役　割
都	○　現地対策本部の設置・運営 ○　全島避難に関する方針の策定 ○　警報の通知・伝達 ○　避難の指示 ○　他道府県に避難する場合の当該道府県との協議 ○　島民等の運送手段の確保に関する調整 ○　被災者等の救援 ○　避難所（本土）の運営、調整 ○　安否情報の収集・提供 ○　第三管区海上保安本部に対する応援要請 ○　自衛隊の部隊等の派遣要請 ○　島民等の復帰に関する調整 ○　復旧・復興の実施
支庁（地方隊）	○　都対策本部の事務を分掌(*) ○　町村の国民保護措置の実施を支援

(*) 都内（本土）が、武力攻撃事態等の状況下にある場合は、支庁長（地方隊長）が、知事に代理して国民保護措置を実施することもあり得る。

町　村	○　町村の国民保護対策本部の設置・運営 ○　警報の伝達、避難の指示の周知 ○　退避の指示、警戒区域の設定 ○　避難島民の誘導 ○　避難所（本土）の運営に関する協力 ○　島民等の救援に関する協力 ○　消火及び被災者の救助・救急 ○　島民等の安否情報の収集・提供 ○　島民の復帰誘導 ○　復旧・復興の実施
警視庁	○　島内における被災者の救出 ○　避難島民の誘導 ○　警報及び避難の指示等の伝達に関する協力 ○　行方不明者の捜索及び死体の調査 ○　島内における社会不安防止に関する協力 ○　島内における治安の維持
第三管区海上保安本部 （東京海上保安部、横浜海上保安部、下田海上保安部）	○　海上における避難住民の誘導 ・船舶交通の整理 ・船艇・航空機による情報収集、必要な情報の提供 ○　海上における避難に伴う混雑等における危険な事態の発生の防止 ・必要な警告又は指示 ・危険な場所への立入りの禁止等
指定行政機関 指定地方行政機関	○　船舶・航空機等の調達に関する斡旋
自衛隊	○　避難島民の誘導等の実施
指定公共機関 指定地方公共機関 （運送事業者）	○　避難島民の運送

（２）全島避難の基本的な流れ

【別紙 14】全島避難の基本的な流れ

①　国の対策本部長による避難措置の指示

○　国の対策本部長は、総務大臣を経由して、知事に対して避難措置を指示する。

≪避難措置の指示の内容≫

- 要避難地域
- 避難先地域（避難経路となる地域を含む。）
- 関係機関が講ずべき措置の概要

②　避難の指示

○　知事は、国の対策本部長から、島しょ地域について避難措置の指示があった場合、その内容を具体化し、直ちに要避難地域の町村長を通じ、島民等に対して避難の指示を伝達する。(*)

○　都は、避難措置の実施に当たり、町村に対して要配慮者を優先的に避難誘導するように要請するなど、要配慮者を安全・確実に避難させるための調整を行う。

③　「全島避難に関する方針」の作成

○　知事は、国の対策本部長から全島避難すべき旨の避難措置の指示があった場合、関係町村の意見を踏まえ、「全島避難に関する方針」を作成する。(**)

≪「全島避難に関する方針」で定める主な事項≫

- 全島避難の対象となる町村
- 避難先地域及び目的港
- 全島避難の開始予定時期
- 避難島民等の運送手段（島内における運送を含む。）
- 要配慮者に関する留意事項
- 避難後の生活に関する事項
- 動物の取扱い

○　知事は、前項で作成した「全島避難に関する方針」を直ちに関係する区市町村長、関係機関等に通知する。(***)

(*) 全島避難を行うことは「避難措置の指示」で示され、具体的な全島避難の内容を「避難の指示」で示すことが想定される。

(**) 方針は、避難の指示と併せて、又は避難の指示後速やかに策定する。

(***) 関係町村長は、直ちに「避難実施要領」を作成する。

④　国との連携

○　都は、全島避難を行う場合、船舶等の輸送力の確保に努める必要があることから、次の情報について、総務省消防庁又は国土交通省を通じて、国の対策本部に早急に連絡するものとする。

・　避難すべき住民の数、想定される避難方法
・　都で確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込み

⑤　現地対策本部の設置

○　知事は、必要に応じて、現地対策本部を設置し、現地対策本部長に町村及び関係機関等との全島避難に係る連絡調整等を行わせる。

⑥　島外への避難島民等の運送

ア　島から目的港までの運送

≪船舶による運送≫

○　海運事業者である指定地方公共機関の船舶の使用を基本とする。知事は、状況により、関東運輸局に対して船舶の調達に関するあっせんを要請するとともに、第三管区海上保安本部に対して避難島民等の海上運送を要請する。

○　知事は、避難島民等の数や状況の急迫性を考慮し、必要と判断する場合は、防衛大臣に対して、避難島民等の海上運送のための自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

○　知事は、必要に応じて、島の近海に所在する漁業従事者に対し、避難島民等の海上運送について協力を依頼する。

≪航空機による運送≫

○　航空事業者である指定地方公共機関の航空機の使用を基本とする。知事は、状況により、東京航空局に対して航空機の調達に関するあっせんを要請するとともに、第三管区海上保安本部に対して要配慮者等の航空運送を要請する。

○　知事は、要配慮者の数や状況の急迫性を考慮し、必要と判断する場合は、防衛大臣に対して、要配慮者等の航空運送のための自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

イ　目的港・空港から避難所への運送

○　都は、目的港及び空港から各避難所まで、避難島民等の運送を行う。

知事は、状況により、バス、タクシー事業者及び陸運事業者たる指定地方公共機関に対し、避難島民等の陸上運送について必要な車両等の提供を求める。

⑦　海上運送に当たっての安全の確保

○　知事は、避難島民等を海上運送するために使用する湾内及び避難航路上における安全を確保するため、警視庁及び第三管区海上保安本部に対し、必要な要請を行う。

○　知事は、天候などの状況により、海上保安庁のみによる当該海域等における安全の確保が困難と判断した場合、防衛大臣に対して必要な要請を行う。

⑧　東京都以外の地域に全島避難する場合

○　知事は、都の区域を越える避難措置の指示を受けた場合、事前に他の道府県との間に締結される相互応援協定に基づくほか、あらかじめ当該避難先地域を管轄する道府県知事と、次の事項について協議する。

・　全島避難する島民等の数及び受入予定地域
・　全島避難の時期、運送手段及び経路
・　避難先道府県の目的港及び空港
・　目的港及び空港に到着後の誘導に関する事項
・　安否情報の収集・提供に関する事項

⑨　安否情報の収集に関する留意事項

○　都は、全島避難に当たり、避難者漏れを防止することも考慮し、特に次の事項に留意して、安否情報の収集を行う。

・　町村長による避難者名簿の作成
・　避難島民等を誘導する町村職員の避難者名簿の携行

⑩　避難所に関する留意事項

○　都は、全島避難における避難生活において、次の事項について特に留意する。

・　避難が長期化することが予想されることから、長期の避難生活を想定した施設の提供
・　早い段階から宿泊施設、長期避難住宅及び応急仮設住宅を提供できる態勢の確保

（３）突発的な事態への対処

○　ゲリラや特殊部隊による攻撃など突発的な事態が発生し、全島避難を行う時間的余裕がない場合は、まず屋内避難（又は退避）を指示する。

○　その後、事態の推移により必要な場合は、島民等の安全に十分に配慮しつつ、更に本土へ避難させるものとする。

【別紙 15】突発的な事態における対処の基本的な流れ

①　屋内等への退避の指示

○　知事は、突発的な事態の発生に伴い、島民等に対する危険を防止するため緊急の必要がある場合は、直ちに「屋内への退避」を指示する。(*)

○　島の湾内にいる船舶の乗務員に対しては、湾外の海域（海上に警戒区域が設定されている場合は当該区域の外側）に避難（又は退避）を指示する。

○　知事は、その他の島でも警戒態勢を強化する必要がある場合は、「緊急通報」を発令するなどの対応を行う。

②　屋内退避後に全島避難をする場合の安全の確認

○　知事は、屋内に一次的に退避させた島民等の島外への避難に際し、当該町村長、支庁長、警視庁を通じて、島内における武力攻撃等及び武力攻撃災害の発生状況を確認し、島内の安全を確認する。

③　事態認定前における対応

○　知事は、内閣総理大臣による事態の認定前に事案が発生し、緊急に住民の安全等を確保する必要性がある場合、災害対策基本法の仕組みを活用するなどにより、国民保護措置に準じた措置を実施するものとする。

(*) 国から避難措置の指示が出されている場合は、直ちに「屋内への避難」を指示する（ただし、事態が突発した場合は、避難措置の指示までには相応の時間を要すると思われる。）。

第４節　救援

１　救援に関する準備

○　救援物資の確保、供給のためには、相応の準備時間を要することから、国から救援の指示が出される前の段階から、救援の規模や運送先等を想定し、必要な準備を開始する。

○　特に、警報が発令された場合は、避難措置の指示に引き続き救援の指示が出される可能性が高いことから、速やかに救援の準備を完了するものとする。

（１）救援措置を行うために必要な資料・情報の集約

○　都対策本部の担当者は、都対策本部設置後、直ちに、救援に関して平素から収集・整理している資料を本部に用意するとともに、国や区市町村、関係機関等から必要な情報を収集する。

（２）救援に必要な物資の推計

○　都は、平素から準備している資料、都対策本部で集約した情報を基に要避難地域、避難住民数等を想定し、避難誘導時及び避難施設における救援に必要な物資の品目・量を推計する。

≪必要物資の推計に当たり特に検討すべき事項≫

- 物資の提供対象人数、世帯数の把握
- 当該品目に関する都の備蓄数量、備蓄場所
- 〃　都の協定等に基づく調達可能数量、調達可能先の確認
- 〃　区市町村の備蓄又は調達可能数量

（３）物資の確保及び運送に関する準備

①　避難誘導時に必要な物資の準備

○　都は、要避難地域に想定される区市町村に対して、住民等の避難誘導時に必要な食料等の物資提供の準備を要請する。

②　避難所において必要な食料等の物資提供の準備

○　都は、推計した必要物資の品目・量を踏まえ、避難所において提供する食料等の物資確保のための準備を行う。

○　都は、避難所に食品等を配送する時間的余裕がないと見込まれる場合は、避難先地域の区市町村に対して、当面の食品等の提供を行うための準備を要請する。

○　都は、物資の運送に当たって必要がある場合は、あらかじめ締結している協定等に基づき、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と輸送力の確保及び運送方法等について調整を行う。

（４）「救援センター」等の設置準備

【別紙 16】避難所支援本部・救援センターの役割

①　「救援センター」の設置準備

○　都は、避難所の候補となっている施設のうち、都の施設及び民間の施設について、当該避難所における救援の総合窓口となる「救援センター」を設置するために必要な準備を行う。

区市町村の施設については、区市町村長に対して、「救援センター」を設置するために必要な準備を要請する。

②　「避難所支援本部」の設置準備

○　都は、複数の区市町村が要避難地域となり、多くの避難所を設置することが想定される場合は、都対策本部長の指示の下で、全避難所における支援を広域的な観点から総合的に調整するため、「避難所支援本部」の設置に必要な準備を行う。

２　救援に関する措置

○　都は、区市町村との役割分担に応じて、避難住民の生活を支援するための態勢を確立するとともに、被災者に対する救援を行う。

（１）都・各機関等の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
国 （対策本部 指定行政機関 指定地方行政機関）	○　救援の指示 ○　救援の支援 ○　外国医療関係者による医療の提供の許可
都	○　救援の実施 ○　避難住民への物資・資材の提供等
警視庁	○　被災者の捜索及び救出 ○　行方不明者の捜索及び死体の取扱い
東京消防庁	○　避難所等における火災予防 ○　臨時の収容施設の出火防止に関する助言 ○　被災者の捜索及び救出
区市町村	○　都との役割分担に基づき救援の一部を実施 ○　都が実施する救援の補助
第三管区海上保安本部	○　海上における被災者の捜索及び救出 ○　海上における行方不明者の捜索及び死体の取扱い
自衛隊	○　避難住民等の救援
指定公共機関・ 指定地方公共機関	○　緊急物資の輸送（運送事業者）、医療の提供（医療従事者）等必要な措置の実施

（２）住民の協力

○　救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者は、救援に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

※　協力は住民等の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

（３）救援の実施の概要

①　国による指示

○　対策本部長は、避難措置の指示をしたとき又は武力攻撃災害による被災者が発生した場合において当該被災者の救援が必要であると判断するときは、避難先地域又は被災者が発生した地域を管轄する都道府県知事に対し、収容施設の供与、食品の給与、生活必需品の給与、医療の提供等の救援を適切に実施するよう、直ちに、指示するものとする。

②　都による救援の実施

○　知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次ページ（４）に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

③　区市町村との連携

○　知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、区市町村長と緊密に連携して救援を行う。

区市町村長が当該役割に沿って適切に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。

○　上記以外の事務についても、区市町村長は知事の行う救援を補助することとされていることから、都は、区市町村と密接に連携する。

④　関係機関との連携

ア　国への要請等

○　知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合、具体的な支援内容を示して行う。

内閣総理大臣から他の道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該道府県に対して応援を行う。

イ　他の道府県知事に対する応援の求め

○　知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の道府県知事に応援を求める。この場合、応援を求める道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。

ウ　日本赤十字社への委託

○　知事は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合の手続は、災害救助法における実務に準じるものとする。

⑤　事業者との連携

○　都は、救援を実施する際、災害時応援協定等も参考にして、事業者と連携を図るものとする。

（４）救援の種類及び救援の基準

①　救援の種類

○　避難所における救援態勢の確立
○　食品・飲料水及び生活必需品等の供給
○　医療の提供
○　被災者の捜索及び救出
○　行方不明者の捜索及び死体の取扱い
○　埋葬及び火葬
○　電話その他の通信設備の整備
○　福祉サービスの提供
○　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
○　収容期間が長期にわたる場合の対応
○　学用品の給与
○　住居又はその周辺の土石等の除去

②　救援の基準

○　都は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

○　知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

（５）救援の内容

①　避難所における救援態勢の確立

ア　避難所の開設及び運営

○　都は、避難所の候補となる、住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、

社会福祉施設、国が管理する施設、移動可能な施設、車両等とその用地の把握を行う。

○　避難所の開設及び運営は、避難所の位置する区市町村が行うものとする。ただし、多くの避難住民を収容するため、都があらかじめ指定する都の施設及び民間施設を避難所とする場合は、都が開設及び運営する。

○　女性や要配慮者の視点に配慮した避難所運営に努める。

イ　避難所の管理

○　避難所の管理（電気・ガス・水道などの設備管理や施設の維持補修など）は、都の施設を避難所とする場合は「都」、区市町村の施設を避難所とする場合は「区市町村」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ行う。

ウ　救援センターの設置

○　都及び区市町村は、避難住民の生活を支援するため、各避難所に救援センターを設置し、避難所開設期間を通じて必要な職員を配置するものとする。

○　救援センターの職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、次のような業務を行うものとする。

- 避難住民に対する食料等の配給
- 医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
- 避難住民の生活状況の把握
- 都又は区市町村に対する物資・資材等の要請　等

○　救援センターに配置された都の職員は、都対策本部と連絡調整を図りつつ、避難所の開設、食品・飲料水及び生活必需品等の提供の準備、医療の提供など避難所における救援に関する準備や調整に従事する。

エ　避難所支援本部の設置

○　都は、複数の区市町村が要避難地域となるなど、多くの避難所を設置し、大量の物資や人材、医療等の提供・供給が必要となる場合は、都対策本部長の下で全避難所に対する支援を総合的に調整するため、都対策本部に避難所支援本部を設置する。

○　避難所支援本部は、区市町村等を通じて（都が運営する救援センターからは直接物資要請がなされる）、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、区市町村による避難所運営を支援する。

・　救援物資（食品、飲料水、生活必需品等）の供給
・　応急医療の提供
・　学用品の供給
・　避難所における保健衛生の確保　等

【別紙 16】避難所支援本部・救援センターの役割

オ　避難途上の住民に対する支援

○　要避難地域の区市町村は、避難住民を誘導するときは、必要に応じて、食品や飲料水の供給などを行うこととされている。

○　都は、要避難地域の区市町村から、避難住民の誘導に際して必要な食品等の提供の要請があった場合、備蓄物資を活用し、又は調達により、速やかに食品等を提供する。

②　食品・飲料水及び生活必需品等の供給

○　都は、避難所ごとに割り当てられた避難者数・世帯数に基づき、食品・飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、必要な食料等を配置するなど、各避難所における物資供給のための準備を整える。

○　都は、区市町村を通じて、避難所ごとに割り当てられた避難者数・世帯数に基づき準備した食品等を避難住民に供給する。

○　都は、区市町村を通じて、補給すべき食品等の物資を把握した場合、それらを速やかに確保し、集積所に運送する。

○　都は、各避難所に食品等を配置する時間的余裕がない場合には、避難先地域の区市町村に対して、当面の食料等の提供を要請するものとする。

○　都及び都内の区市町村だけでは、物資等の確保が困難な場合は、あらかじめ締結する相互応援協定等に基づき、近隣の県等に食料等の支援を求めるほか、国に対して支援要請を行う。

○　都は、国民、企業等からの救援物資に関して、受入れを希望する物資を把握し、その内容、送り先を都対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。

③　医療の提供

○　都は、区市町村との役割分担に応じて、避難住民に対する応急的な医療の提供や避難住民の健康状態を管理するために必要な準備を行う。
　また、状況に応じて、医療救護所を開設し、応急的な医療を行うための体制

を確立する。

《都と区市町村の役割》

・　医　　療　…　医療救護所の設置、医療救護班等の派遣は、区市町村が行うものとし、都は要請に基づき、都医師会等に対する都医療救護班等の派遣要請や広域的な応援要請を行う。
・　保健衛生　…　区市町村は巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣するものとし、都は要請に基づき区市町村の支援及び補完を行う。

○　都は、区市町村と協力して、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

○　救援センターで避難所周辺の利用可能な医療機関を把握し、避難住民に対して情報提供する。

○　都は、必要があると認めるときは、医療機関である指定公共機関又は指定地方公共機関等に医療救護班等の派遣を要請する。

○　都は、区市町村と協力して、重症者等を災害拠点病院等の医療施設に搬送し、医療を行う。

なお、医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。

・　東京消防庁に対する搬送要請
・　区市町村や都の派遣する医療救護班が使用した自動車による搬送
・　都が調達するヘリコプター、船舶等による搬送

○　知事は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請する。

この場合、医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、書面により医療を行うべきことを指示することができる。

○　都は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

【別紙 17】医療救護活動の命令・要請及び情報連絡系統

○　ＮＢＣ攻撃等の場合には、それぞれ、次に掲げる点に留意して医療活動等

を実施する。

≪核（物質）による攻撃の場合≫

- 国からの実施要請に応じた、東京ＤＭＡＴ等の編成と被ばく線量計による管理を行うなど、所要の防護措置を講じた上での被ばく医療活動の実施
- 内閣総理大臣から被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導の下、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

≪生物剤による攻撃の場合≫

- 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）
- 国からの協力要請に応じた東京ＤＭＡＴ等の編成や医療活動の実施

≪化学剤による攻撃の場合≫

- 国からの協力要請に応じた東京ＤＭＡＴ等の編成や医療活動の実施

④　被災者の捜索及び救出

○　都は、警視庁や東京消防庁、第三管区海上保安本部等が行う被災者の捜索及び救出について、あらかじめ定めた救出・救助活動拠点やヘリコプターの緊急離着陸場のうちから、必要な拠点を確保するなど、必要な連携・協力を行う。

≪ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合≫

- ゲリラや特殊部隊が潜伏している可能性のある地域において、被災者の捜索及び救出を行う必要があると認められる場合は、警視庁、自衛隊等に被災者の救出を要請する。この場合、都は、被災者及び被災地等に関して保有する情報を提供するものとする。

⑤　行方不明者の捜索及び死体の取扱い

○　都は、武力攻撃等により新たな被害を受けるおそれがない場合、警視庁、東京消防庁、第三管区海上保安本部等、区市町村長等と連携・協力し、行方不明者の捜索を行う。

○　都は、区市町村が警視庁等関係機関と連携して行う、遺体収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を支援する。

○　都は、死体の処理の時期や場所、死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消

毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、区市町村、警視庁等と必要な調整を行う。

⑥　埋葬及び火葬

○　都は、区市町村から広域的な火葬の応援・協力の要請を受けて、その必要があると判断した場合は、都対策本部（保健医療局）に広域火葬対策の専従班を編成し、「東京都広域火葬計画」（平成 11 年３月）を踏まえて、武力攻撃災害の規模に応じた効率的な広域火葬を推進する。

○　都は、火葬場の被災状況、火葬場の火葬能力等を把握するとともに、火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制、関係行政機関等との連携による遺体の搬送体制等を確立する。

⑦　電話その他の通信設備の整備

○　都は、避難所で保有する電話その他の通信設備の状況を把握し、電気通信事業者と調整の上、必要となる通信設備を整備する。

○　都は、通信設備の提供に係る指定公共機関及び指定地方公共機関への協力要請及び国等への支援要請を実施する。

○　都は、聴覚障害者や視覚障害者等に関して、ボランティアの協力を得るなど十分に配慮する。

⑧　福祉サービスの提供

○　都は、区市町村が実施する以下の事項について支援を行う。
- 避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に関する情報の把握
- これらの者からの相談対応
- これらの者に対する避難生活上の支援
- 福祉避難所の開設

○　都は、区市町村が設置する福祉避難所の運営状況を把握し、福祉専門職等の派遣など必要な支援を行う。

○　都は、福祉サービスの提供に係る国等への支援要請を実施する。

⑨　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

○　都は、武力攻撃災害のため住宅が半焼若しくは半壊し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない住民等に対して、応急修理を実施するために必要な措置を行う。

○　都は、住宅の応急修理に必要な資機材が不足し調達が困難な場合の国等への支援要請を実施する。

⑩　収容期間が長期にわたる場合の対応

○　都は、宿泊施設の居室、長期避難住宅及び応急仮設住宅（賃貸住宅及び公営住宅等を含む。）の空室状況の把握並びに建設型応急住宅を建設する場合の用地の把握を行う。

○　都は、避難先における避難が長期に及ぶ見通しとなった場合は、都営住宅等の公営住宅の活用、賃貸住宅及び宿泊施設の借上げ並びに仮設住宅の建設により、長期避難住宅及び応急仮設住宅の確保に必要な措置を行う。

○　都は、長期避難住宅及び応急仮設住宅の設置のための資機材等に不足が生じた場合、国等への支援要請を実施する。

⑪　学用品の給与

○　都は、被災により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書等を支給する。

なお、必要があると認めるときは、金銭の支給に代えて行う。

○　都は、教科書等の給与に係る国等への支援要請を実施する。

⑫　住居又はその周辺の土石等の除去

○　都は、区市町村の報告に基づき、武力攻撃災害のため住居又はその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、区市町村と協力し、除去する。

（６）救援の実施に係る共通事項

①　救援物資等の確保及び避難所への運送

ア　物資等の確保

○　救援のための物資は、都及び区市町村が備蓄する物資、生産・販売事業者等との協定又は購入契約に基づき調達した物資、民間等からの応援物資を充てる。

○　ただし、知事が必要と判断した場合は、次の方法で物資等を確保する。
・　国に対する支援要請（具体的な支援内容を提示）
・　相互応援協定等に基づく、他の道府県等に対する応援要請　等

○　都は、協定等によらない自発的な応援がある場合も考慮し、広報等を行うに当たっては、不足を生じる可能性のある物資等を明らかにするなど、応援が必要な物資等が明確となるように留意する。

イ　備蓄物資及び調達物資の運送

○　都は、備蓄物資や事業者からの調達物資を区市町村が選定する集積地に円滑に運送するための体制（154 ページ、第６章第３節「３　物資・資材の運送体制の整備」参照）を確保する。

ウ　運送事業者に対する物資等の運送の求め

○　都は、緊急物資を運送する必要が生じた場合、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対してその運送を求める。(*)
　緊急物資の運送の求めに当たっては、第３節「３（８）避難住民の運送の求めに係る調整」（53ページ）に準じて、必要な調整を行う。

○　知事は、緊急物資の運送に関して必要がある場合、指定公共機関又は指定地方公共機関に指定されていない運送事業者に対しては、あらかじめ締結した協定に基づき運送を依頼する。

○　知事又は都公安委員会は、緊急物資の運送に関係する車両について、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

エ　他県等からの応援物資の運送体制

○　都は、他県からの応援物資を円滑に運送するため、都が設置する広域輸送基地で引き継ぎ、区市町村が選定した地域内輸送拠点に運送する体制（154 ページ、第６章第３節「３　物資・資材の運送体制の整備」参照）

(*) 運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、物資等の運送を確保するために必要な措置を行うものとされている。

を確立する。

②　救援のための物資の売渡し要請等、土地等の使用

ア　救援のための物資の売渡し要請等

○　知事は、救援を行うため必要があると認める場合、救援の実施に必要な医薬品等の物資(*)であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送業者が取り扱うものについて、その所有者に対し、売渡しを要請することができる。

○　知事は、その所有者が、正当な理由がないにもかかわらず、売渡し要請に応じないときは、特に緊急の必要があり、やむを得ない場合、当該物資の収用又は保管命令を行うことができる。

物資の収用等は、必要な事項(**)を記載した公用令書を交付して行わなければならない。

○　知事は、物資の収用等を行う必要があるときは、その職員に物資の所在場所や保管場所に立入検査をさせることができる。

また、知事は、物資の保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に物資の保管状況を検査させることができる。

イ　土地等の使用

○　知事は、収容施設や臨時の医療施設を開設するため、所有者及び占有者の同意を得て、必要な土地や家屋を使用することができる。

正当な理由がないにもかかわらず、当該土地等の所有者及び占有者に同意が得られなかった場合は、特に必要な場合に限り、同意を得ないで当該土地等を使用できる。

○　土地等の使用は、必要な事項を記載した公用令書を交付して行わなければならない。

(*) 特定物資という。国民保護法及び国民保護法施行令で、医薬品、食品、寝具、医療機器その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建築資材、燃料等に限定されている。

(**) ①公用令書の交付を受ける者の氏名・住所、②根拠となった法律の規定、③保管命令については、保管物資の種類・数量・保管期間・場所、④土地等の使用については、使用する土地等の所在場所、期間　等

３　安否情報の収集・提供

○　安否情報の収集は、区市町村が行うことを基本とする。
　都は、自ら管理する施設で把握した安否情報を区市町村に提供するなど、区市町村による情報収集を補完する。

○　都は、区市町村から報告される安否情報と自ら収集した安否情報を整理し、遅滞なく総務大臣に報告する。

○　都は、安否情報の提供窓口を設置し、住民等からの照会に応じて、個人情報の保護に十分に留意しつつ、速やかに回答する。

（１）安否情報の収集

○　都は、自ら管理する避難所、都立の学校、病院等から安否情報を収集する。当該施設の管理者は、避難住民や在校児童・生徒、入院患者等の安否情報を把握し、都対策本部に報告するとともに、当該施設が位置する区市町村に情報提供する。

≪情報収集の役割分担≫

- 都…… 都管理の避難施設、都の施設（学校・病院等）、警視庁、東京消防庁
- 区市町村… 区市町村管理の避難施設、区市町村の施設（学校等）、区域内の大規模事業所、医療機関、諸学校、警察署、消防署

○　警視庁は、死体の調査、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、都対策本部に通知する。

○　東京消防庁は、把握している安否に関する情報を適切に都に連絡する。

○　都は、広域的な観点から、必要に応じて、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を要請する。この場合、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

○　都は、区市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が分かるように整理をしておく。

【別紙 18】安否情報の収集・提供の概要

（２）総務大臣に対する報告

○　都は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（以下「安否情報システム」という。）への入力で行い、安否情報システムが利用できない場合には、安否情報省令(*)第２条に規定する様式第３号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで総務省消防庁に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

（３）安否情報の提供

①　安否情報の照会の受付

○　都は、安否情報の対応窓口、電話及びＦＡＸ番号、メールアドレスについて、都対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

○　住民からの安否情報の照会については、原則として都対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第３条に規定する様式第４号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

②　安否情報の回答

○　都は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行い、安否情報省令第４条に規定する様式第５号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、回答しないものとする。

○　都は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第５号により回答する。

(*) 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号）

（４）個人情報の保護への配慮

○　安否情報は個人情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

○　安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

（５）日本赤十字社に対する協力

○　都は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

第５節　武力攻撃災害への対処

１　都・各機関等の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
国 （対策本部 指定行政機関・ 指定地方行政機関）	○　武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ○　著しく大規模又は性質が特殊な武力攻撃災害への対処 ○　生活関連等施設の安全確保 ○　危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止
都	○　武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ○　緊急通報の発令、内容の通知 ○　生活関連等施設の安全確保 ○　危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止
警視庁	○　生活関連施設等の安全確保に係る立入制限区域の指定 ○　避難後の無人化した地域、避難所における警戒 ○　被災者の救助活動 ○　生活関連等施設の安全確保に対する協力 ○　交通規制（特に要避難地域、警戒区域等の周辺地域）
東京消防庁	○　消火、救助・救急活動 ○　生活関連等施設の安全確保に対する協力 ○　危険物質等（消防法による危険物）に係る武力攻撃災害の発生の防止
区市町村	○　武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ○　生活関連等施設の安全確保 ○　危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止 ○　退避の指示、指示内容の通知 ○　警戒区域の設定
第三管区海上保安本部	○　生活関連施設等の安全確保に係る立入制限区域の指定 ○　生活関連等施設の安全確保に対する協力 ○　海上における被災者の救助活動
自衛隊	○　武力攻撃災害が発生した場合の対処等の実施
指定公共機関・ 指定地方公共機関	○　緊急通報の放送（放送事業者） ○　生活関連等施設の安全確保

２　住民の協力等

（１）発見者の通報義務等

○　武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を区市町村長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

（２）消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力

○　当該区域内の住民は、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

（３）保健衛生の確保への協力

○　当該区域内の住民は、住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

※　（２）及び（３）について、協力は住民の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

３　関係機関の役割

（１）国

○　国は、武力攻撃災害の防除及び軽減のため、自ら必要な措置を講ずるとともに、対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止や武力攻撃災害への対処等の措置を適切に実施するよう、その方針を示した上で、直ちに指示するものとする。

（２）都

○　都は、武力攻撃災害による被害の拡大を防止し、軽減するため、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

○　都は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用など、安全確保のための措置を講ずる。

○　国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、知事は、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずる。

この場合、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

○　知事は、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

≪措置要請をする場合の例示≫

- 武力攻撃等により多数の死者が発生した場合
- ＮＢＣ攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合　等

（３）区市町村

○　区市町村は、当該区市町村の区域に係る武力攻撃災害を防除及び軽減するため、必要な武力攻撃災害への対処に関する措置を講じるものとする。

○　区市町村長は、当該区市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、知事に対し、国の対策本部長に要請を行うよう求めるものとする。

４　応急措置等

○　知事は、緊急の必要があると認められるときは、退避の指示や警戒区域の設定等の応急の措置を行う。

○　東京消防庁は、その施設及び人員を活用し、住民等の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除及び軽減する。

（１）退避の指示

【別紙 19】退避の指示の概要

○　知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがあり、目前の危機を一時的に避けるため緊急の必要がある場合には、国の避難措置の指示が出される前であっても、退避（屋内への退避を含む。）の指示(*)を行う。

○　都は、区市町村や関係機関と連携し、防災行政無線、広報車、ホームページやＸ（旧 Twitter）等を通じて、退避の指示を速やかに住民に伝達する。

○　知事は、退避の指示を行った場合、退避を要する地域を管轄する区市町村長、その他関係機関に速やかに通知する。
　当該通知を受けた警視庁は、交通規制など必要な措置を講ずる。

○　都は、退避の指示を行った場合、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、総務省消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

○　警察官は、区市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。(**)

①　屋内退避の指示を行う場合

○　知事は、住民等が、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内退避」を指示する。(***)

(*) 退避の指示は、区市町村長も行うことができる。
(**) 海上保安官も警察官と同様の措置をとることができることとされている。
(***) 周辺地域では速やかに避難場所等へ退避した方が安全な場合もあり得る。そのような場合は、地域を区分して異なる退避を指示する。

≪屋内退避を指示する事例≫

・　敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。
・　ＮＢＣ攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

② 屋外退避の指示を行う場合

○　知事は、住民等が、屋内にとどまるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。(*)

≪屋外への退避を指示する事例≫

・　駅や地下街などの施設の中で、ＮＢＣ攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき。

（２）警戒区域の設定

【別紙 20】警戒区域の設定の概要

① 警戒区域の設定

○　知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定(**)を行う。

○　知事は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに当該区域の区市町村長に通知する。

○　都は、警戒区域の設定をした場合は、国の対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、総務省消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

○　当該通知を受けた警視庁は、交通規制などの必要な措置を講ずる。

(*) 大規模集客施設等の中で事態が発生した場合等が該当する。
(**) 警戒区域の設定は、区市町村長も行うことができる。

≪設定に当たっての留意事項≫

・　警戒区域の設定に当たっては、住民の理解が容易な幹線道路等で区画するよう努めるとともに、その区域をロープ、標示板等で明示するものとする。
・　ＮＢＣ攻撃の場合、警戒区域の範囲は、風向・風速等の気象条件や汚染物質の特性等を考慮して決定する。
・　警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、区市町村を通じて広報車などにより、住民に広報、周知するものとする。
・　警戒区域設定後は、区域内に車両及び住民が立ち入らないよう職員を配置するなど、必要な措置を講ずるものとする。
・　警戒区域の設定後も、武力攻撃等の事態の推移に応じて必要な警戒区域の見直しを行う。

② 警察官等による警戒区域の設定等

○　警察官は、区市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。

○　知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

（３）消火、救助・救急

【別紙 21】消防の指揮・命令系統

○　東京消防庁は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、全庁を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する。

また、東京消防庁管轄地域の消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動する。

・　武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う。
・　武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
・　延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動する。
・　武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行う。
・　東京消防庁は、職員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う。

（４）武力攻撃災害の兆候の通報

○　知事は、武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は区市町村長、消防吏員等からの当該兆候の通知等を受けたときは、警視庁の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、総務省消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する。

また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

≪武力攻撃災害の兆候の例示≫

- 武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊
- 毒素等によると思われる動物の大量死
- 新しい不発弾の発見　等

（５）武力攻撃災害の拡大防止のための事前措置

○　知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件(*)の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示するとともに、当該指示をした場合には、直ちに区市町村長へ通知する。(**)

また、警視庁は、知事又は区市町村長から要請があったときは、同様の指示をする。

（６）応急公用負担等

○　知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(***)

(*) 危険物の入った大量のドラム缶など
(**) 同様の指示は、一義的には区市町村長が行うものとされている。
(***) 工作物等を除去したときは、保管しなければならない。

５　生活関連等施設の安全確保等

○　武力攻撃災害が発生する可能性があることを考慮し、生活関連等施設（国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等）や大規模集客施設における、安全確保のために必要な措置を講ずる。

○　特に、警報が発令された場合は、武力攻撃災害が発生する可能性が高いことから、従事する者の安全に十分に配慮しつつ、より一層の安全確保措置の強化を図る。

（１）生活関連等施設の安全確保

○　知事は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることを考慮し、その安全確保について必要な措置を講ずる。

【別紙 22】生活関連等施設の種類等及び所管省庁

①　生活関連等施設の状況の把握

○　都は、武力攻撃災害の発生に備え、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

○　都は、都内の生活関連等施設について、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、警視庁、東京消防庁及び東京海上保安部等（東京海上保安部、横浜海上保安部、下田海上保安部、小笠原海上保安署をいう。）と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関と当該情報を共有する。

　また、都は、所管省庁が定めた「生活関連等施設の安全確保の留意点」(*)に基づき、所要の措置が講じられているか確認する。

②　生活関連等施設の管理者に対する措置の要請

○　知事は、情報収集の結果、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の

(*)「生活関連等施設の安全確保の留意点」の一部変更について（平成 27 年４月 21 日付内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付事務連絡）

強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。(*)
　この場合、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

○　警視庁は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。
　また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

○　東京消防庁は、生活関連等施設の管理者等から支援の求めがあったときは、指導、助言など、可能な限り必要な支援を行う。

（２）都が管理する生活関連等施設の安全確保

○　知事は、都が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、（１）①の施設に安全確保に関する確認事項に基づき、安全確保のために必要な措置を行う。
　この場合、都は、必要に応じて、警視庁、東京消防庁その他の行政機関に対し、支援を求める。

○　生活関連等施設以外の都が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。
　特に、都庁舎については、多くの住民等が来庁していることを考慮し、あらかじめ定めるマニュアルに基づき、十分な警戒を行う。

（３）大規模集客施設の安全確保

○　知事は、大規模集客施設には、多くの人々が滞留していることを考慮し、当該施設の管理者に対して、生活関連等施設に準じて、施設内の人々の安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。
　特に、突発的な災害発生に備えて、避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の確保を要請する。

（４）立入制限区域の指定の要請

○　知事は、生活関連等施設の安全確保のため必要があると認めるときは、都公安委員会又は東京海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。
　この場合、ダム、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請するものとし、発電所、駅、空港等については、情勢により施設が何らかの攻撃を

(*) 緊急の場合、生活関連等施設の所管省庁が当該要請を行うことがあるが、その場合には、知事に通知される。

受ける可能性があると判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請する。

○　都公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。(*)

≪立入制限区域≫

①　指定権者

都公安委員会が指定する。

②　範囲

生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域を指定する。

③　公示等

都公安委員会は、立入制限区域を指定したときは、速やかにその旨を生活関連等施設の管理者に通知するとともに、都の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示する。

また、現場においては、警察官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする。

④　効果

警察官により、当該区域への立入りの制限、禁止、退去命令を行うことができる。

（５）危険物質等に係る武力攻撃災害の防止

①　危険物質等に関する措置命令

○　知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の措置を講ずべきことを命ずる。

- 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

○　既存の法令に基づく措置と上記の措置との対応関係は別紙 23 のとおり

(*) 東京海上保安部長等も都公安委員会と同様の措置をとることができることとされている。

【別紙 23】危険物質等の種類及び知事が命ずることのできる措置一覧

②　警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

○　知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要に応じて警備の強化を求めるほか、①の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

（６）石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

○　石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置も併せて講ずる。

６　保健衛生の確保その他の措置

○　都は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

（１）保健衛生の確保

○　都は、区市町村と協力して、避難先地域における避難住民等の状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

①　保健衛生対策

○　都は、区市町村が巡回健康相談等を行うために避難所等に派遣する保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。健康相談に際しては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身の健康状態に特段の配慮を行う。

②　防疫対策

○　都は、区市町村と協力して、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

③　環境衛生の確保

○　都は、市町村と協力して、避難先地域における飲料水の安全等環境衛生の確保のため、環境衛生指導班による水の消毒の確認や避難所の環境整備のための措置を講ずる。

④　食品衛生の確保

○　都は、市町村と協力して、避難先地域における食中毒等を防止するため、食品衛生指導班による食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

（２）廃棄物の処理

①　廃棄物処理対策

○　都は、防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成 30 年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を確立する。

○　都は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、区市町村からの要請に基づき、各区市町村及び関係団体に広域的な応援を要請し、必要な支援活動の調整を行う。

○　都は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の道府県に対し、応援の要請を行う。

②　廃棄物処理の特例

○　都は、生活環境の悪化を防止するため、環境大臣の廃棄物処理の特例地域の指定を受けて、武力攻撃災害等により発生した大量のがれき等の廃棄物の処理を促進する。

○　都は、環境大臣が指定する特例地域において、特例基準(*)に定めるところにより、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。

　この場合、環境省と連携を確保するとともに、関係区市町村に対して情報提供を行う。

○　都は、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

③　石綿含有建築物等の応急措置

○　武力攻撃災害等の状況に応じて、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（第３版・令和５年４月、環境省水・大気環境局大気環境課作成）に係る仕組みを活用して、被災建築物等からの石綿飛散防止のための応急措置等を行う。

（３）文化財の保護

①　重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

○　都教育委員会は、都の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知

(*) 国民保護法第 124 条第２項で定める特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準、廃棄物の収集、運搬又は処分を区市町村以外の者に委託する場合の基準

する。

○　当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、都教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

②　国宝等の被害を防止するための措置の施行

○　都教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。

○　この場合、都教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定める。当該責任者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

７　事態類型に応じた留意事項

（１）弾道ミサイル攻撃

○　都は、弾道ミサイルが発射後短時間で着弾することを考慮し、国や区市町村との迅速な情報伝達体制の確保等に努め、適切な対応によって被害の局限化を図る。

（２）ゲリラや特殊部隊による攻撃

○　都は、警戒区域の設定については、ゲリラや特殊部隊の潜伏・移動先等が流動的であることを勘案し、時間経過に伴いその地域的範囲を弾力的に変更する。

（３）航空攻撃

○　都は、周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがある生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、特に当該施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

（４）着上陸侵攻

○　広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、国との連携協力がとりわけ重要である。

（５）ＮＢＣ攻撃

○　都は、ＮＢＣ攻撃による汚染が生じた場合、国による基本的な方針を踏まえて対処することを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

①　応急措置の実施

○　知事は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合、被災現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。

　また、ＮＢＣ攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

○　警視庁及び東京消防庁は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

②　国の方針に基づく措置の実施

○　知事は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、総務省消防庁を通じて必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

③　関係機関との連携

○　知事は、都対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、区市町村、警視庁、東京消防庁等からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合、都は、都対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアに努める。

④　汚染原因に応じた対応

○　都は、生活用水がＮＢＣ攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずるとともに、住民に注意を呼びかける。

○　都は、ＮＢＣ攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

≪核等による攻撃≫

- 都は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。
- 汚染地域への立入制限を確実に行い、避難の誘導や医療に当たる要員に防護服等を着用させるとともに、被ばく線量の管理を適切に実施する。
- 放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国（厚生労働省、農林水産省等）と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われることがないよう、流通事業者等を指導する。

≪生物剤による攻撃≫

- 都は、措置に当たる要員に防護服等を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。
- 都は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。

  また、都健康安全研究センターは、平素から構築した連携体制を活用

しつつ、適切な措置を講じる。

- 都は、厚生労働省と協力し、情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及び公開を行うサーベイランス（疾病監視）の結果等により汚染地域の範囲及び感染源を特定する。
- 感染症の被害拡大の防止のため、事態を早期に把握し、まん延防止のための適切な対応を図る。
- 天然痘は飛沫感染するため、感染率が高い家族・同僚等の濃厚接触者に対しては優先してワクチン接種を行うとともに、接種後も人権等に配慮しながら十分な健康監視を行い、感染の拡大防止を図る必要がある。
- 汚染施設への立入禁止や感染者の就業制限は、感染の拡大を防止する上で重要である。特に、テロの被災現場となった汚染施設や感染者の立寄り先となった汚染施設の閉鎖については、消毒の実施の有無や汚染後の経過期間等の主として疫学上の観点から決定する。この場合、努めて短期間の閉鎖を追求し、施設の閉鎖による社会への影響を最小限にとどめる。

≪化学剤による攻撃≫

- 都は、措置に当たる要員に防護服等を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。
- 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことに留意する。

⑤　知事及び警視総監の権限

○　内閣総理大臣の要請を受けた知事又はその知事の要請を受けた警視総監は、汚染の拡大を防止するための措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、次に掲げる権限を行使する。

- 飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対する、移動の制限又は禁止、廃棄の命令
- 生活用水の管理者に対する、使用又は給水の制限又は禁止の命令
- 死体の移動の制限又は禁止
- 飲食物、衣類、寝具その他の物件の廃棄
- 建物への立入りの制限若しくは禁止又は建物の封鎖
- 交通の制限又は遮断

○　知事又は警視総監は、上に掲げる権限を行使するときは、国民保護法施行令に基づき、当該措置の名宛人に対し、当該措置を講ずる理由、対象物件、時期、措置の内容等について通知しなければならない。

第６節　国民生活の安定に関する措置

１　都・各機関等の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
国 （対策本部 指定行政機関・ 指定地方行政機関）	○　生活関連物資等の価格安定措置 ○　生活基盤等の確保
都	○　生活関連物資等の価格安定措置 ○　生活基盤等の確保 （水の安定的な供給 運送の確保 医療の確保 公共的施設の適切な管理）
区市町村	○　関係機関等による生活関連物資等の価格安定措置への協力 ○　生活基盤等の確保
指定公共機関・ 指定地方公共機関	○　生活基盤等の確保 （電気・ガス等の安定的な供給 運送・通信・郵便の確保 医療の確保 公共的施設の適切な管理）

２　ライフライン等の確保

（１）都による生活基盤等の確保

○　水道事業者である都（水道局）は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
　また、都（下水道局）は、下水を適切に処理するために必要な措置を講ずる。

○　河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者である都（建設局、港湾局）は、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理する。

○　運送事業者である都（交通局）は、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずる。

○　中央卸売市場の開設者である都（中央卸売市場）は、生鮮食料品を確保するために必要な措置を講ずる。

（２）指定公共機関及び指定地方公共機関による生活基盤等の確保

○　都は、指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ国民保護業務計画に基づき、必要な措置や準備が講ぜられるように情報提供を行う。

【別紙 24】生活基盤等の確保に係る指定公共機関及び指定地方公共機関の措置等

３　生活関連物資等の価格安定

（１）適切な供給等のための措置

○　都は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。

①　生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視、必要に応じて関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等

②　生活関連物資等の需給・価格動向について、必要な情報収集に努めるとともに、都民へ情報提供

③　既存の専用ダイヤルの活用により、都民からの問合せや相談に対応

（２）関係法令に基づく措置

○　都は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。

①　生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号。以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

都は、国が買占め等防止法第２条第１項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、都内のみに事務所等を有し、特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く。）及び都内に事務所等を有し、特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第３条）
- 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第４条第１項）
- 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第４条第２項）
- 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第４条第４項及び第５項）
- 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第５条第１項及び第２項）

②　国民生活安定緊急措置法に係る措置

都は、国が国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）第３条第１項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、都内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び都内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第第６条第２項及び第３項）
- 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第７条）
- 上記の措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第 30 条第１項）

③　物価統制令に係る措置

都は、国が物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第４条及び第７条並びに物価統制令施行令（昭和 27 年政令第 319 号）第２条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、次の措置を講ずる。

- 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第３条第１項ただし書）
- 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第８条ノ２ただし書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する（物価統制令第 30 条第１項）。

４　金融機関の引出し機能等の維持

○　知事は、必要と判断する場合、金融機関に対して、武力攻撃事態等においても、可能な限り現金自動支払機等の運転を継続するなど、住民等の生活への支障が最小となるような措置を行うよう配慮を求める。

５　避難住民等の生活安定等

（１）生活再建資金の融資等

○　都は、自然災害時の制度等を参考にしつつ、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするために必要な資金を融資する等の制度を検討し、実施する。

（２）都税の減免等

○　都は、災害の状況に応じて、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、都税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付又は納入に関する期限の延長並びに都税の減免及び徴収猶予の措置を実施する。

（３）就労状況の把握と雇用の確保

○　都は、被災者等の就労状況の把握に努め、自ら就労を支援するとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力するなど、避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保に努める。

（４）被災児童生徒等に対する教育

○　都及び都教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、授業料の減免、被災した児童生徒に対する就学援助を行う。

○　避難所生活が長期にわたる場合は、特に、児童・生徒の教育の継続に配慮する。

○　避難住民等が被災地に復帰する際には、関係機関と連携し、学校施設等の応急復旧等の適切な措置を講ずる。

第７節　他県の避難住民等の受入れ

○　国の避難措置の指示に基づき、要避難地域の道府県と協議の上、受入地域を決定し、避難住民を受け入れる。

○　国の救援の指示に基づき、都と区市町村が協力し、受け入れた避難住民への救援を行う。

１　基本的考え方

○　都は、他道府県からの避難住民を受け入れたときから、復帰するまでの期間、受入地域の区市町村等と連携・協力して、救援等の措置を行う。

○　都は、他道府県から避難住民の受入れに係る協議を受けたときは、正当な理由がある場合(*)を除き、避難住民を受け入れるものとする。

○　都は、安否情報の収集を、要避難地域の道府県等と連携・協力して行う。

【別紙 25】他道府県からの避難住民の受入れの概要

(*) 国の避難措置の指示後に、都内の避難先地域が予測されない攻撃を受け、避難住民の受入れが行えなくなっている場合等

２　事態への対処

○　他県からの避難住民の受入れに関する措置は、第１節から第６節までに掲げた事項を基本とするほか、以下に掲げる事項を行う。

（１）避難住民の受入れにおける関係機関の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
都	○　要避難地域の道府県との協議、受入地域の決定・通知 ○　要避難地域の市町村による避難誘導への協力 ○　避難住民への物資・資材の提供等 ○　安否情報の収集・提供
警視庁	○　要避難地域の市町村による避難誘導への協力 ○　交通規制 ○　避難所における警戒
東京消防庁	○　要避難地域の市町村による避難誘導への協力 ○　避難所等における火災予防 ○　臨時の収容施設の出火防止に関する助言
区市町村	○　要避難地域の市町村による避難誘導への協力 ○　避難所の運営 ○　安否情報の収集・提供
指定行政機関	○　避難住民の誘導の支援 ○　避難所における救援の支援
自衛隊	○　避難住民の誘導、避難住民等の救援の実施
指定地方行政機関	○　避難住民の誘導の支援 ○　避難所における救援の支援 ○　生活関連物資等の価格安定措置
指定公共機関 指定地方公共機関	○　避難住民・物資の運送（運送事業者）、医療の提供（医療事業者）等必要な措置の実施
要避難地域の道府県	○　都への協議、避難の指示、指示内容の通知 ○　要避難地域の市町村による避難誘導の支援 ○　都が行う救援への協力 ○　安否情報の収集・提供
要避難地域の市町村	○　避難の指示の伝達 ○　避難住民の誘導 ○　都が行う救援への協力 ○　安否情報の収集・提供

（２）実施計画

①　国の対策本部長による避難措置の指示

○　国の対策本部長は、総務大臣を経由して、知事に対して避難措置の指示

≪避難措置の指示の内容≫

- 要避難地域
- 避難先地域（避難経路となる地域を含む。）
- 関係機関が講ずべき措置の概要

②　都における受入地域等の決定

○　知事は、国の避難措置の指示を受けて避難住民を受け入れる必要があるときは、要避難地域の道府県及び避難経路となる県と、あらかじめ次の事項について協議する。(*)

- 避難住民数、避難住民の受入予定地域
- 避難の方法（運送手段、避難経路）　等

○　知事は、必要に応じて区市町村及び関係機関と協議を行いつつ、迅速に受入地域を決定し、要避難地域の道府県知事及び受入地域の区市町村長及び避難施設の管理者に通知する。

なお、受入地域の決定等に当たっては、次の点に留意する。

- 避難住民の人数や避難期間の見込みと、それに見合った避難施設（宿泊施設、長期避難住宅及び応急仮設住宅の収容施設を含む。）の状況や受入体制の確保
- 避難経路となる都県を結ぶ幹線道路及び鉄道路線等と避難施設までの経路の被災状況等の把握

○　知事は、受入地域を決定した場合は、都民への周知を図るとともに、受入地域の区市町村と協力して、避難住民を受け入れる態勢を速やかに整えるものとする。

○　知事は、避難住民の受入れについて、国の対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずる。

③　避難誘導

(*) 大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図ることとする。

○　知事は、要避難地域の市町村が主体となって行う避難住民の誘導について、要避難地域の道府県と緊密に連絡をとりつつ、避難住民の移動方法に応じた都内での運送を確保する等、必要な協力を行う。

④　救援

○　知事は、他道府県からの避難住民を受け入れた避難所等において、受入地域の区市町村と連携・協力し、食品・飲料水を提供するなど必要な救援を行う。

⑤　安否情報の収集・提供

○　都は、要避難地域の道府県・市町村、受入地域の区市町村と連携・協力し、安否情報の収集に努める。

○　この場合、関係する都道府県、区市町村が安否情報の提供ができるよう、安否情報の共有化を図るものとする。

第４章　復旧等

■　都・各機関等の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
国 （対策本部 指定行政機関・ 指定地方行政機関）	○　管理する施設及び設備の応急復旧 ○　都又は指定公共機関の応急復旧の支援 ○　武力攻撃災害からの復旧
都	○　ライフラインが被災した場合の応急復旧 ○　道路等の公共施設の復旧 ○　都のライフライン施設の復旧 ○　区市町村又は指定地方公共機関の応急復旧の支援 ○　都市、住宅、暮らし、産業等の復興 ○　国民保護に要した費用の支弁
警視庁	○　犯罪の予防、社会秩序の維持
東京消防庁	○　消防相談に関すること。 ○　火災予防に関すること。
区市町村	○　道路等の公共施設の復旧 ○　都市、住宅、暮らし、産業等の復興 ○　国民保護に要した費用の支弁
自衛隊	○　施設等の応急復旧等に関する措置
指定公共機関・ 指定地方公共機関	○　管理する施設及び設備の応急復旧 ○　応急復旧の支援 ○　ライフライン施設等の復旧

第１節　応急復旧

１　ライフラインの応急復旧

○　都は、武力攻撃災害が発生した場合には、速やかに、都が管理するライフライン施設の被害状況を把握するとともに、被害状況に応じて、応急復旧のために必要な措置を講ずる。

○　また、ライフラインの事業者である区市町村及び指定地方公共機関から応急復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、人員や資材の提供、技術的助言など、所要の支援を行う。

２　輸送路の確保に関する応急復旧

○　都対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送や緊急物資の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するため、応急復旧のために必要な措置が講じられるように、総合調整を行う。

○　都は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、港湾施設・漁港施設、空港、鉄道施設等について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

３　都が管理するその他の施設及び設備等の応急復旧

○　都は、武力攻撃災害が発生した場合には、ライフラインや輸送路のほか都が管理する施設及び設備の被害状況を速やかに把握し、被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

４　国に対する支援要請

○　都は、応急復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関して支援を求める。

第２節　復旧・復興

１　国における復旧のための法制の整備

○　武力攻撃災害による被害が発生したときは、国において、公共施設や産業基盤などの本格的な復旧のため、財政上の措置や各種支援制度等に関する法制が整備される。特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、国全体としての方針が示される。

都は、これらの法制や方針を踏まえ、都市基盤等の迅速な復旧を図る。

２　都が管理するライフライン等の復旧

○　都は、武力攻撃災害によって被災した水道・下水道、鉄道、空港・港湾、道路等のライフライン施設等を早急に復旧する。

３　復興対策

○　都は、大規模な武力攻撃災害により重大な被害を受けた場合は、知事を本部長とする都災害復興本部（仮称）を設置し、都市、住宅、暮らし、産業等の計画的な復興を図る。

○　復興に当たっては、被災地域の復興後の将来像を明確にし、その実現に向けて、復興に係る諸事業を総合的に実施する。

第３節　国民保護措置に要した費用の支弁等

１　国への負担金の請求

（１）国に対する負担金の請求方法

○　都は、国民保護措置の実施に要した費用で都が支出したものについては、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

（２）関係書類の保管

○　都は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

２　損失補償、実費弁償及び損害補償

（１）損失補償

○　都は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分に関して、国民保護法施行令に定める手続等に従い、通常生ずべき損失を補償する。

（２）実費弁償

○　都は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対して、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

（３）損害補償

○　都は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

３　総合調整及び指示に係る損失の補塡

○　都は都対策本部による総合調整や指示の結果、区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関が損失を受けたときは、国が行う損失補塡の手続に準じて、損失を補塡する。

４　区市町村が国民保護措置に要した費用の支弁

（１）国に対する負担金の請求等

○　区市町村が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、都国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

（２）損失補償及び損害補償

○　国民保護法に基づき区市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、都国民保護計画に準じて定めるものとする。

第５章　大規模なテロ等（緊急対処事態）への対処

○　大規模なテロ等（緊急対処事態）において実施する緊急対処保護措置は、武力攻撃事態における国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処など）の内容、手続等に準じる。

○　本章では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、発生時の対処などについて特に必要な事項を記載する。(*)

■　緊急対処事態（第２章第１節１「（２）緊急対処事態」（16 ページ）参照）

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

■　想定される事態例

事態例		事　　例
（１）攻撃対象施設等による分類		
	① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
	② 大規模集客施設等への攻撃	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破
（２）攻撃手段による分類		
	③ 大量殺傷物質による攻撃	炭そ菌、サリン等の大量散布 ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散
	④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ

■　共通する特徴

①　非国家組織等による攻撃
②　突発的な事態発生
③　発生当初は事故との判別が困難
④　不特定多数の市民が日常利用している場所（列車、地下鉄、劇場など）で発生する可能性が高い

■　都緊急対処事態対策本部設置前における事案発生への対処

(*) 本章の規定は、本章において対応しようとする事案が結果的に武力攻撃事態等の認定につながった場合にも適用する。

突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定や都緊急対処事態対策本部の設置指定が行われるまでは、都は、緊急に都民等の安全等を確保するため、都災害対策本部設置等の災害対策における仕組みなどを活用し、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。(*)

(*) 国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。

第１節　発生時の対処

○　都は、テロ等が発生した場合、国による都緊急対処事態対策本部設置指定の有無にかかわらず、国、区市町村、警察・消防等関係機関と緊密に連携協力し、被災者の救出・救助、住民等の避難等の初動対応に全力を挙げて取り組む。

○　国による都緊急対処事態対策本部設置等の指定がない段階では、都災害対策本部を設置して災害対策の仕組みを活用して対処するなどにより、緊急対処保護措置に準じた措置を実施する。

１　国による都緊急対処事態対策本部設置指定が行われている場合

○　政府による緊急対処事態の認定及び緊急対処事態対策本部の設置指示が行われている場合は、都緊急対処事態対策本部を設置し対処する。

２　都緊急対処事態対策本部設置指定が行われる前にテロ等が発生した場合

【別紙 26】テロ等が発生した場合の対処

（１）危機管理対策会議における初動対応

①　危機情報の収集・分析

○　危機管理監は、テロ等の可能性のある事案発生の情報が曖昧な場合などに的確な情報を収集・分析を行うため、必要に応じて情報連絡態勢により対応する。

②　危機管理対策会議の招集

○　危機管理監は、テロ等の可能性のある事案発生の情報を把握した場合は、直ちに危機管理対策会議を招集し、知事に報告する。(*)

③　関係機関との連携

○　危機管理監は、国、区市町村、警視庁、東京消防庁、第三管区海上保安本部、自衛隊等を通じて当該事案に関する情報を収集・分析し、事案の把握に努める。

④　初動対応

(*) 発生当初は事故と区別できないことも考えられるが、そのような場合でも最悪の事態を想定し、危機管理対策会議を招集する。

○　危機管理監は、関係機関と連携・協力し、被災者の救助や避難等に関して必要な措置(*)を速やかに実施する。
　この場合、ダーティボムや化学剤が使われている可能性も考慮し、二次被害の発生防止に努める。

○　危機管理監は、状況により、テロ等の事態の拡大（連続爆破テロ等）等も視野に入れ、施設管理者等に対する警戒要請などを行う。

○　危機管理監は、都民等への正確な情報提供に努める。

○　危機管理監は、多数の死傷者や建造物の破壊等の被害が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、緊急対処保護措置に準じた措置を行うため、直ちに知事に対して「都災害対策本部」の設置を上申する。

⑤　現地連絡調整所の設置

○　都は、テロ災害等の発生状況に応じて、現地周辺の安全が確保された場所に速やかに現地連絡調整所を設置し、各機関の連携を図る。

≪参加要請先≫

・　警視庁、東京消防庁又は消防本部、第三管区海上保安本部、保健所、医療機関、都内区市町村、自衛隊など、現地で活動している機関

≪実施内容≫

・　被災状況や各機関の活動状況の把握
・　各機関が有する情報の共有
・　現地における活動の連携のための調整　等

（２）都災害対策本部における総合的な対応

①　都災害対策本部の設置

○　都は、事態認定前において、原因不明の緊急事案が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、災害対策基本法に基づく都災害対策本部を設置し、必要な措置を総合的に推進する。
　この場合、都は、直ちに事案の発生や都の対応状況について、総務省消防庁を経由（警視庁においては、警察庁を経由）して国（内閣官房）に連絡するとともに、関係区市町村に連絡する。

(*) 消防法・警察官職務執行法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急・救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、警察・消防等と連携して被害の最小化を図る。なお、事態認定がされていれば、必要に応じて、国民保護法に基づく措置の実施が可能である。

②　都災害対策本部における対応の基本

○　都は、都災害対策本部において、事案に応じて関係機関が災害対策基本法、警察官職務執行法、消防法、海上保安庁法等に基づき講じる避難の指示、警戒区域の設定、消火、救助・救急等についての情報を収集・分析し、総合調整するなど、被害の最小化を図る。
　また、必要に応じて、現地対策本部を設置する。

○　知事は、迅速な対処のため特に必要がある場合、区市町村長に対して、避難の指示や警戒区域の設定などの指示を行う。(*)
　また、区市町村が、全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、区市町村長に代わって避難の指示等の措置を行う。

○　知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の道府県に対し支援を要請する。

○　都は、都緊急対処事態対策本部を設置して総合調整や措置を行うことが不可欠と判断される場合、国に対して、緊急対処事態の認定や都緊急対処事態対策本部の設置指定を要請する。

③　速やかに実施すべき措置

ア　被災者の救助、救援

○　都は、現地連絡調整所を介して、医師の派遣や医薬品の確保など事案の発生現地における救助活動に必要な支援を行う。

○　都は、必要により、現地において救命処置等を行うため、東京ＤＭＡＴを派遣する。この場合、派遣医師等の安全確保に十分留意する。

○　都は、必要により、現地の医療救護所におけるトリアージ(**)や応急措置のため、医療救護班を派遣する。

イ　被災者の搬送

○　都は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員・機材等の運送に車両が必要な場合は、運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関等に対して、搬送用車両の提供を求める。

ウ　避難の指示

○　知事は、災害の規模、程度等から付近住民の避難が必要と判断した場合、

(*) 避難の指示や警戒区域の設定は、区市町村長や現場の警察官等が行う。
(**) トリアージ：多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や程度に応じ、適切な搬送治療を行うこと

当該区市町村長に対して、避難の指示を行うように要請する。

○　都は、大規模集客施設等の中で事案が発生した場合、施設管理者が行う館内放送や避難誘導等の状況を把握し、施設内の人々の避難が適切に行われるよう、必要な支援・助言等を行う。

エ　災害対策基本法等に基づく警戒区域の設定

○　都は、事案の発生現地において、警察官、海上保安官あるいは消防により警戒区域[1](*)が設定されている場合、現地連絡調整所においてこれらの機関と連携し、付近住民に対してその周知・徹底を図る。

○　知事は、事案が連続して発生し、拡大が予測されるなど緊急の必要があると判断する場合、当該区市町村長に対して、新たな警戒区域の設定を要請する。

オ　警戒要請等

○　都は、事案の拡大の状況に応じて、鉄道やライフライン等の施設の厳重警戒、鉄道の運行停止など災害を最小にするために必要な要請を行う。

（３）自衛隊の派遣要請

○　知事は、人命又は財産の保護のために必要があると認められる時は、防衛大臣又はその指定する者に対して災害派遣を要請する。

３　都緊急対処事態対策本部への移行

○　政府による事態認定が行われ、内閣総理大臣から都緊急対処事態対策本部の設置指定があった場合、都は、直ちに新たな体制に移行し、「都災害対策本部」を設置している場合は、これを廃止する。

○　都緊急対処事態対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、既に講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

≪緊急対処事態における警報≫

○　知事は、緊急対処事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に関係する機関等に対し警報を通知・伝達する。

なお、警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行う。

(*) 警察官、海上保安官：災害対策基本法第 63 条第２項に基づく警戒区域の設定
消防吏員又は消防団員：消防法第 28 条に基づく消防警戒区域の設定

第２節　大規模テロ等の事態例ごとの対応の留意点

○　都は、テロ等が発生した場合の初動対応に関して、大規模テロ等の事態例ごとに、特に次の事項に留意する。

１　攻撃対象施設等による分類

（１）危険物質等を有する施設への攻撃

≪事態例≫石油コンビナート及び可燃ガス貯蔵施設等の爆破
危険物積載船への攻撃

①　施設管理者に対する措置の要請

○　知事は、テロ等の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。

○　警視庁は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。
　また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

②　立入制限区域の指定の要請

○　知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、都公安委員会又は東京海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。

○　都公安委員会は、知事から要請があったとき又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、当該施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。

③　危険物質等に関する措置命令

○　知事は、消防法や火薬類取締法等の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の措置を講ずべきことを命ずる。

・　危険物質等の取扱所の使用の一時停止又は制限
・　危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
・　危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

○　知事は、危険物質等の取扱者に対し、上記の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

○　なお、既存の法令に基づく措置と上記の措置との対応関係は、別紙 23「危険物質等の種類及び知事が命ずることのできる措置一覧」を参照のこと。

（２）大規模集客施設等への攻撃

≪事態例≫ターミナル駅、列車、劇場等の爆破

①　施設管理者に対する措置の要請

○　知事は、テロ等の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、大規模集客施設の管理者に対して、施設内の人々の安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

　また、突発的な災害発生に備えて、避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の確保を要請する。

○　警視庁は、施設管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。

　また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

②　都が管理する施設における措置

○　知事は、都が管理する施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

○　この場合、知事は、必要に応じて、警視庁、東京消防庁その他の行政機関に対し、支援を求める。

③　避難の指示

○　施設内で突発的に爆弾等によるテロ等が発生した場合、一次的には、施設管理者が、構内放送や職員を通じて、速やかに施設内の人々を施設外の安全な場所に避難誘導することとなる。

○　都は、施設管理者や警察、消防等から、避難誘導等に関する情報を把握するとともに、施設内の住民の避難が円滑に行われるように、警察、消防、区市町村との連携を確保する。

○　また、現地連絡調整所に職員を派遣し、正確な情報把握に努め、事態の推移に合わせ、必要に応じて、新たな避難や警戒のための措置を行う。

④　大規模集客施設におけるパニック防止

○　都は、大規模集客施設の施設管理者との連絡体制を確保し、構内放送や避難誘導が適切に行われるように要請するとともに、警察や区市町村による避難誘導や情報伝達が行われるよう調整するなど、パニックの防止に努める。

⑤　鉄道の運行停止等の要請

○　知事は、同時多発テロ等の発生の兆候があるなど緊急の場合は、施設管理者に対して鉄道の運行停止や施設の一時的閉鎖等の措置を要請する。

２　攻撃手段による分類

（１）大量殺傷物質による攻撃

①　大量殺傷物質による攻撃に共通する留意点

ア　対処の基本

○　都は、大量殺傷物質（ダーティボム、生物剤、化学剤）を用いたテロ（以下「ＮＢＣテロ」という。）による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、現場における初動的な応急措置の実施に重点を置き対処する。

この場合、各省庁が汚染拡大防止のために行う活動内容について、総務省消防庁から必要な情報を入手する。

イ　応急措置の実施

○　知事は、ＮＢＣテロが行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。

また、ＮＢＣテロによる汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

○　警視庁及び東京消防庁は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

ウ　関係機関との連携

○　都は、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、区市町村、警視庁、東京消防庁、第三管区海上保安本部等からの情報などを集約して、国への迅速な支援要請を行う。

この場合、都は、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて医療機関等と共有する。

○　都は、放射性物質等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国（厚生労働省、農林水産省等）と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われることがないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかける。

また、生活用水が汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

エ　知事及び警視総監の権限

○　内閣総理大臣の要請を受けた知事又はその知事の要請を受けた警視総監は、汚染の拡大を防止するため、関係機関と調整しつつ、次に掲げる権限を行使する。

・　飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対する、移動の制限又は禁止、廃棄の命令
・　生活用水の管理者に対する、使用・給水の制限又は禁止、廃棄の命令
・　死体の移動の制限、移動の禁止
・　飲食物、衣類、寝具その他の物件の廃棄
・　建物への立入り制限又は禁止、建物の封鎖
・　交通の制限、交通の遮断

②　事態例

≪ダーティボムの爆発≫

ア　初動対応

○　都は、都内でダーティボム等によるテロが発生した場合、警戒区域外で住民の安全性の確保、住民不安への対応などを行う。

イ　避難の指示

○　ダーティボムによる攻撃が行われた場所から直ちに離れ、風向きや風速等を考慮し、できるだけ風上の近くの地下施設やコンクリート建物に一次的に避難するよう指示する。

○　口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤を服用するなどの指示により内部被ばくの低減に努める。

○　警戒区域の範囲については、放射線測定の結果や風向・風速等の気象条

件を考慮して決定する。

○　周辺住民等が過度に不安を抱くおそれがあるため、放射線測定の結果や放射線による身体への影響等について、速やかに情報提供する。

ウ　医療活動

○　都は、東京消防庁の指揮下において、東京ＤＭＡＴにより、除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。

なお、その際、医師等に防護服等を着用させ、二次汚染を防止する。

○　内閣総理大臣から被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療を実施する。

エ　汚染への対処

○　都は、措置に当たる職員に防護服等を着用させるとともに、被ばく線量の測定及び管理を適切に行う。

○　都は、汚染地域への立入制限を確実に行い、避難誘導を適切に実施する。

○　被災者の除染は、災害現場において警察・消防等の現地活動機関が行う。

○　避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。

○　汚染された物質の除去や汚水・廃棄物の処理等を適切に行うとともに、立入制限の解除に当たっては、放射能の残留濃度に十分に留意するものとする。

≪生物剤（天然痘、炭そ等）の航空機等による大量散布≫

ア　初動対応

○　都は、生物剤テロのがい然性が高いと判断されるに至った場合、感染症発生動向調査を強化するとともに、医療機関と連携してサーベイランス（疾病監視）を実施する。

イ　避難の指示

○　知事は、生物剤によるテロ等が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示する。

なお、感染の危険のある区域の住民の避難は、区域外住民の避難と区別

するなど感染拡大の防止を図る。

○　人や動物を媒体とする生物剤によるテロ等が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が困難であることから、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる。

ウ　医療活動

○　都は、東京消防庁の指揮下において、東京ＤＭＡＴにより、除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。
　なお、その際、医師等に防護服等を着用させ、二次汚染を防止する。

○　医療活動に当たっては、生物剤によるものと考えられる感染者の集団発生を正確に把握し、サーベイランスを徹底する。

エ　感染の拡大防止

○　感染症の被害拡大防止のため、事態を早期に把握し、まん延防止のための適切な対応を図る。

(ｱ) 患者の移送

○　病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者が発生した場合、感染症指定医療機関等への移送及び入院措置を行う（必要に応じて医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置を実施する。）。

(ｲ) 汚染範囲の把握等

○　都は、厚生労働省と協力し、情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及び公開を行うサーベイランスの結果等により汚染地域の範囲及び感染源を特定する。
　また、都健康安全研究センターは、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

(ｳ) 消毒等

○　保健所は、警視庁等の関係機関と連携し、消毒剤、除染機材等の装備を用いて消毒等の措置を講ずる。

(ｴ) 汚染施設への立入禁止等

○　都は、テロの被災現場となった施設や感染者の立寄り先となった施設の閉鎖については、消毒の有無や汚染後の経過期間等を考慮して決定する。

(ｵ) 患者の移動制限

○　保健所は、感染症法に基づき、入院勧告など患者の移動を制限する措置を講ずる。

オ　天然痘テロの場合の二次感染防止

○　天然痘によるテロが行われた場合は、感染率が高い家族・同僚等の濃厚接触者に対しては優先してワクチン接種を行うとともに、接種後も十分な健康監視を行う。

また、状況により、濃厚接触者の行動制限や患者情報の公表を検討するなど、感染の拡大防止を図る。

カ　原因不明の病気のまん延

○　都は、原因不明の病気のまん延など、集団での異常発生時には、生物剤テロが行われた可能性を視野に入れて、早急に詳しい情報を収集するなど正確な状況把握に努める。

≪市街地等における化学剤の大量散布≫

ア　初動対応

○　化学剤テロの発生時は、時間、場所、気象等により、二次災害の発生や被害の拡大に影響を与えかねないことから、防災機関が連携し、被害の拡大防止と原因物質の早期の特定に努める。

イ　避難の指示

○　都は、化学剤テロが行われた場合又はそのおそれがある場合は、テロが行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋など汚染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示する。

○　警戒区域の範囲については、汚染の測定結果、風向・風速等の気象条件や化学剤の特性等を考慮して決定する。

ウ　医療活動

○　都は、東京消防庁の指揮下において、東京ＤＭＡＴにより、除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。

なお、その際、医師等に防護服等を着用させ、二次汚染を防止する。

エ　汚染への対処

○　都は、措置に当たる要員に防護服等を着用させるとともに、関係機関が

行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助、除染等に資する情報収集を行う。

○　被災者の除染は、災害現場において警察・消防等の現地活動機関が行う。

○　化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことに留意する。

オ　原因不明の事態への対処

○　都は、原因不明の死傷者が集団で発生したような場合は、化学剤テロが行われた可能性を視野に入れて、早急に詳しい情報を収集するなど正確な状況把握に努める。

（２）攻撃手段による分類

≪事態例≫航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

①　被害を最小限にするための対処

○　都は、テロ発生後、火災や建物の倒壊等による被害の拡大を抑えるため、迅速に施設内の人々の避難誘導が行われるよう、施設管理者、警視庁、東京消防庁、第三管区海上保安本部等、区市町村等に対して、必要な協力を行う。

○　また、周辺地域への影響を最小限に抑えるため、警察等関係機関と連携し、周辺の住民や事業者等の避難、警戒区域の設定等、必要な措置を速やかに行う。

②　国との連携

○　連続テロの可能性があること等を踏まえ、国との情報交換を緊密に行う。

第６章　平素からの備え

第１節　体制等の構築

○　武力攻撃事態等に応じて、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な組織・体制を整備する。

○　多様な状況や条件にある人々が、情報の内容を迅速かつ正確に理解し、行動できるような情報伝達手段を確保する。

１　平素における業務

○　平素における国民保護に関する業務は、各局がその所掌に従って分担して行い、総務局が統括する。

○　総務局は、体制整備等の進捗を管理するとともに、各局間の調整、国民保護に関する企画・立案等を行う。

【別紙 27】各局等が平素に行う業務

２　平時における危機情報の収集等

○　都は、総合防災部において、常に危機の兆候や情報を収集・分析し、必要な警戒対応を行う。

（１）危機情報の収集及び共有

○　都は、国や区市町村、警察・消防等と連携し、常にテロの兆候など危機情報の把握に努める。

　また、海外におけるテロ等の発生事例（特に首都や大都市）に関する情報についても可能な限り収集・分析し、警戒対応やテロへの対応力の強化に生かす。

○　都は、テロ等の危機情報を把握した場合、速やかに危機管理監に伝達できるように、総務局と各局間及び各部局内の情報連絡体制を確立する。

○　都は、危機管理対策会議等を通じて、危機情報等を全庁的に共有する。

（２）警戒対応

○　都は、「東京都大規模テロ等対処要領」に基づき、Ｎ（核物質）、Ｂ（生物剤）、Ｃ（化学剤）など、テロ等の類型に応じた対処要領の運用を図る。

○　都は、都庁舎や都が管理するライフライン等施設（地下鉄、水道、港湾等）及び大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設等）等に関して、適切な警戒対応と発生時における迅速・的確な対処を確保する観点から、テロ等への対処マニュアルを整備(*)するなど、危機管理体制を強化する。

　対処マニュアルの整備に当たっては、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導などの初動対応を重視する。

○　都は、テロ等の危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに関連する施設に対して警戒対応の強化を要請するとともに、東京都管理施設テロリズム等警戒対応基準（平成 18 年決定）に基づき、自ら管理する施設の警戒を行う。

○　これらの対応に当たっては、危機管理対策会議や東京都テロ等対策連絡調整会議（平成 26 年８月設置）等を通じて、全庁横断的な連絡調整等を図る。

(*) 既存の危機管理マニュアルの修正又は新たな整備

３　初動体制の構築

≪基本的考え方≫

○　武力攻撃事態等に応じた初動体制を構築するとともに、夜間・休日にも職員を配置するなど、24 時間即応可能な体制を整備する。

○　国による事態認定前に武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合は、災害対策基本法など既存の法制を活用し、柔軟に対応する。

（１）初動体制

○　政府による事態認定及び本部設置指定の前後、危機の状況等に応じて、全庁的な初動体制を次のとおり構築する。

①　政府による事態認定前又は事態認定に至らない場合

○　都は、災害対策の仕組みを活用して初動体制を構築する（「東京都地域防災計画・大規模事故編」）。

体制	状況
災害即応対策本部	○　次のいずれかに該当し知事が必要と認めたとき。 ・　大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき。 ・　局地的な災害発生のおそれがあるとき。
災害対策本部	○　突発的な事案が発生するなどにより、その被害が災害対策基本法上の災害に該当するとき。

②　政府による事態認定及び都に対する対策本部設置指定が行われた場合

○　知事は、政府による武力攻撃事態等の認定が行われ、都に対して、国民保護法に基づく対策本部の設置指定が行われた場合、都対策本部（国民保護又は緊急対処事態）を設置し対処する。

○　知事は、上記①により災害対策本部を設置している場合、直ちに国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部に移行し、災害対策本部を廃止する。
　この場合、災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、既に講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

○　上記の体制に対応する職員配備態勢は、次のとおりである。

体制		職員配備態勢
事態認定無	－	情報連絡態勢
	災害即応対策本部	災害即応態勢
	災害対策本部	非常配備態勢
事態認定有	国民保護対策本部又は 緊急対処事態対策本部	

（２）24 時間即応可能な体制の確保

○　都は、夜間及び休日においても事態に即応可能な体制を確保するため、夜間防災連絡室において情報収集・連絡等の業務を行うとともに、災害対策職員住宅入居職員が、直ちに参集できる体制を確保する。

①　夜間防災連絡室における情報収集・連絡

○　夜間防災連絡室における夜間防災連絡員は、国民保護に関して、次の業務を行う。

- 武力攻撃災害等に関する情報収集
- その他危機管理に関する情報収集及び資料作成
- 総合防災部職員及び各局防災主管課職員等への情報連絡
- 災害対策職員住宅に入居する職員に対する参集連絡
- 上記のほか、特に総合防災部長が指示する業務

②　災害対策職員住宅入居職員の参集

○　災害対策職員住宅入居職員は、夜間及び休日等に警報の発令、避難措置の指示等があった場合は、夜間防災連絡室からの参集連絡等に基づき、直ちに東京都防災センター又は立川地域防災センターに参集する。

○　災害対策職員住宅に入居する総合防災部職員は、上記のほか、夜間及び休日等に都対策本部の設置の指示があった場合等も参集する。

（３）職員への連絡手段の確保

○　各局は、全職員に対する電話連絡網を整備するなど、非常時における連絡体制を確保する。

○　特に、危機管理監、危機管理副監、総合防災部管理職、災害対策職員住宅に入居する総合防災部職員は、常時、閉域ＬＴＥ端末を携行することにより、電話・メール等による連絡手段を確保する。

（４）知事等が連絡不能等により指揮をとれない場合の代理

名称	代替職員（第１順位）	代替職員（第２順位）	代替職員（第３順位）
知　　事	副知事（職務代理順序による。）		
局　　長	次長、技監又は総務部長（各局においてあらかじめ定める。）	（各局においてあらかじめ定める。）	

（５）警視庁・東京消防庁の初動体制

○　警視庁及び東京消防庁は、事態に応じて迅速に初動体制を確保できるように、必要な体制整備を行う。

４　通信連絡体制の整備

≪基本的考え方≫

○　都は、武力攻撃事態等における通信連絡のため、防災計画で整備された通信連絡体制を活用する。

また、武力攻撃事態等における通信機能を確保する観点から、通信連絡手段の多様化や必要な機器の整備・充実を図る。

（１）通信連絡系統

【別紙５】通信連絡系統図

（２）通信連絡手段・システム等

○　国、区市町村、都出先機関、警視庁、東京消防庁、ライフライン機関の各防災機関及び他道府県との通信連絡には、防災計画で整備された、次に掲げる通信連絡手段及びシステムを活用する。

①　国の防災機関

- 緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ－Ｎｅｔ）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、中央防災無線、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク
- 東京都防災行政無線又は東京都災害情報システム（一部の指定地方行政機関）

②　区市町村、都出先機関、警視庁、東京消防庁、ライフライン機関等

・　東京都防災行政無線（固定系、移動系、衛星系）及び都各部局保有の無線
・　東京都災害情報システム
・　画像伝送システム（テレビ会議）

③　他道府県

・　消防防災無線、水防道路無線、地域衛星通信ネットワーク

（３）通信連絡体制の整備

○　都は、上記の通信連絡手段、システムのほか、次のような手段により通信連絡手段の多重化を図る。

・　固定電話、携帯電話（衛星携帯含む。）等の事業者回線及びインターネット回線の利用
・　電気通信設備（電話、電報、携帯電話）の優先利用の確保
・　非常無線通信（電波法第 52 条第４号）の利用
・　防災相互通信用無線の利用
・　アマチュア無線団体との協定の締結による民間協力の確保

○　都は、国民保護計画における関係機関に関して、防災行政無線など必要な機器等の整備、充実を図る。

○　都対策本部及び都各部局は、防災計画に準じて通信連絡責任者を選任するとともに、夜間・休日を含めて、区市町村等の関係機関と、常時、通信連絡が開始できる体制を整える。

○　都は、通信連絡のための機器やシステム、体制等整備するに当たっては、「非常通信協議会」(*)との連携に十分配慮する。

○　都は、武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な通信設備を定期的に保守・整備する。

（４）通信連絡訓練

○　都は、武力攻撃災害による通信輻輳及び途絶、非常用電源の利用などを想定した関係機関との情報連絡、地域住民への情報の伝達、避難先施設との通信の確保など、実践的な通信訓練を実施する。

○　都は、訓練終了後にその実施結果について評価を行い、必要に応じて、通信連

(*) 自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的とし、総務省を中心として関係省庁や電気通信事業者等で構成する。

絡体制の改善を行う。

５　住民等への警報・避難の指示等の伝達の仕組みの整備

≪基本的考え方≫

○　国民に情報を提供するに当たっては、あらゆる手段を活用して、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

○　防災行政無線や広報車両、電話・ＦＡＸ、テレビ・ラジオにとどまらず、ホームページ、Ｘ（旧 Twitter）及びアプリ等をはじめ多様な手段を活用し、警報や避難の指示等を迅速・的確に伝達するための仕組みや協力関係を構築する。

（１）警報等の通知先等の把握

①　警報等の通知先

○　都は、警報等の通知先となる「区市町村」、「指定地方公共機関」等の連絡先、連絡方法等をあらかじめ把握し、速やかに利用できるように管理する。

②　警報等の伝達

○　都は、警報等の伝達先となる、都管理の「学校」「病院」「駅」「空港」「大規模集客施設」等の連絡先、連絡方法等をあらかじめ把握し、速やかに利用できるように管理する。

（２）大規模集客施設等への伝達体制の確保

○　都は、突発的な事態において、大規模集客施設や地下街等多様な状況にある人々への迅速・正確な情報提供が極めて重要であることを考慮し、施設管理者を通じてこれらの人々に情報伝達するための体制を整備するとともに、連絡先（施設管理者等）を把握する。

なお、区市町村においても、都に準じて情報伝達体制を整備するとともに、連絡先の把握を行うものとする。

○　都及び東京消防庁は、区市町村等の関係機関の協力を得て、大規模集客施設の管理者等に対して、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導体制の整備等を指導・助言する。

○　都は、区市町村が、大規模集客施設や繁華街等を往来する人々への情報伝達

を速やかに行えるように、防災行政無線や広報車両等の方法による情報伝達体制の強化に協力する。

（３）多様なメディアの活用

○　都は、都内の多様な状況や条件にある人々に迅速・的確に情報を伝達するため、放送事業者や電気通信事業者に協力を依頼するなどして、インターネットをはじめ多様な手段を活用する。

≪例≫

- 携帯電話等の自動起動機能の活用
- 都のホームページへの警報や避難の指示等の即時掲示
- 都内各所に設置されている電光掲示板の活用
- 公共交通機関の駅等における情報提供

○　活用に当たっては、国における整備の動向を踏まえるとともに、大規模自然災害における情報伝達の仕組みの拡充・強化と連動させるように留意する。

（４）放送事業者との協力

○　都は、テレビやラジオの情報伝達効果の大きさを踏まえ、法に基づく「警報、避難の指示、緊急通報」以外についても、住民への緊急の情報伝達に際して、放送事業者の協力が重要であることに鑑み、平素から都からの情報の内容や提供方法等について放送事業者と協議し、意思疎通を図るなど、必要な備えを行う。

≪緊急を要する情報（例示）≫

- 退避の指示
- 警戒区域の設定
- 安否情報の提供　等

○　なお、協議に当たっては、報道の自由を侵すことがないように十分に配慮する。

６　情報収集・報告、提供体制の整備

≪基本的考え方≫

○　都は、武力攻撃事態等において、被災情報、安否情報等を収集・整理し、関係機関及び住民に迅速・的確に提供するための体制を整備する。

（１）被災情報の収集・報告に必要な体制の整備

①　情報収集・報告体制の整備

○　都の被災情報の収集・報告系統は、防災計画に準じ、別紙６「被災情報の収集・報告系統」のとおりとする。

○　都は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制を整備する。

○　都は、区市町村に対し、被災情報を速やかに報告するように周知するとともに、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を速やかに都に報告するように周知する。

②　収集・報告すべき情報

ア　武力攻撃災害の発生日時・場所
イ　発生した武力攻撃災害の概要
ウ　人的・物的被害状況
　(ｱ) 区市町村ごとの死者、行方不明者、負傷者
　(ｲ) 住宅被害
　(ｳ) その他必要な事項
エ　可能な場合、区市町村ごとの死者の死亡年月日、性別、年齢、概況

③　警視庁及び東京消防庁における情報収集

○　警視庁及び東京消防庁は、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等、その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

（２）安否情報の収集・提供に必要な体制の整備

【別紙 18】安否情報の収集・提供の概要

①　収集する安否情報

○　都は、区市町村に協力して避難住民及び武力攻撃災害で死傷した住民の生死、所在等の安否情報を収集する。

【別紙 18】安否情報の収集・提供の概要≪収集する安否情報≫

②　都及び区市町村の役割分担

○　都及び区市町村は、次のような役割分担により、安否情報の収集・提供を行うものとする。

○　安否情報の収集は、住民に関する情報を有する区市町村が行うことを基本とし、都は、都の施設等からの収集など補完的に対応する。
- 都 …… 都管理の避難施設、都の施設（学校・病院等）
  警視庁、東京消防庁等
- 区市町村 … 区市町村管理の避難施設
  区市町村の施設（学校等）
  区域内の大規模事業所、医療機関、諸学校
  警察署、消防署等

○　住民等からの照会に対しては、都、区市町村それぞれが、共有する安否情報に基づき回答するものとする。

③　安否情報の収集・提供体制の整備

○　都は、区市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を整理し、住民等からの照会に応じて的確に提供できるよう、都における安否情報の収集・整理・回答を一元的に行うための体制・窓口を整備する。
　また、あらかじめ当該窓口の収集・整理・回答責任者を定める。

○　都は、安否情報の収集・提供を求める可能性のある、都の施設（学校・病院等）等をあらかじめ把握するとともに、当該施設における収集・報告部署、責任者を定める。

○　都は、都対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告様式、報告先等を関係施設の管理者等に周知する。

○　都は、円滑な安否情報の収集・提供のため、あらかじめ、区市町村と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

○　都は、都県境を越えて通勤・通学等をする者の安否情報の提供を円滑に行うため、近隣県とあらかじめ安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を

共有するなど、相互の協力体制を確保する。

○　都は、都及び区市町村が避難所等で大勢の避難住民等の安否情報を速やかに把握できるように、住民等による氏名等の申告やそれらの集約方法等について検討する。

また、避難時に氏名や身分を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等）を携行するよう、区市町村を通じて住民に周知する。

７　広報体制の整備

（１）警報、避難の指示、緊急通報の放送に関する準備

○　都は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が、警報、避難の指示、緊急通報等の放送を円滑に行えるように、放送機関への連絡責任者を定め、連絡先、連絡方法等を把握しておく。

（２）都対策本部における広報体制の整備

○　都は、都対策本部において、被害情報等の広報を適時・的確に行えるように、「広報事項」、「方法」、「タイミング」、「広報文例」などをあらかじめ整理しておく。

８　研修・訓練の実施

≪基本的考え方≫

○　都は、職員等が、国民保護措置の実施に必要な知識を習得できるように研修の実施に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

○　都は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努めるものとする。

○　都は、訓練の結果を適正に評価し、計画・マニュアル等の充実・強化に資する。

（１）研修

○　都は、国民保護を担当する職員を育成するため、職員研修所等において、国民保護の実施に必要な知識に関し必要な研修を実施するとともに、国の研修機関の研修課程を有効に活用するなど、職員の研修機会を確保する。

○　都は、区市町村と連携し、消防団員や自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修を行うとともに、国が作成するビデオ教材やｅ－ラーニングを活用するなど、多様な方法により研修を行う。

○　都は、職員等の研修の実施に当たっては、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警視庁、東京消防庁、海上保安庁等の職員、学識経験者、危機管理の研究者等を講師に招くなど、外部の人材を積極的に活用する。

（２）訓練

①　計画的な訓練の実施

○　都は、職員の武力攻撃事態等における対処能力の向上を図るため、あらかじめ訓練体系を整えた上で、計画的に訓練を実施する。

≪必要な訓練≫

- 都国民保護対策本部を迅速に設置するための職員の参集、対策本部設置・運営に関する訓練
- 警報、避難の指示などの通知・伝達に関する訓練
- 避難誘導及び救助に関する訓練（高齢者、障害者にも留意）
- 弾道ミサイルを想定した訓練（全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）発出時の避難行動、初動体制の構築）
- テロ等の突発的な事態発生に伴う対処に関する訓練

○　訓練を計画するに当たっては、実動訓練、図上訓練、様々な情報伝達手段等の手法を組み合わせ、様々な場所や想定で行うなど、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練となるように留意する。

○　訓練の実施に当たっては、ＮＢＣ災害訓練や弾道ミサイルを想定した訓練などを通じて得たノウハウを活用するとともに、自衛隊、海上保安庁、警視庁及び東京消防庁等と連携・協力し、効果的な訓練を実施する。
　また、区市町村や国、他の道府県等関係機関と共同した訓練の実施に努める。

○　国民保護と防災との間で相互に応用が可能な事項については、有機的に連携させる。

②　住民や事業者等の訓練参加等

○　都は、広く住民や事業者等に訓練への参加を呼びかけるとともに、訓練の開催時期、場所等について、住民や事業者等の参加が容易となるように配慮する。

○　訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

○　都及び東京消防庁は、区市町村と協力し、大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設等）、学校、病院、空港、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達や避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。

③　訓練時の通行制限

○　警視庁は、必要に応じ、標識の設置、警察官の指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。

○　警視庁は、交通規制に当たっては、道路管理者等の関係機関との密接な連携を確保する。

④　訓練結果の計画への反映

○　訓練の結果については、参加者等から意見を聴取するなど客観的な評価を行い、教訓や課題を明らかにした上で、国民保護計画の見直しやマニュアル等の整備に反映させる。

９　関係機関との連携体制

○　国、他の道府県、区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と連携協力して国民保護措置を実施するため、災害対策のための連携体制に準じて、あらかじめその連携協力体制を構築する。

（１）国の機関との連携

①　指定行政機関

○　都は、国民保護措置の実施要請等が円滑に行えるよう、指定行政機関と必要な連携協力体制を整備する。特に、国との連絡調整の主たる窓口である総務省消防庁や国民保護を主管する内閣官房と緊密な連携協力体制を構築する。

②　指定地方行政機関

○　都は、その区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携協力体制を構築する。

③　自衛隊

○　都は、自衛隊の部隊等の派遣を受けて国民保護措置を円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を確保する。

特に、これまで災害対策への対応や訓練で連携してきた、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊との連携体制を国民保護措置の実施においても構築する。

④　首都防衛と住民避難との錯綜の防止

○　都は、首都防衛のため都内に防衛力が集中した場合に、道路等の利用に関して防衛行動と住民避難等の国民保護措置との錯綜（そう）を避ける観点から、国との連携強化を図る。

特に、次の事項の実施に努める。

・　「国民保護措置を円滑に実施するための内閣総理大臣と都知事とのホットラインの確保」、「国の対策本部に対する連絡職員の派遣」など、武力攻撃事態等に際して国と都の緊密な連携の下対処するための体制整備

・　武力攻撃事態等における特定公共施設等（*）の利用に関する調査・検討

（*）特定公共施設等とは、港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。

（２）他の道府県との連携

①　広域応援体制の整備

○　都は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに救援等を実施するための広域応援体制を構築する。

○　このため、都は、防災のために締結されている相互応援協定等の内容の見直し、又は新たな協定の締結を行う。

②　九都県市における相互応援体制の整備

○　首都圏を構成する九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市）は、行政区域を越えて、全体で一つの生活圏、経済圏を形成している観点から、都県域を越える通勤・通学者の避難などについて、相互の連携・協力体制を整備するものとする。

③　関西広域連合と九都県市における相互応援体制の整備

○　平成 26 年３月に締結した関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市）との相互応援に関する協定に基づき、関西広域連合と九都県市との間で、発災時において相互に必要な応援を行う。

④　関東地方知事会における相互応援体制の整備

○　関東地方知事会を組織する１都９県（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下「都県」という。））において締結している協定に基づき、被災都県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、発災時に相互に救援協力する。

⑤　近隣県との情報共有体制の整備

○　広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、近接する埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県及び静岡県との間で基本的考え方の共有を図る。

○　特に、生物剤による攻撃にあっては、都の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所、都健康安全研究センター等の機関は、上記の近接する県との間で緊密な情報の共有を図るための連絡体制を構築する。

⑥　他の県への事務委託

○　都は、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県及び静岡県に対し、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、情報交換を行う。(*)

⑦　警察災害派遣隊の充実・強化

○　警視庁は、他の道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出動できるよう、隊員に対する教育訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。

⑧　緊急消防援助隊の充実・強化

○　東京消防庁は、都内の他の消防本部と連携して、緊急消防援助隊が直ちに出動できるよう、隊員に対する教育訓練を実施するとともに、出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。

　また、都は、緊急消防援助隊の応援を受ける場合に備え、受援に関する計画に基づき活動する。

（３）区市町村との連携

①　連絡調整の場の確保

○　都は、各区市町村との緊密な連携を図るため、平素から定期的な連絡調整の場を確保する。

○　特に、避難の指示と避難誘導、物資の確保、避難所の運営、安否情報の収集・提供など、国民保護措置の実施に当たり特段の連携協力が求められる分野について、平素から十分な調整を行うものとする。

②　都と区市町村の役割分担

○　都は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供など、都と区市町村が適切に役割分担することで的確・迅速な対応をなし得る措置については、防災計画における役割分担を基本として、区市町村と協議し、役割分担を明らかにするものとする（241 ページ「４　都と区市町村間における役割分担」参照）。

③　区市町村長が行うべき事務の代行

○　知事は、区市町村長の行うべき国民保護措置の全部又は一部を区市町村長

(*) 都内で相当な武力攻撃災害が発生し、一定地域の国民保護措置を十分に実施できない状況に陥った場合などが想定される。

に代わって行う場合に備え、必要な調整を行う。(*)

④　区市町村計画の作成・変更における協議

○　都は、区市町村国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と区市町村が行う国民保護措置との整合性を確保する。

⑤　区市町村間の連携の確保

○　都は、近接する区市町村が相互の国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることや、防災のために締結されている区市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、区市町村相互の国民保護措置の整合性を確保する。

○　特に、都内では区市町村の区域を越えて都市や生活圏域が広がり、ひとたび武力攻撃等が発生すると複数の区域に影響が及ぶ可能性が高いことを考慮し、各区市町村が行う避難・救援等の措置が整合したものとなるように、必要な調整を図るものとする。

⑥　消防の連携

○　東京消防庁は、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、消火、救助・救急等の活動を行うほか、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、区市町村と緊密な連携を図る。

⑦　消防団の充実・活性化の推進

○　都及び東京消防庁は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことを考慮し、区市町村と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

○　また、都は、区市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団が参加できるよう配慮する。

（４）指定公共機関、指定地方公共機関等との連携

①　指定公共機関等との意見交換

○　都は、指定公共機関等と緊密な連携を図るため、平素から必要な意見交換を行うための機会を確保する。

(*) 武力攻撃災害の発生により、区市町村の施設の大部分が損壊し、主要職員が負傷するなど、区市町村がその機能をほとんど果たし得なくなった場合などが想定される。

○　都は、指定公共機関等との連携を的確に行うため、連絡先に係る情報が最新のものとなるよう、定期的に更新を行う。

○　都は、指定公共機関等や事業所における国民保護に関する取組を支援するとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携、協力関係の確保に努める。

②　業務計画作成・変更に当たっての助言

○　都は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行う。

③　指定公共機関等（*）との協定の締結

○　都は、指定公共機関等から物資や資材の供給等について必要な協力が得られるよう、防災に準じた連携体制の整備を図る。

（５）米軍との連携

○　特に、横田基地が住宅地域と隣接し、714ha もの広大な面積を占めることを考慮し、次のような連携を図るため、平素から協議を行うよう努める。

- 平素、事態発生を通じた、都と基地との連絡調整窓口の設置
- 基地内の米軍関係者や日本人従業員に対する警報等の伝達、避難誘導
- 事態発生時における情報交換（基地からの情報提供を含む。）
- 住民避難に関して、緊急の対応が必要な場合における基地内通行

米軍基地所在都道府県における米軍と調整する必要がある事項については、「米軍施設・区域の周辺地域における住民の避難について」（平成18年９月21日付閣副安危第300号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、必要な整理を行う。

○　また、上記のほか避難、救援について意見交換を行うよう努める。

（６）自主防災組織、ボランティア団体等との連携

①　自主防災組織に対する支援

○　都は、自主防災組織のリーダーに対する研修等を通じて、自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互及び自主防災組織や消防団等の連携が図られるよう配慮する。

（*）放送事業者を除く。

○　東京消防庁は、都及び区市町村が行う自主防災組織に対する指導、訓練に協力し、火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

○　都及び区市町村は、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための資材の充実を検討するものとする。

②　事業所に対する支援

○　都は、関係機関と協力し、超高層事業所ビルや大規模オフィス等の施設管理者に対して、平素における警戒や事態発生時の避難誘導などの危機管理の強化について、指導・助言を行う。

○　都は、オフィス街などの事業者が地域を単位として取り組む危機管理や自主防災に対して、避難・救援等の訓練を共同で行うなどにより支援するとともに、新たな地域での取組拡大を促す。

○　東京消防庁は、事業所の施設管理者及び事業者に対して、火災や地震等のための既存のマニュアル等を参考に、避難誘導のための計画等の作成などを指導する。

③　ボランティア団体等に対する支援

○　都は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等と連携し、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

（７）大学や研究機関等との協力関係の構築

○　都は、ＮＢＣ攻撃やテロ等への対処を的確・迅速に行うため、都内の大学や研究機関における、危機管理に関する人材や情報を把握するとともに、人的・物的なネットワークや協力関係の構築に努める。

　また、テロ対策の専門家や関係機関との連携により、テロの動向や対策に関する情報収集に努める。

（８）医療機関等との連携

○　都は、大規模なテロ等の発生時に迅速かつ的確に医療の提供を行うため、災害拠点病院などのＮＢＣ攻撃による被災者への対応が可能な医療機関の把握、ＮＢＣの専門知識を有する医療関係者に関する情報収集等に努める。

○　都は、武力攻撃事態等において、保健医療福祉活動に従事する者の派遣調整及び保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理、分析等、保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制の整備に努める。

（９）　テロ等対策に関する関係機関等の連携協力

①　「テロ対策東京パートナーシップ推進会議」(*) による連携体制

○　都は、「テロを許さない社会づくり」をスローガンとする「テロ対策東京パートナーシップ推進会議（平成 20 年 11 月発足）」を活用し、警視庁を始め、関係行政機関、民間事業者と連携して、テロに対する危機意識の共有や大規模テロ発生時における協働対処体制の整備等に取り組む。

②　大規模集客施設等に係る連携体制の構築等

○　都は、都、区市町村、警視庁、東京消防庁、陸上自衛隊第一師団、第三管区海上保安本部、民間事業者の業界団体、都関連施設等から成る「テロ等の危機に関する事業者連絡会（平成 18 年９月設置）」を通じて、大規模集客施設等におけるテロ等の発生に備えた危機管理の強化や危機情報の共有等を図る。

○　都は、テロ等が発生した場合に迅速に初動対応を行うため、施設管理者と協議の上、施設の実態に応じて、都、施設管理者、警察・消防等関係機関等の緊急連絡体制を整備する。

○　都は、テロ等の発生に応じて、現地で活動する機関とともに設置する「現地連絡調整所」（現地における情報の共有、連携の確保等を目的とする）の具体的な運営について関係機関と協議するなど、連携協力のための体制づくりを進める。

③　民間のライフライン等施設及び大規模集客施設の危機管理の強化等

○　都は、警視庁、東京消防庁又は消防本部、海上保安庁等の関係機関と協力し、ライフライン等施設や大規模集客施設の管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に対して、必要な指導、助言を行う。

　この場合、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導などの初動対応を重視する。

○　都は、警視庁、東京消防庁、海上保安庁等の関係機関と協力し、民間のライフライン施設や大規模集客施設等の施設管理者に対して、適切な警戒対応と発生時における迅速・的確な対処を確保する観点から、テロ等への対処マニュアルの整備を要請する。

　なお、区市町村においても、関係機関と協力し、都と連携の上、同マニュ

(*) 警視庁や都などの関係行政機関やライフライン、公共交通機関、大規模集客施設などの民間事業者で構成され、平素から会議や研修会、情報ネットワーク等を通じて情報を共有し、官民一体となってテロ対策を推進している。

アルの整備を要請するものとする。

○　都は、国内外の状況を踏まえ、大規模集客施設等の管理者に対して、テロ等の発生に備えた警戒対応の強化を要請する。

具体的な警戒対応策としては、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察等への定期的巡回依頼と連絡体制の確保、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発など、施設の種別等に応じた予防対策を講ずることとする。

④　不特定多数の人々への情報伝達

○　都は、大規模集客施設や繁華街等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるように、放送事業者や電気通信事業者等に協力を依頼するなどして、多様な情報伝達手段の確保に努める。

第２節　避難に関する備え

○　国の対策本部長から避難措置の指示を受けて、迅速かつ的確に避難の指示を行うことができるように、必要な情報を収集・管理するとともに、避難施設の指定、輸送力の把握等を行う。

○　また、区市町村が行う避難誘導のための備え、超高層ビルや大規模集客施設等の管理者が行う避難誘導のための備えを支援する。

１　避難に関する基礎的情報の収集・管理

○　都は、迅速に避難の指示を行えるように、都内の地図、道路網、避難施設（*）など、基礎的資料を収集し、速やかに使用できるように管理する。

【参考資料７】平素から収集・管理すべき資料≪避難に関する基礎的情報≫

２　避難施設の指定

（１）指定の考え方

○　都は、国民保護法施行令で定める基準に基づき、国が定める避難施設の確保に係る基本的な方針及び区域の人口、避難のしやすさ、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、区市町村の協力を得て避難施設を指定する。（**）

○　指定に当たっては、都及び区市町村の施設を優先的に指定する。

○　緊急一時避難施設（（２）参照）については、地域の実情も踏まえ、民間施設の管理者等の協力も得ながら、できるだけ多くの施設を指定する。

≪指定上の配慮事項≫

国民保護法施行令で定めるもののほか、次の事項に配慮し、指定する。

①　緊急一時避難施設として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設（地下駅舎、地下街、地下道等）を指定する。

②　事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、

（*）武力攻撃事態等において、住民を避難させ、又は避難住民の救援を行うため、知事があらかじめ指定した施設

（**）区市町村が防災計画に基づき選定している「一時集合場所」は、武力攻撃事態等においても住民が集団で避難する場合の一時的な集合場所として活用するものとする。ただし、避難施設としての指定は行わない。

それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努める。

③　地域住民だけではなく、オフィス街や繁華街などにいる人々が、緊急に避難しなければならない状況も生じることを考慮し、指定する。

（２）避難施設の区分

○　国民保護法に基づき知事が指定する避難施設は、次のように区分する。

施設区分		定義等
屋内避難施設		避難所及び緊急一時避難施設
	避難所 （※）	避難住民等を収容するもの 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅の設置が可能（賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げも可能）
	緊急一時避難施設	爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用するコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設
屋外避難施設		長期に避難を要する事態における長期避難住宅及び応急仮設住宅の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的とした避難施設

「避難施設の指定状況」（内閣官房資料）を基に作成

※　都が指定している施設には、災害対策基本法における福祉避難所も含む。

（３）指定手続

○　都は、避難施設を指定する場合には、文書等により施設管理者の同意を得なければならない。

また、避難施設に指定したとき及び指定を解除したときは、施設管理者に対し文書等により通知する。

（４）避難施設のデータ管理

○　都は、避難施設の指定後は、国の定める項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化(*)を図るため、避難施設の情報を定期的に国

(*) 内閣官房国民保護ポータルサイト
https://www.kokuminhogo.go.jp/hinan/index.html

へ報告する。

○　避難施設は、上記（２）の区分に加え、避難施設として利用可能な時間や具体的な場所等も含めて把握する。(*)

（５）区市町村及び住民に対する情報提供

○　都は、区市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設に関する情報を区市町村に提供する。

○　また、住民に対しても、区市町村等の協力を得ながら、避難施設の名称、住所等迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

（６）避難施設の廃止・用途変更等

○　都は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の 10 分の１以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、都に届け出るよう周知する。

３　運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

（１）運送事業者の輸送力の把握

○　都は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認、運送事業者や関東運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力を把握する。

（２）輸送施設に関する情報の把握

○　都は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、関東運輸局等の協力を得て、避難住民及び救援に必要な物資や資材（以下「緊急物資」という。）の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報を把握する。

【参考資料７】平素から収集・管理すべき資料≪輸送力・輸送施設について把握しておくべき情報≫

（３）運送経路の把握

(*)　東京都防災ホームページ
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000063/1022489.html
（弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について＞国民保護法で規定された避難施設＞東京都避難施設一覧）

○　都は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

（４）避難住民等の運送体制の整備

○　都は、運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関等関係機関と協議の上、災害対策に準じて、避難住民の運送を実施する体制を整備する。

４　交通の確保に関する体制等の整備

（１）武力攻撃事態等における交通規制計画

○　警視庁は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画を策定する。

（２）交通管理体制の整備

○　警視庁は、武力攻撃事態に備えた広域的な交通管理体制の整備を図る。

（３）緊急通行車両に係る確認手続

○　都及び警視庁は、武力攻撃事態等において知事又は都公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、確認制度の整備を図る。

（４）道路管理者との連携

○　警視庁は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携する。

５　大規模集客施設等における避難の円滑化

○　都及び東京消防庁は、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、施設管理者等に対して、武力攻撃事態等の観点を含めて、危機管理・自主防災などの備えの見直し、強化を要請するとともに、必要に応じて指導、助言を行う。

　また、施設管理者等に対して、避難等の訓練への参加を促す。

○　都は、平素から、区市町村と大規模集客施設の管理者との間で連携が確保できるような体制づくりに協力する。

○　都は、大規模集客施設や繁華街等を往来する人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるように、放送事業者や電気通信事業者等に協力を依頼するなどして、多様な手段を活用した情報伝達の仕組みを検討する。

○　都は、区市町村が、大規模集客施設や繁華街等を往来する人々への情報伝達を速やかに行えるように、防災行政無線や広報車両その他の方法による情報伝達体制の強化に協力する。

６　超高層ビルや大規模オフィス等における避難の円滑化等

○　都及び東京消防庁は、事業所やビル単位、特に超高層ビルや大規模オフィスにおける避難が円滑に行われるように、施設管理者等に対して、武力攻撃事態等の観点を含めて、危機管理・自主防災などの備えを見直し、強化を要請するとともに、必要に応じて指導、助言を行う。

また、施設管理者等に対して避難等の訓練への参加を促す。

○　都は、オフィス街の事業者が一体となって行う防災等の取組(*)に対して、武力攻撃事態等の観点も含めた取組となるよう働き掛けを行うとともに、新たな地域での取組拡大を促す。

○　都は、大規模オフィスや超高層ビルの施設管理者等に対して、突発的に事態が発生し、施設外にいる人々が緊急的に屋内に避難せざるを得ない場合に、速やかに受け入れ、誘導等の対応ができるよう、協力関係を確保する。

７　区市町村に対する支援・協力

○　都は、区市町村が避難に関して行う平素からの備えに対して、次のような支援・協力を行うものとする。

- 都が保有する避難に関する基礎的情報、避難施設、運送事業者の輸送力・輸送施設等に関する情報等の共有化
- 区市町村があらかじめ準備する「避難実施要領」のパターン例の作成支援
- 区市町村と大規模集客施設等の施設管理者との連携体制づくり

○　東京消防庁は、「避難実施要領」のパターン例作成に協力するなど、区市町村による避難誘導体制の整備に支援・協力するとともに、必要な車両等を整備する。

警視庁は、避難経路の選定等について必要な助言を行う。

(*) 例えば大手町、丸の内、有楽町、内幸町地区の「東京駅周辺防災隣組（東京駅･有楽町駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会)」

８　島しょ地域における全島避難

○　全島避難を的確に行うため、特に、次の点に関する備えを行う。

（１）情報収集体制の整備

○　都は、武力攻撃災害により、通信中継所の破壊等が行われた場合の通信の途絶を補完できる通信体制を整備する。

○　警視庁は、島しょ地域においても、ヘリコプターテレビ電送システムなど、その保有する手段を活用した情報収集・連絡体制を確保するよう努める。

（２）基礎的資料の収集・整備

○　島しょ地域においては、特に次の資料を整備する。
- 都内及び近隣県の主要な港湾施設に関する資料
- 全島避難時に使用する船舶等の運送能力に関する資料

（３）警報及び避難の指示等の伝達に必要な準備

○　都は、漁業従事者に対する警報及び避難の指示等の伝達が確実に行われるように、各町村と漁業協同組合間で漁業無線を有効に活用する体制づくりを促すとともに、第三管区海上保安本部との連携体制を確保する。

（４）「全島避難に関する方針」のモデルの作成

○　都は、全島避難を指示する段階で作成する「全島避難に関する方針」のモデルをあらかじめ作成するものとする。

第３節　救援に関する備え

○　平素から、救援措置に関して必要な情報を収集・管理するとともに、救援に必要な物資や資材について、災害対策の備蓄等を活用しつつ、確保・運送するための体制を整備する。

○　避難所における救援を円滑に行うため、避難所支援本部、救援センターに関する体制を整備する。

１　救援に関する基礎的情報の収集・管理

○　都は、迅速かつ的確に救援に関する措置を行えるように、都内における収容施設、関係医療機関等のデータ、備蓄物資のリストなど、次に掲げる基礎的な資料を収集し、速やかに利用できるように管理する。

【参考資料７】平素から収集・管理すべき資料≪救援に関する基礎的情報≫

２　物資・資材の備蓄

（１）備蓄・整備する物資・資材

①　防災用備蓄の活用

○　国民保護措置のために必要な物資や資材については、原則として、防災のための備蓄と相互に兼ねるものとし、その備蓄を保管する場所において適切に管理する。

②　国民保護のために新たに備蓄又は調達する物資・資材

○　都は、国民保護措置において新たに必要となる物資・資材については、国全体としての対応を踏まえながら、新たに備蓄又は調達を検討する。(*)

○　都は、特にＮＢＣ災害時に現地連絡調整所(**)で活動する職員のために必要となる資材等について、新たに備蓄又は調達を検討する。

(*) **■国の基本的な考え方**
国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされている。
また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

(**) 32 ページ「（８）現地連絡調整所の設置」参照

（２）国・区市町村との連携

○　都は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、国、区市町村その他関係機関と連携する。

○　都は、災害対策と同様に、区市町村による備蓄等分と併せて、全体として必要な物資・資材を確保する。

３　物資・資材の運送体制の整備

○　都は、避難住民の運送と併せて、救援のための物資・資材の運送を実施する体制を整備する。

運送体制は、おおむね別紙 28 のとおりとし、具体的な運用は、運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関等と協議する。

【別紙 28】物資・資材の運送体制

○　また、物資・資材の運送の拠点として、災害対策における次の場所を活用する。

- 広域輸送基地…　他府県等からの救援のための物資・資材の受入、一時保管、地域内輸送拠点への積替・配分等の拠点
- 地域内輸送拠点…　区市町村の地域における物資・資材の受入、配分、避難所への運送等の拠点

４　避難所における救援の実施のための体制整備

（１）救援センターの運営マニュアルの整備

○　都は、区市町村が運営する避難所において、避難住民の生活を支援するために設置する「救援センター」の運営マニュアルを整備する際の指針とするため、既存の避難所運営に関する指針の修正を検討する。

○　都が運営する避難所の管理者は、区市町村向けに作成した指針を踏まえて、救援センターの運営マニュアルを整備する。

（２）「避難所支援本部」の設置準備

○　都は、複数の区市町村に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置される場合に備え、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するための総合調整等を行う避難所支援本部に関して、あらかじめ必要な事項等を定めておく。

５　被災者の救出・救助拠点の整備

○　都は、災害対策において整備されている次の被災者の救出・救助のための拠点について、国民保護においても活用できるよう、施設管理者、医療機関等と調整する。

・　自衛隊、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース
・　迅速な救出・救助、消防活動、更に物資運送等に資するためのヘリコプターの緊急離着陸場

第４節　武力攻撃災害の最小化に関する備え

○　武力攻撃事態等において、生活関連等施設の安全を確保するため、平素から必要な情報を収集・管理する。

○　また、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による、主体的な安全確保のための取組を促進する。

１　武力攻撃災害の最小化に関する基礎的情報の収集・管理

○　都は、武力攻撃事態等における安全を確保するため、生活関連等施設について、所在地や施設の概要など必要な情報を収集し、速やかにその情報を利用できるように管理する。

○　都は、警視庁、東京消防庁及び東京海上保安部等（東京海上保安部、横浜海上保安部、下田海上保安部、小笠原海上保安署をいう。）に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

≪収集項目≫

○　都は、その区域内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき、以下に掲げる項目について情報を収集する。

・施設の種類	・名称	・所在地	・管理者名
・連絡先	・危険物質等の内容物		・施設の規模

【別紙 22】生活関連等施設の種類等及び所管省庁

２　生活関連等施設の管理者による安全確保体制の強化

（１）施設管理者との連絡網の整備

○　都は、事業者と協議の上、施設管理の実態に応じて、都及び関係機関と生活関連等施設の管理者との連絡網を整備する。

（２）施設管理者に対する安全確保の留意点の通知

○　知事は、生活関連等施設の管理者に対して、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとにその専門的知見に基づき定めた「生

活関連等施設の安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）」(*) を通知し、管理者の主体的な安全確保を促す。

また、警視庁及び東京海上保安部等と協力し、管理者に対して、従業員への施設の安全確保の留意点の周知を指導する。

（３）施設管理者に対する要請

○　都は、生活関連等施設の管理者に対し、「安全確保の留意点」を踏まえ、既存のマニュアル等を活用し、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

（４）都が管理する生活関連等施設の安全確保

○　都は、各局で整備する危機管理に関するマニュアルに基づき、「安全確保の留意点」を踏まえつつ、自ら管理する生活関連等施設の安全確保を図る。

（５）警視庁による助言

○　警視庁は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

（６）警戒対応

○　都は、国内外の状況を踏まえ、生活関連等施設及び危険物質等を有する施設の管理者に対して、テロ等の発生に備えた警戒対応の強化を要請するとともに、自ら管理する施設の警戒対応を強化する。

３　都が管理するその他の施設の安全確保

（１）施設及び設備の整備・点検

○　都は、自ら管理する公共施設、公共交通機関等について、各局が定める危機管理に関するマニュアル等に基づき、また生活関連等施設における「安全確保の留意点」を参考としつつ、その管理する施設及び設備を整備、点検する。

(*)「生活関連等施設の安全確保の留意点」の一部変更について（令和７年３月 31 日付内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付事務連絡）

（２）警戒対応

○　都は、国内外の状況を踏まえ、警戒のための措置を行う。

○　テロ等の発生に備えた警戒等の予防対策としては、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察等への定期的巡回依頼と連絡体制の確保、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発など、施設の種別等に応じた予防対策を講ずることとする。(*)

４　事態類型及び事態例に応じた留意事項

○　都は、平素から、国内外の核燃料物質の輸送等に関する事件、核物資を用いたテロ等に関する情報を収集、分析し、危機管理体制の強化に努める。
　また、平常時の放射線監視を通じて異常の早期発見に努める。

○　都は、核による災害が起きた場合は、周辺住民等が過度に不安を抱くおそれがあるため、放射線測定の結果や放射線による身体への影響等について、分かりやすく情報提供できるよう、平素から情報を整理しておく。

○　サリン等、化学テロに使用される可能性が高いと考えられる物質について、発見等に関する情報を入手したときは、警察官、海上保安官、消防吏員等に通報するとともに、必要な警戒対応を検討する。
　都各部局及び総務局総合防災部においても、区市町村及び関係機関等と情報共有を図る。

○　生物剤による攻撃にあっては、都の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所、都健康安全研究センター等の機関は、近接する県との間で緊密な情報の共有を図るための連絡体制を整備する。
　また、使用される可能性の高い病原体について、感染症や感染予防に関する知識の普及・啓発を図る。

○　関係機関等は、ＮＢＣ攻撃等による災害発生時の原因物質や汚染範囲の特定等及び活動する職員の安全を図るため、各種測定資器材や防護衣等を整備・更新する。

(*)「公共交通機関等におけるテロ対策の強化について」（平成 16 年４月 27 日付国土交通省大臣官房危機管理室通知）ほか関係省庁から示されているテロ対策関係の諸通知に留意する。

第５節　要配慮者への支援に関する備え(*)

○　要配慮者が、正しい情報や支援を得て、適切に避難等の行動がとれるように、災害対策における要配慮者対策に準じて、国民保護措置を行うために必要な体制や仕組みを確保する。

１　災害対策における仕組みの活用等

○　都は、要配慮者対策に係る指針などについて、国民保護の観点も含めて、必要に応じ見直しを行う。

○　都は、「外国人災害時情報センター(**)」「防災（語学）ボランティア(***)」など、外国人への情報提供体制について、国民保護の観点も含めて見直すなど、必要に応じた体制を確保する。

○　東京消防庁は、地域が一体となって高齢者及び障害者の安全を確保するための地域協力体制づくりについて、国民保護の観点も含めて推進する。

２　区市町村における体制整備の支援

○　都は、国民保護の観点も含め区市町村が行う、「要配慮者の把握」「要配慮者への情報提供体制の整備」「地域やボランティアによる支援体制づくり」などの要配慮者支援対策の推進を支援する。

３　都・区市町村の連携の確保

○　都は、避難時に速やかに要配慮者対策統括部を設置し、区市町村の要配慮者対策班と連携して、迅速に要配慮者の支援ができるような体制整備を進める。

○　都は、国民保護に関する訓練を行うに当たって、要配慮者の避難や救援等の訓練を含めるなど、区市町村と連携して、迅速かつ的確に要配慮者を支援できるよう努める。

(*) 要配慮者とは、発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者をいい、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定している。

(**) 外国人が必要とする情報の収集・提供をはじめ、区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援や防災（語学）ボランティアの避難所等への派遣を行う。

(***) 大規模な災害発生時に語学力を活用し、被災外国人等を支援する。

第６節　普及・啓発

○　住民等が、国民保護に関する措置の重要性について理解を深めるとともに、武力攻撃事態等において適切に行動できるよう、多様な機会を活用し、普及・啓発に努める。

１　普及・啓発の方法

○　都は、国や区市町村と連携協力し、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用するとともに、講演会、研修会等様々な機会を通じて、国民保護措置の重要性や内容、協力の趣旨等について継続的に普及・啓発を行う。

その場合、住民等が避難の具体的なイメージを持てるように、避難方法のモデルを示すなど効果的な方法を用いるものとする。

○　高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど対象者の実情に応じた方法により普及・啓発を行う。

○　都は、区市町村と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む住民の受入れなどの協力について、事業所の理解を得るよう努める。

○　都は、防災に関する普及・啓発とも連携し、地域住民への普及・啓発を行う。

○　東京消防庁は、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織等と連携し、地域住民へ応急救護、避難等の普及・啓発を行う。

２　住民等がとるべき行動等に関する啓発

（１）都民・事業者等用パンフレット・動画の活用

○　都は、区市町村と協力し、都民や事業者、学校等の施設管理者が、武力攻撃事態等において、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による情報伝達や避難の指示等に基づく適切な避難行動や避難誘導等が行えるよう作成したパンフレットや動画を活用し、周知する。

（２）武力攻撃災害の兆候に関する通報等

○　都は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の区市町村長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

○　都は、テロ等に関する不審者や不審物を発見した場合、速やかに警察等に通報するように、住民等に対する普及・啓発を図る。

○　都は、テロ等に対する警戒や発生時の対処に当たり、生活上の不便や制約等が生じる場合もあることを踏まえ、そのような場合の住民の協力について理解が得られるように、平素から機会を捉え普及・啓発に努める。

（３）運転者のとるべき措置の周知徹底

○　警視庁は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

３　学校における教育

○　都教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童・生徒の安全の確保及び災害対応能力育成のため、都立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行うものとする。

○　都は、区市町村立学校や私立学校においても、同様の教育が行われるように求める。

４　赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

○　都は、国、日本赤十字社東京都支部及びその他関係機関と協力し、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発に努める。

５　都民・事業者の皆様に行っていただきたい平素からの備え

（１）警報が発令されたときの行動及び避難行動の理解

○　日頃から、武力攻撃事態や大規模テロ等（緊急対処事態）に遭遇した場合にとるべき行動について、知っていただくことが重要である。

（２）備蓄

○　地震などの災害に対する日頃からの備えとして実践している、避難用の非常持ち出し品や数日間を自足するための備蓄品は、武力攻撃事態等における避難時においても役立つものであると考えられる。

（３）訓練への参加

○　上記（１）の避難行動等の理解を深めるためにも、都民・事業者の皆様にも訓練に参加いただくことが重要である。

≪弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について≫

Ｊアラート（全国瞬時警報システム）により弾道ミサイル発射情報が発令されたら

【逃げる】
屋外にいる場合、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中や、地下に避難する。

【離れる】
屋内にいる場合、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。

【隠れる】
屋外にいる場合で、近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。

※　東京都防災ホームページ：弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000063/1022489.html

≪警報が発令された場合に直ちにとっていただきたい行動（例）≫

○　屋内にいる場合
- ドアや窓を全部閉める。
- ガス、水道、換気扇を止める。
- ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。

○　屋外にいる場合
- 近隣の堅ろうな建物や地下街など屋内に避難する。

≪武力攻撃の類型などに応じた避難などの留意点≫

○　弾道ミサイルによる攻撃の場合

・　攻撃当初は屋内に避難し、その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。屋内の避難に当たっては、近隣の堅ろうな建物や地下街などに避難する。

○　ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

・　突発的に被害が発生することも考えられるため、攻撃当初は一旦屋内に避難し、その後状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。

○　航空攻撃の場合

・　攻撃の目的地を特定せずに、屋内への避難が広範囲にわたって指示されることが考えられる。屋内への避難に当たっては、近隣の堅ろうな建物や地下街などに避難する。その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。

○　着上陸侵攻の場合

・　攻撃が予測された時点において、あらかじめ避難することも想定される。

・　避難が必要な地域が広範囲にわたり遠方への避難が必要となるとともに、避難の期間が長期間にわたることも想定される。避難の経路や手段などについて行政機関からの指示に従い適切に避難する。

○　ＮＢＣ攻撃の場合

・　武力攻撃やテロの手段としてＮＢＣ（核物質、生物剤、化学剤）が用いられた場合には、特別な対応が必要となることから、情報収集に努めるとともに、行政機関からの指示に従って行動することが重要である。

※　内閣官房国民保護ポータルサイト：武力攻撃やテロなどから身を守るために
https://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryou/hogo_manual.html

第７節　他県の避難住民等の受入れに関する備え

○　住民等が、国民保護に関する措置の重要性について理解を深めるとともに、武力攻撃事態等において適切に行動できるよう、多様な機会を活用し、普及・啓発に努める。

・　都は、近隣県等との相互応援協定の見直し、又は新たな協定の締結に当たっては、避難誘導時の車両の使用や避難住民の受入れ、救援に関する職員の協力の在り方等について検討し、協定に反映するよう努める。

・　都は、避難住民の受入れを円滑に行うため、受入地域の区市町村との役割分担等について、検討・整理する。

・　都は、救援措置を円滑に行うため、受け入れた市町村職員の協力の在り方等について、検討・整理する。

・　都は、要避難地域の道府県・市町村、受入地域の区市町村との安否情報の収集・提供、安否情報の共有の在り方等について、検討・整理する。

別　　紙

別紙１　国民保護に関する業務の全体像（本文６ページ）

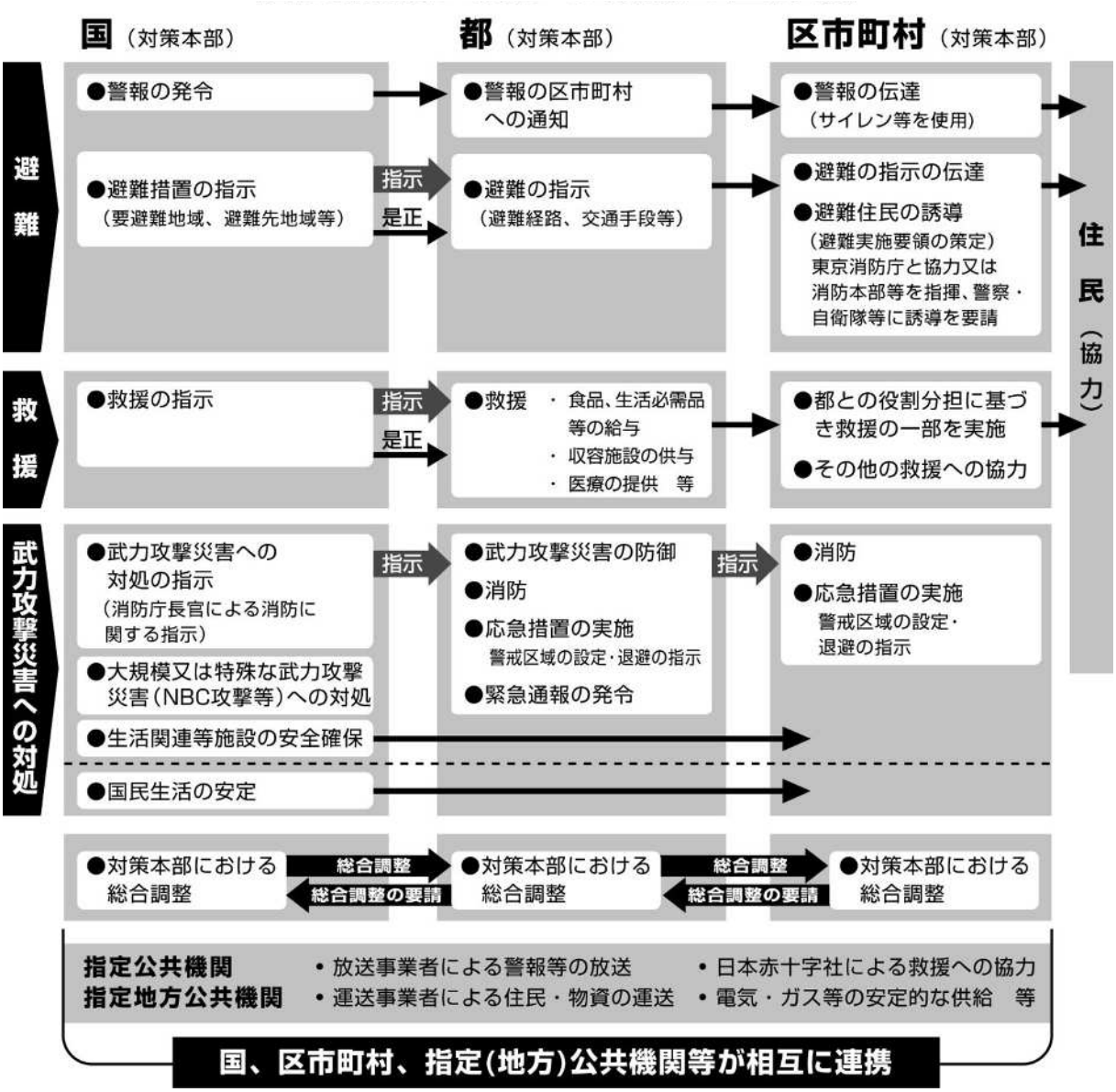

別紙２　都対策本部の構成及び職務（本文 20 ページ）

（１）構成

役　　職	構成員
本部長	知事
副本部長	副知事、警視総監及び消防総監
本部員	本部を構成する局の局長、危機管理監、危機管理副監及び知事が任命する職員
局長	局長
危機管理監	危機管理監
危機管理副監	危機管理副監
地方隊長	支庁長
本部派遣員	本部長の求めに応じて派遣された関係機関等の職員
本部連絡員	局長が局に所属する職員のうちから指名
その他の都本部の職員	局長及び支庁長が指名する職員

（２）職務

役　　職	職　　務
本部長	本部の事務を総括する。
副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
局長	本部長の命を受け、局の事務を掌理する。
危機管理監	本部長の命を受け、各局を総合調整する。
危機管理副監	危機管理監を補佐する。
地方隊長	本部長の命を受け、地方隊の事務を掌理する。
本部派遣員	都対策本部において、資料や情報を提供、及び意見を述べる。(*) **≪派遣を求めることができる関係機関≫** ・指定地方行政機関 ・東京都を担当地区とする陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊

(*) 派遣の求めについては、本文 174 ページ、別紙４「③　指定地方行政機関の長及び指定公共機関に対する職員の派遣の求め等」参照。

	・区市町村 ・指定公共機関又は指定地方公共機関
本部連絡員	本部長室及び局並びに局相互間の連絡調整に当たる。
その他の都本部の職員	局長又は地方隊長の命を受け、局又は地方隊の事務に従事する。

（３）都対策本部の構成

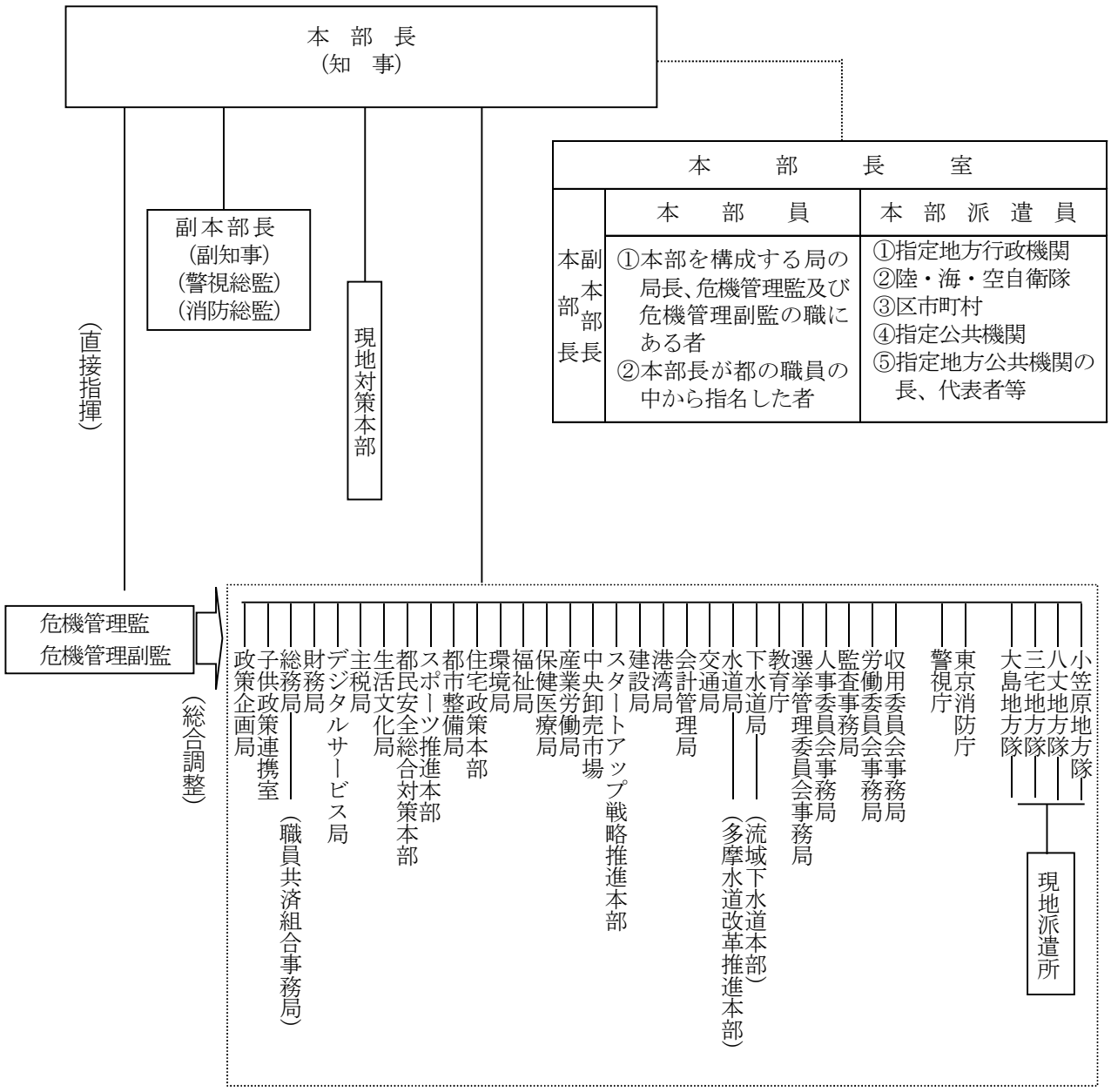

別紙３　各局の分掌事務（本文 21 ページ）

局　　名　　等	分　　掌　　事　　務
政　策　企　画　局	1　災害に関する広報及び広聴に関すること。 2　写真等による情報の収集及び記録に関すること。 3　報道機関との連絡及び放送要請に関すること。 4　在京大使館等との情報連絡及び調整に関すること。 5　災害時における他の局の応援に関すること。 6　その他特命に関すること。
子供政策連携室	災害時における他の局の応援に関すること。
総　　務　　局	1　都対策本部に関すること。 2　国民保護に関わる自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること。 3　区市町村の指導連絡に関すること。 4　被災情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。 5　安否情報の収集・提供に関すること。 6　特殊標章（赤十字標章を除く。）の交付、許可に関すること。 7　都対策本部における通信施設の保全に関すること。 8　職員の動員及び給与に関すること。 9　土地等の使用に関すること。 10　都庁舎の安全確保に関すること。 11　災害時における他の局の応援に関すること。 12　前各号に掲げるもののほか、国民保護対策の連絡調整に関すること。
財　　務　　局	1　国民保護関係予算その他財務に関すること。 2　車両の調達に関すること。 3　緊急通行車両確認標章の発行等に関すること。 4　本庁舎の防災及び維持管理に関すること。 5　野外収容施設の設営に関すること。 6　災害時における他の局の応援に関すること。
デジタルサービス局	1　国民保護に係る各局のデジタル技術の利活用に係る支援に関すること。 2　島しょ海底光ファイバーケーブルの保全、復旧及び調整に関すること。 3　基盤システムの維持に関すること。 4　災害時における他の局の応援に関すること。
主　　税　　局	1　被災者に対する都税の減免及び徴収猶予に関すること。 2　災害時における他の局及び区市町村の応援に関すること。
生　活　文　化　局	1　災害に関する被災者等からの相談業務に関すること。 2　在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関すること。 3　災害時のボランティア等の支援に係る総合調整に関すること。 4　私立学校に関する情報収集及び提供に関すること。 5　文化施設の点検、整備及び復旧に関すること（他の局に属するものを除く。）。 6　災害時における他の局の応援に関すること。
都民安全総合対策本部	災害時における他の局の応援に関すること。

局　　名　　等	分　　掌　　事　　務
スポーツ推進本部	1　スポーツ施設の点検、整備及び復旧に関すること（他の局に属するものを除く。）。 2　災害時における他の局の応援に関すること。
都市整備局	1　都市整備の基本的事項に関すること。 2　災害時における他の局の応援に関すること。 3　米軍施設等との情報連絡及び調整に関すること。
住宅政策本部	1　応急仮設住宅等の確保及び応急修理に関すること。 2　被災者が行う住宅等の建設、補修等のための応急融資等に関すること。 3　都営住宅等の保全に関すること。 4　災害時における他の局の応援に関すること。
環境局	1　高圧ガス及び火薬類の法令に定める施設についての情報連絡及び緊急措置に関すること。 2　ごみの処理に係る広域連絡に関すること。 3　仮設トイレ等によるし尿処理に係る広域連絡に関すること。 4　災害廃棄物の処理に係る調整に関すること。 5　災害時における他の局の応援に関すること。
福祉局	1　乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の救護、安全確保及び支援に関すること。 2　救援物資の備蓄、運送及び配分に関すること。 3　避難者の運送及び避難施設の設営に関すること。 4　義援金の募集・受付・配分及び義援物資の取扱いに関すること。 5　災害時における他の局の応援に関すること。 6　前各号に掲げるもののほか、救援及び保護に関すること（他の局に属するものを除く。）。
保健医療局	1　医療及び防疫に関すること。 2　遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること。 3　赤十字標章の交付、許可に関すること。 4　地方独立行政法人東京都立病院機構に関すること。 5　災害時における他の局の応援に関すること。 6　前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関すること（他の局に属するものを除く。）。
産業労働局	1　農林、漁業施設等の保全に関すること。 2　営農指導及び家畜防疫に関すること。 3　救援物資の確保及び調達に関すること。 4　中小企業及び農林漁業団体等との対策に関すること。 5　災害時における他の局の応援に関すること。
中央卸売市場	1　生鮮食料品等の確保に関すること。 2　中央卸売市場が管理する施設の保全に関すること。 3　災害時における他の局の応援に関すること。
スタートアップ戦略推進本部	災害時における他の局の応援に関すること。

別紙

局名等	分掌事務
建設局	1　河川管理施設及び海岸保全施設の保全に関すること。 2　道路及び橋梁の保全に関すること。 3　水防に関すること。 4　河川、道路等における障害物の除去に関すること。 5　公園の保全及び災害時の利用に関すること。 6　災害時における他の局の応援に関すること。
港湾局	1　港湾施設、海岸保全施設、都営漁港及び都営空港の保全並びに復旧に関すること。 2　輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨港道路等の障害物の除去に関すること。 3　輸送拠点となる岸壁、野積場等の確保及び在港船舶の整理に関すること。 4　輸送手段を確保するための船舶、ヘリコプター等の調達に関すること。 5　港湾及び都営漁港における流出油の防除に関すること。 6　災害活動に要する海上公園及び未利用埋立地の確保に関すること。 7　災害時における他の局の応援に関すること。
会計管理局	1　国民保護措置に必要な現金・物品の出納及び保管に関すること。 2　災害時における他の局の応援に関すること。
交通局	1　都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2　電車、バス等による運送に関すること。 3　災害時における他の局の応援に関すること。
水道局	1　水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2　応急給水に関すること。 3　災害時における他の局の応援に関すること。
下水道局	1　下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2　仮設トイレ等のし尿の受入れ・処理に関すること。 3　災害時における他の局の応援に関すること。
教育庁	1　被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること。 2　被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること。 3　文教施設の点検、整備及び復旧に関すること。 4　避難所の開設及び管理運営に対する協力に関すること。 5　文化財の保護に関すること。 6　災害時における他の局の応援に関すること。
選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査事務局 労働委員会事務局 収用委員会事務局	災害時における他の局の応援に関すること。

局　　名　　等	分　掌　事　務
警　　視　　庁	1　被災者の救出及び避難誘導に関すること。 2　行方不明者の捜索及び遺体の調査に関すること。 3　警報伝達の協力に関すること。 4　災害時における交通規制に関すること。 5　避難住民の誘導に関すること。 6　生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること。 7　関係県警察との連携に関すること。 8　前各号に掲げるもののほか、治安に関すること。
東　京　消　防　庁	1　火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2　消火、救助・救急に関すること。 3　危険物等の措置に関すること。 4　避難住民の誘導に関すること。 5　警報伝達の協力に関すること。 6　消防団との連携に関すること。 7　生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること。 8　前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。

別紙４　都対策本部長の権限（本文 22 ページ）

権限	内容
①　都の区域内の国民保護措置に関する総合調整	○　都対策本部長は、都の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都及び関係区市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。 　また、区市町村対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行う。 　この場合、都対策本部長が行う総合調整は、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、区市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。
②　国の対策本部長に対する総合調整の要請	○　都対策本部長は、国の対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。 　この場合、都対策本部長は、総務省消防庁を窓口として要請を行うこととし、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにして行う。
③　指定地方行政機関の長及び指定公共機関に対する職員の派遣の求め等	○　都対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関、指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）、当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。 　また、防衛大臣に対して、その指定する職員の都対策本部会議への出席を求めることができる。 ○　都対策本部長は、区市町村、指定地方公共機関の職員等を都対策本部会議へ出席させることができる。
④　国の対策本部長に対する必要な情報の提供の求め	○　都対策本部長は、国の対策本部長に対し、都の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。 　この場合、都対策本部長は、総務省消防庁を窓口として情報の提供を求める。
⑤　国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め	○　都対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、都の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

⑥　警視庁及び都教育委員会に対する措置の実施の求め	○　都対策本部長は、警視庁及び都教育委員会に対し、都の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。 　この場合、都対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

別紙５　通信連絡系統図（本文 24 ページ、130 ページ）

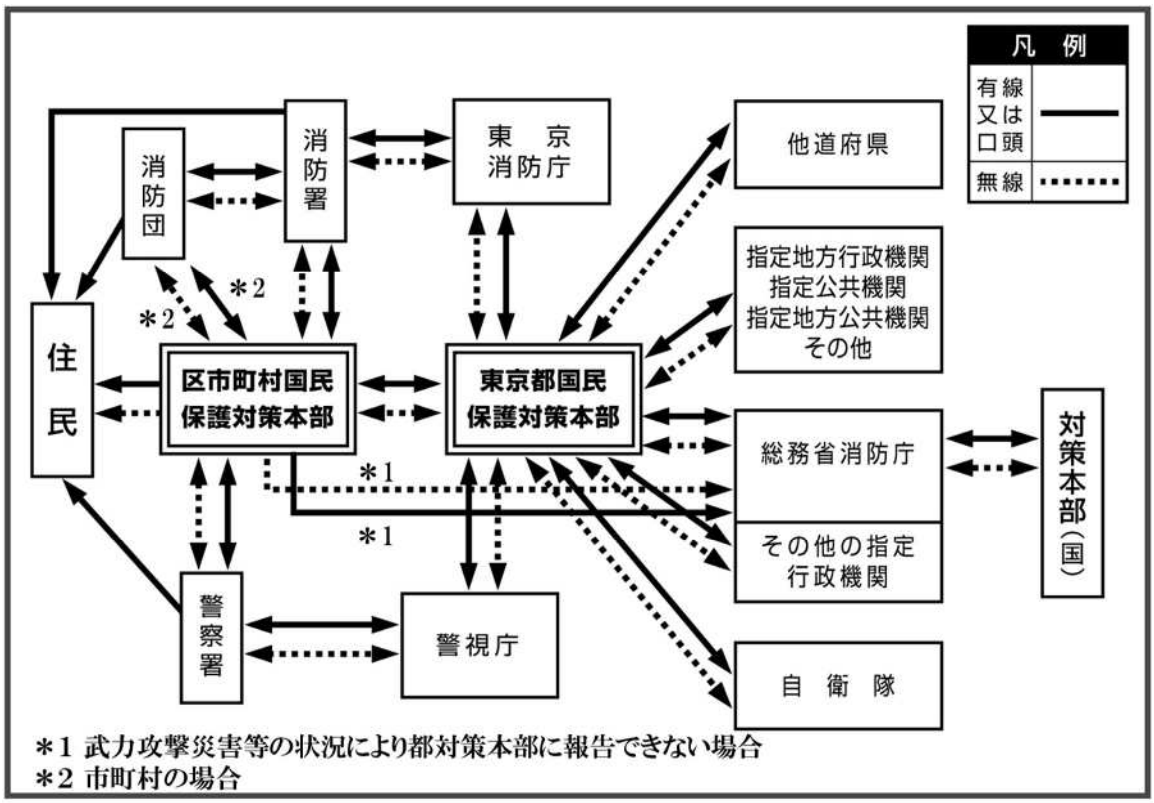

別紙６　被災情報の収集・報告系統（本文 34 ページ、134 ページ）

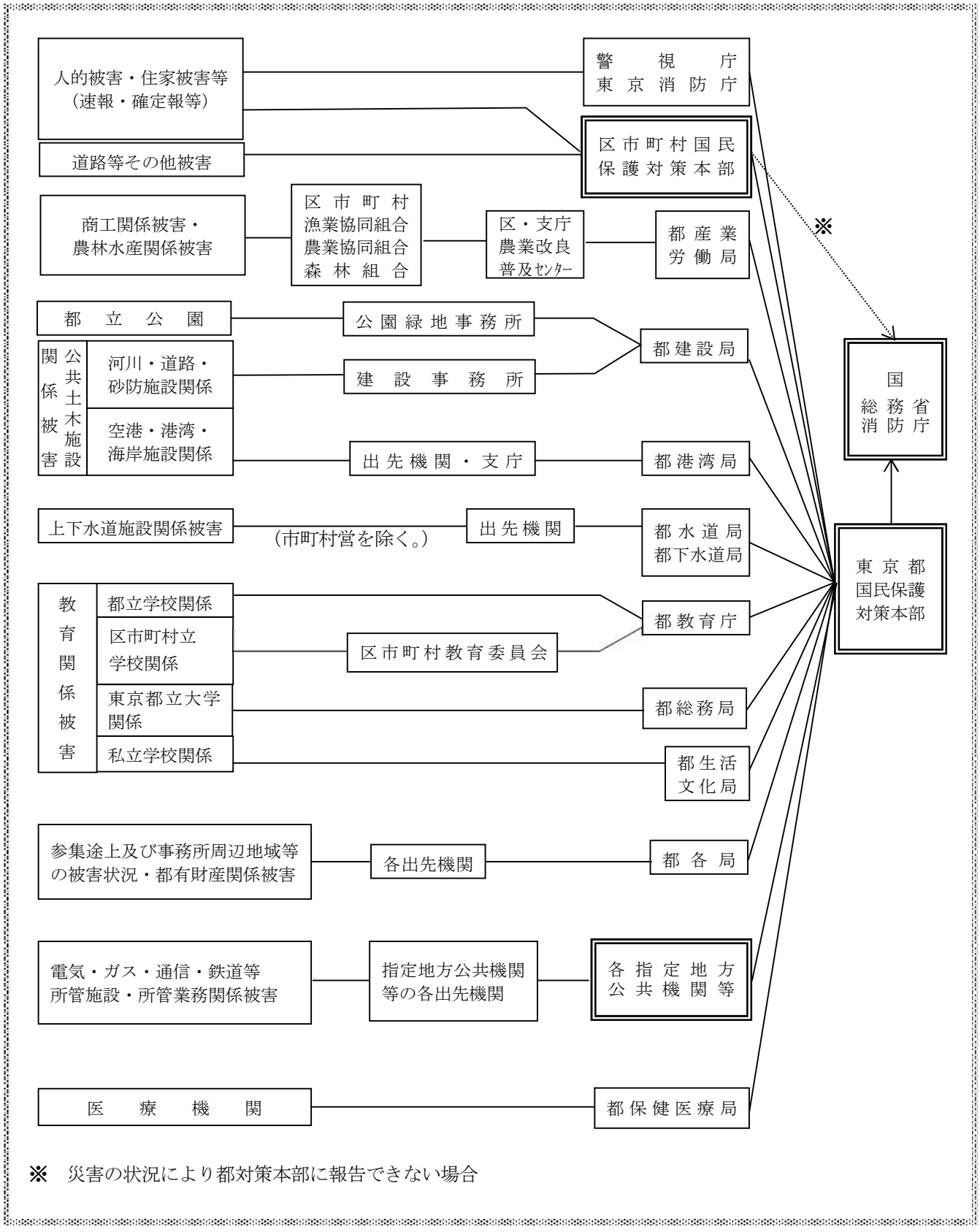

※　災害の状況により都対策本部に報告できない場合

別紙７　国民の権利・利益の救済に係る手続項目一覧（本文 37 ページ）

手　続　項　目	
損失補償 （法第159条第１項）	特定物資の収用に関すること。（法第81条第２項）
	特定物資の保管命令に関すること。（法第81条第３項）
	土地等の使用に関すること。（法第82条）
	応急公用負担に関すること。（法第113条第３項）
	車両等の破損措置に関すること。（法第155条第２項において準用する災害対策基本法第76条の３第２項後段）
実費弁償 （法第159条第２項）	医療の実施の要請等に関すること。（法第85条第１・２項）
損害補償 （法第160条）	国民への協力要請によるもの（法第70条第１・３項、80条第１項、115条第１項、123条第１項）
	医療の実施の要請等によるもの（法第85条第１・２項）
不服申立てに関すること。（法第６条、175条）	
訴訟に関すること。（法第６条、175条）	

別紙８　警報の通知・伝達の概要（本文 38 ページ）

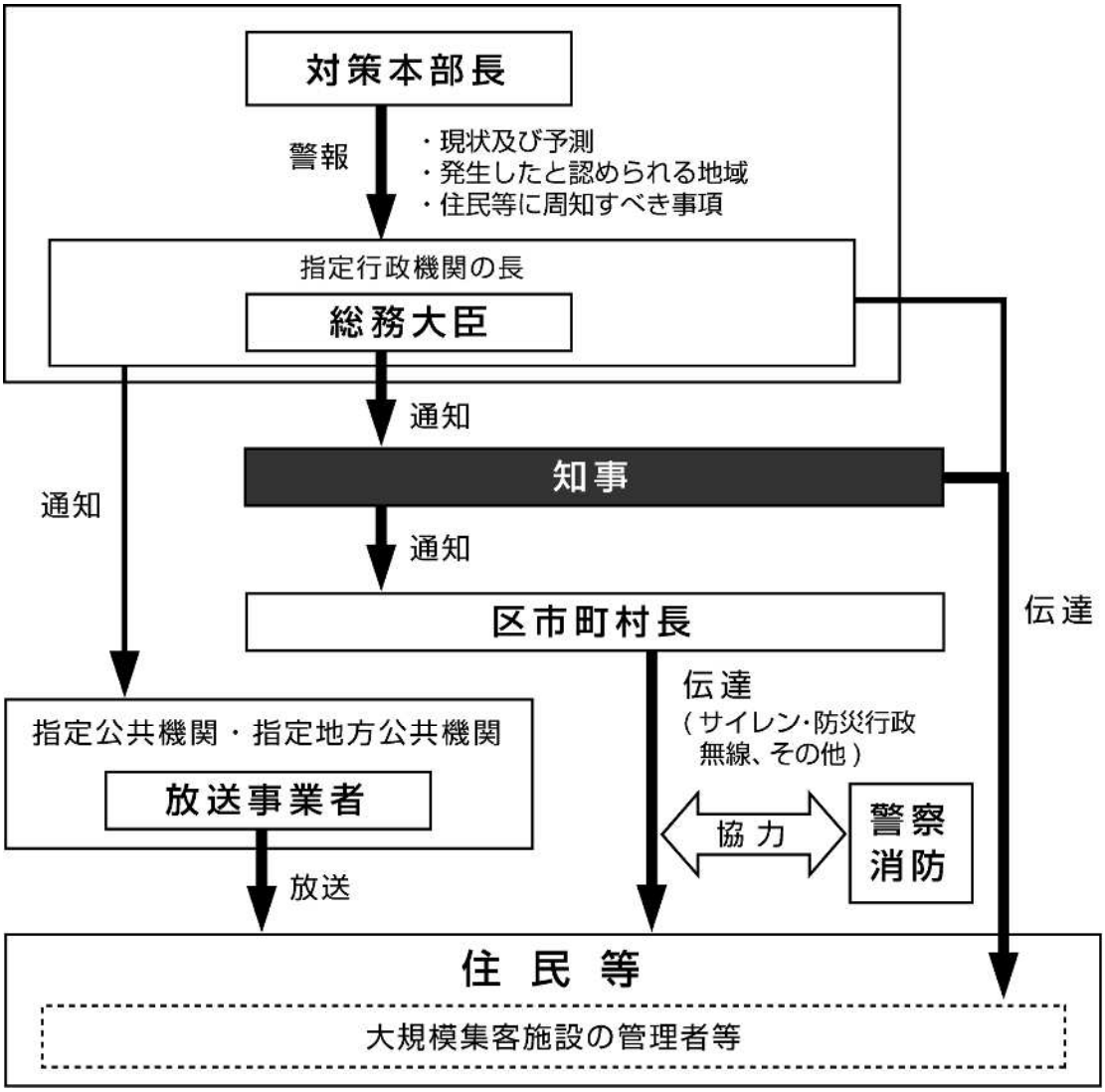

別紙９　緊急通報の発令の概要（本文 41 ページ）

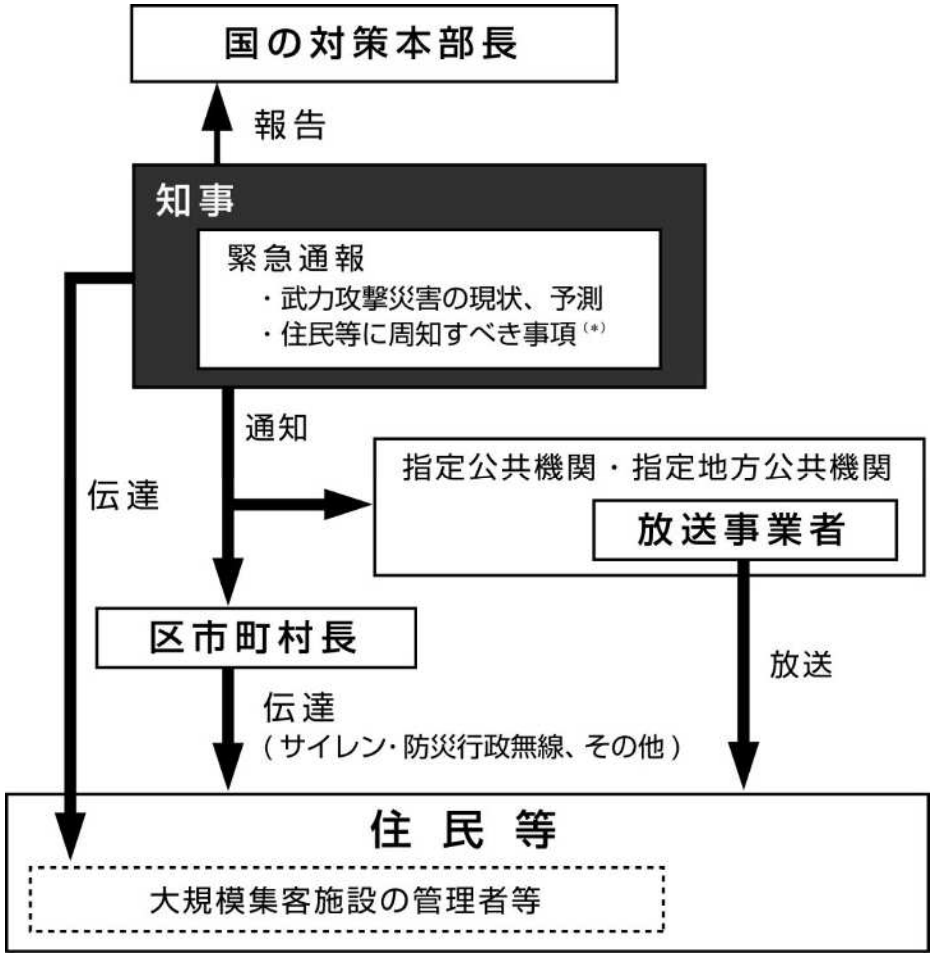

≪緊急通報の例示≫

◇　東京都○○区○○付近において、不審なゴムボートが放置。武装した不審な２～３人組が付近に潜んでいる模様

- ○○付近で銃撃と思われる音が聞こえたとの情報あり
- 現在、警察・自衛隊等関係機関が調査中
- ○○付近に居住する住民は、できるだけ外出を控え、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- その他不審者に関する情報等があれば、××－○○○○－△△△△まで電話すること。

(*)　都の指示に従って落ち着いて行動すること、テレビ・ラジオ等の情報収集手段の確保に努めることなど

別紙 10　事態類型と避難パターンの関係（本文 43 ページ）

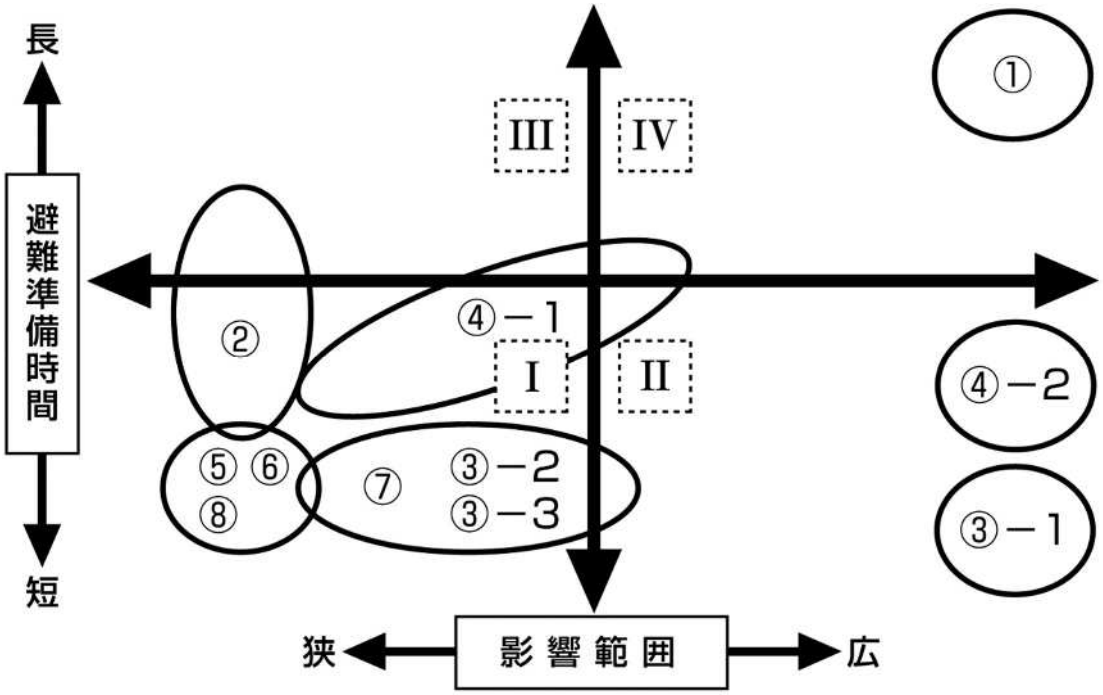

武力攻撃事態	①→着上陸侵攻 ②→ゲリラ・特殊部隊による攻撃 ③－1→弾道ミサイル攻撃［核弾頭］ ③－2→弾道ミサイル攻撃［BC 弾頭］ ③－3→弾道ミサイル攻撃［通常弾頭］ ④－1→航空攻撃 ④－2→航空攻撃［核爆弾］
緊急対処事態 （大規模なテロ等）	⑤→危険物質を有する施設への攻撃 ⑥→大規模集客施設等への攻撃 ⑦→大量殺傷物質による攻撃 ⑧→交通機関を破壊手段とした攻撃

I	直ちに家の中や近くの堅ろうな建物等に避難
II	直ちに近くの堅ろうな建物等に避難し、放射線の低減等を確認した上で更に広域的に避難
III	計画的に同一区市町村等の避難場所に避難
IV	計画的に他区市町村の避難場所に避難

図－Ⅰ　突発的かつ局地的な事態

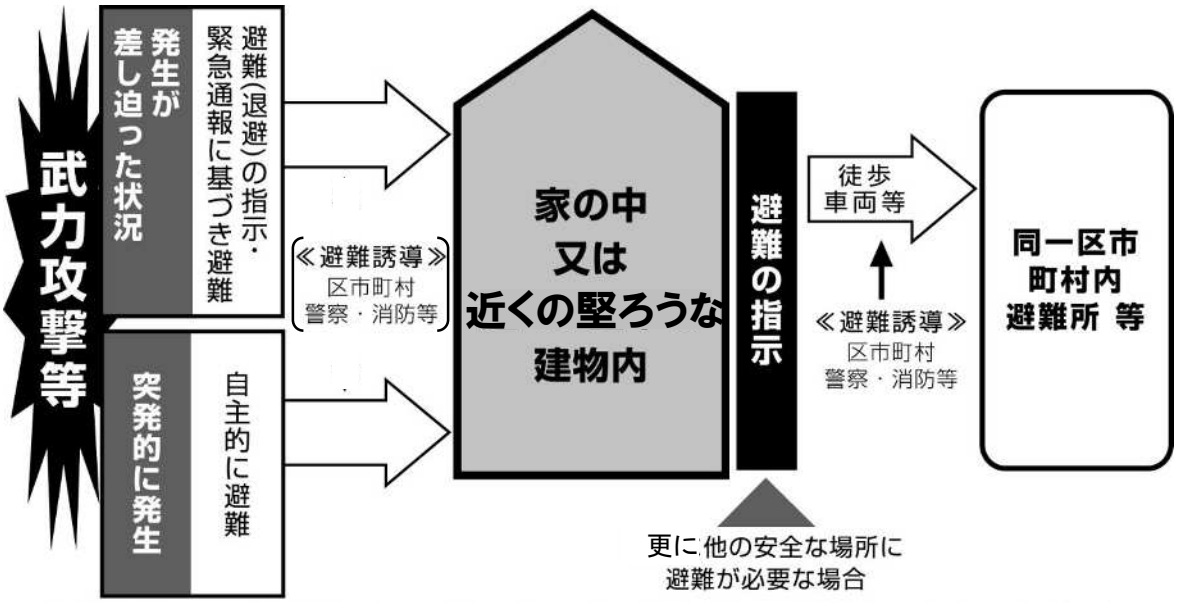

※施設内で武力攻撃等が発生した場合は、施設外への避難の指示が基本（196 頁「屋外退避のイメージ」参照）

≪該当する事態類型と避難上の留意点≫

① 弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、ＢＣ弾頭）

- 発射後短時間で着弾することが予想されるため、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める等、被害の局限化が重要
- 当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難を指示
- 着弾後に被害状況を把握した上で、事態の推移や弾頭の種類に応じて他の安全な地域への避難を指示

② ゲリラ・特殊部隊による攻撃

- 攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要
- 状況により、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠

③ 航空攻撃（通常爆弾等）

- 弾道ミサイル攻撃に準じる。

④ 緊急対処事態（大規模テロ等）

- 「第５章　大規模なテロ等（緊急対処事態）への対処」（本文 112 ページ）で記述

図－Ⅱ　突発的かつ広範囲な事態

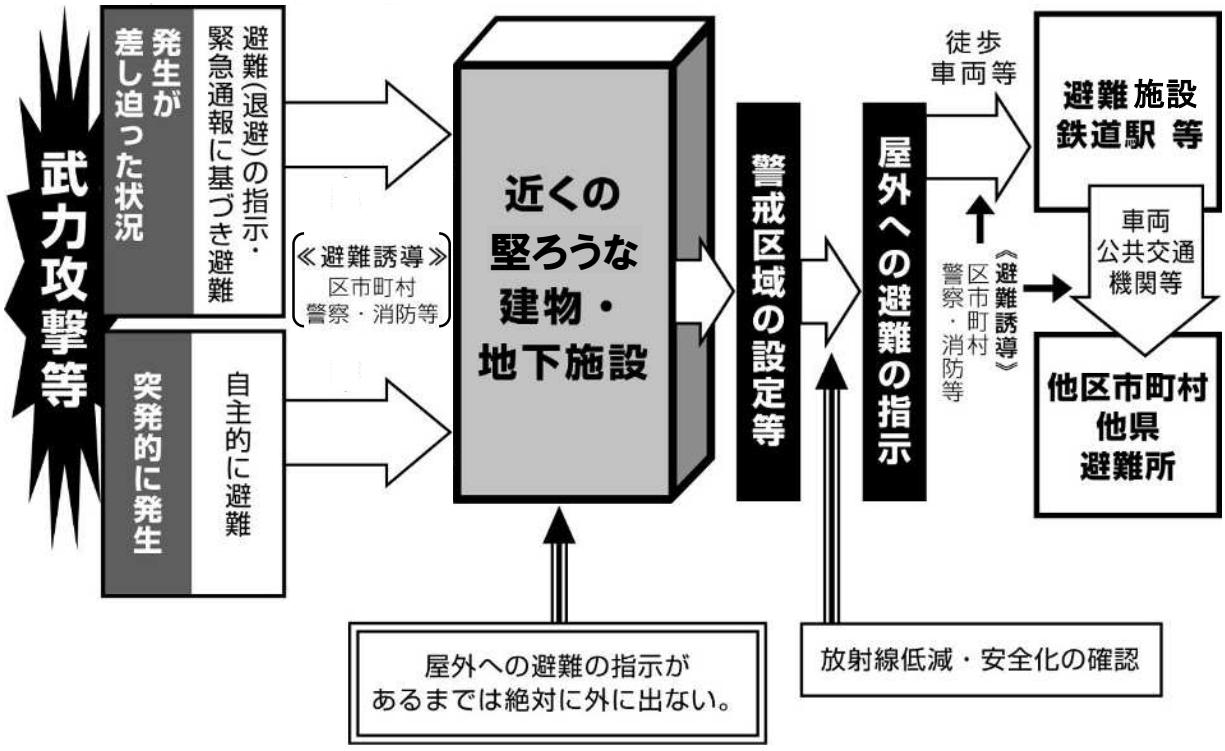

≪該当する事態類型と避難上の留意点≫

①　弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

・　攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅ろうな建物・地下施設等に避難

・　一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難

・　核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難を指示（風下を避け極力風向きと垂直方向）

②　航空攻撃（核爆弾）

・　弾道ミサイル攻撃（核弾頭）に準じる。

図－Ⅲ　時間的余裕がありかつ局地的な事態

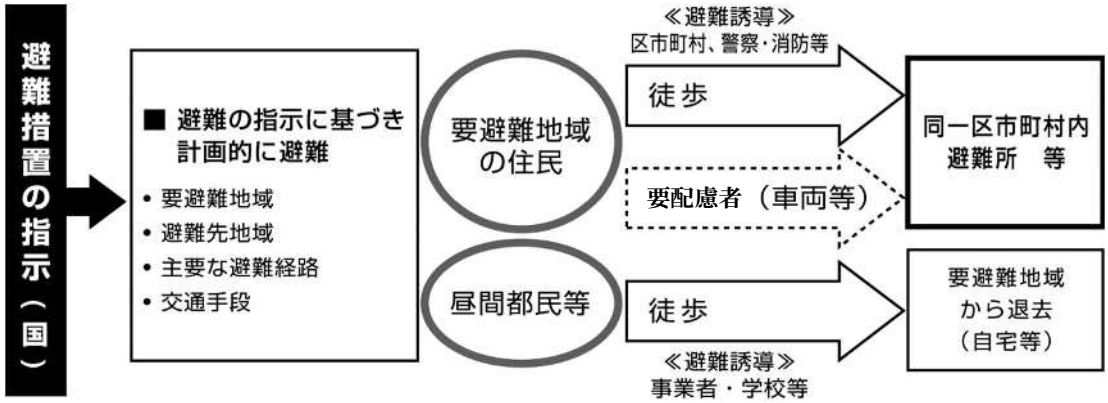

≪該当する事態類型と避難上の留意点≫

①　ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）

・　警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難

図－Ⅳ　時間的余裕がありかつ広範囲な事態

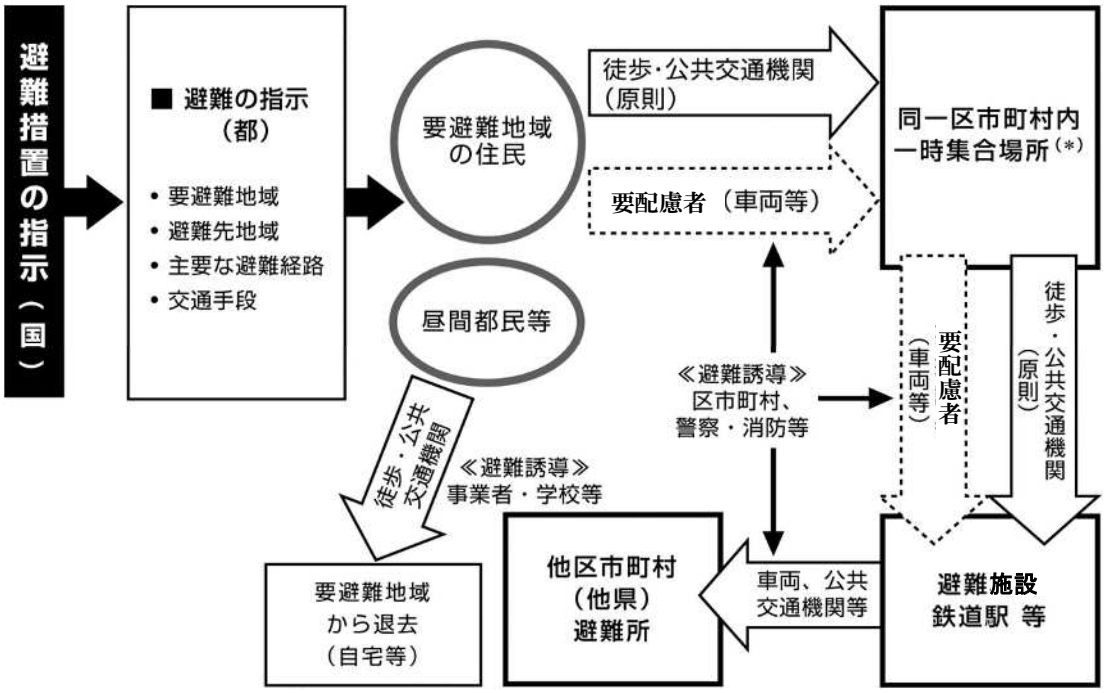

≪該当する事態類型と避難上の留意点≫

①　着上陸侵攻

・　事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要

・　都は、住民の避難に伴い、避難経路の確保と秩序だった避難のため、適

(*) 区市町村が防災計画に基づき選定している「一時集合場所」を活用する。

宜交通規制を実施

・　都の区域を越える避難の場合は、国の対策本部長は、関係知事から意見を聴き、国の方針として避難先地域等に対して避難措置を指示

別紙 11　避難の指示の概要（本文 45 ページ）

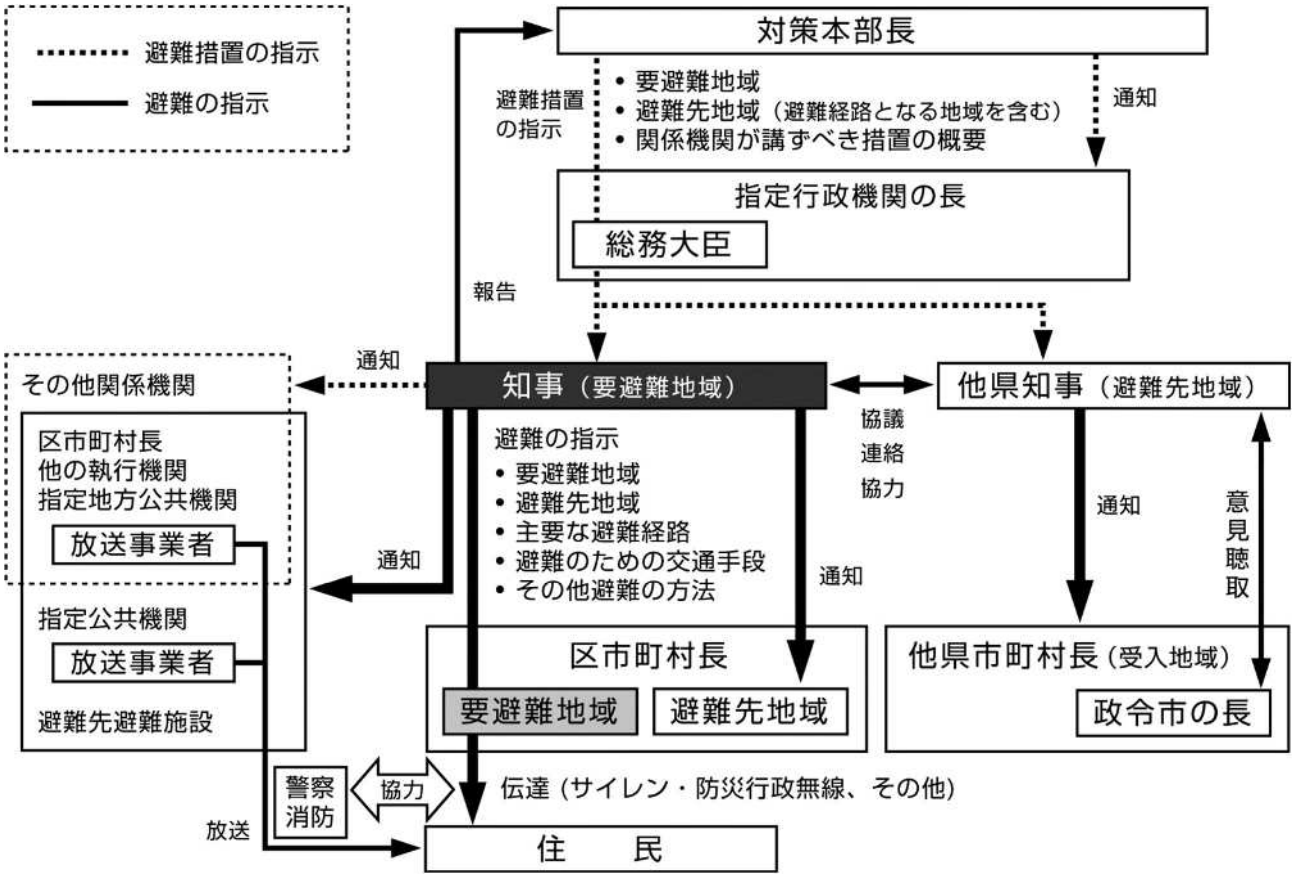

別紙 12　避難の指示の内容（例）（本文 46 ページ）

避難の指示

都知事
○月○日○時

都においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、下記に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

記

1　Ａ市ＡＡ地区の住民は、Ｂ市ＢＢ地区を避難先として、○日○時目途に避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。

・　運送手段及び避難経路
　国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）
　○○駅より○○鉄道（○○行　○○両編成、○便予定）
　※　○時から○時まで、国道○号及び都道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）
　※　細部については、Ａ市の避難実施要領による。
　※　Ａ市職員の誘導に従って避難する。

2　Ａ市ＢＢ地区の住民は、Ｂ市ＣＣ地区を避難先として、○日○時目途に避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。

・　運送手段及び避難経路
　徒歩により、緊急にＤＤ地区に移動の後、追って指示を待つ。
　・・・以下略・・・

（注）避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。
- 武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
- 当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

（注）関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載

≪弾道ミサイルによる攻撃≫（本文 48 ページ）

避難の指示

都知事
○　月○日○時

○　弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。
　その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。
○　次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内にとどまるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

（特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）
○　要避難地域に該当するＡ市ＡＡ地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内にとどまること。
　弾頭の種類は、○○剤と考えられることから、・・・・

≪ゲリラによる攻撃≫（本文 46 ページ、48 ページ）

避難の指示

都知事
○　月○日○時

○　都内で、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。

○　ＡＡ地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、区市町村長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。

○　ＢＢ地区の住民については、区市町村長による誘導に従い、ＣＣ地区へ避難すること。
　健常者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

別紙 13　都による避難住民の誘導の支援等（本文 52 ページ）

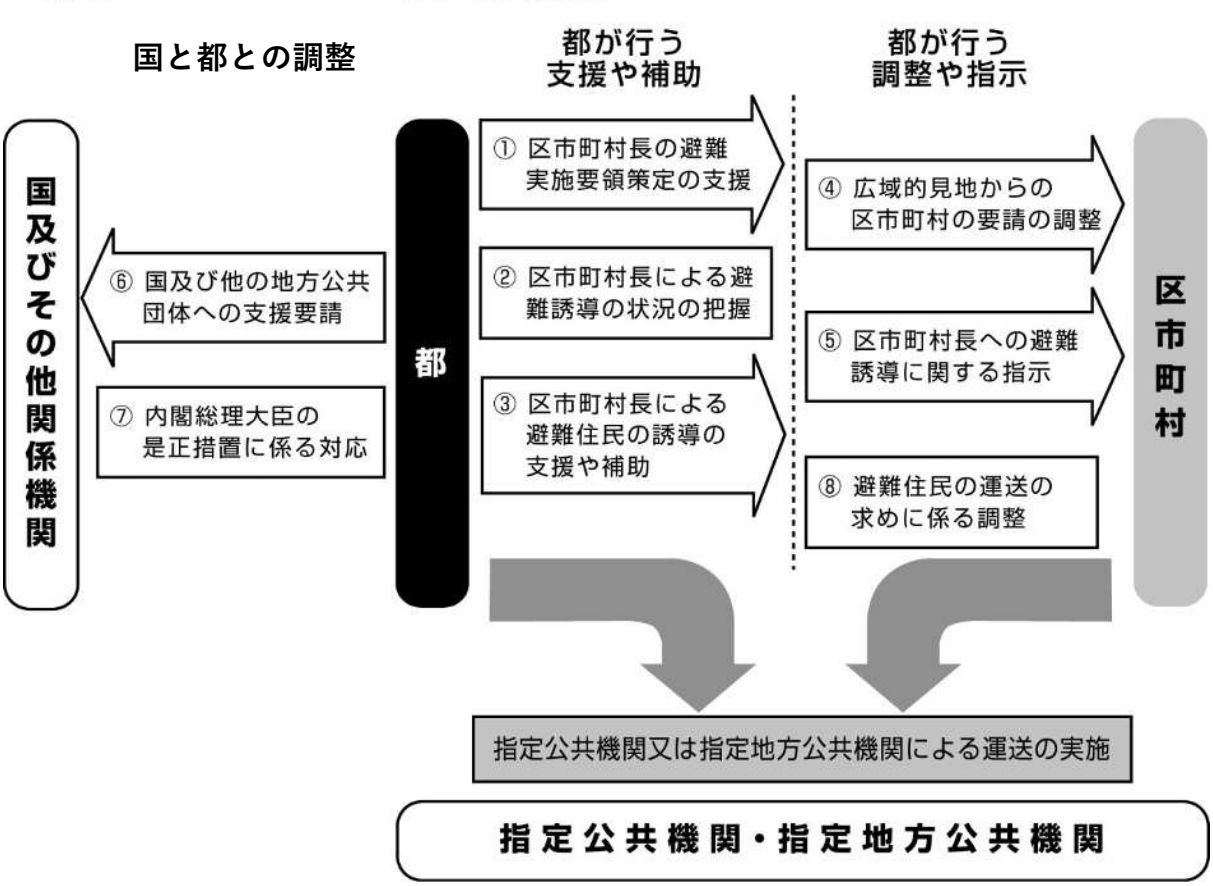

別紙 14　全島避難の基本的な流れ（本文 61 ページ）

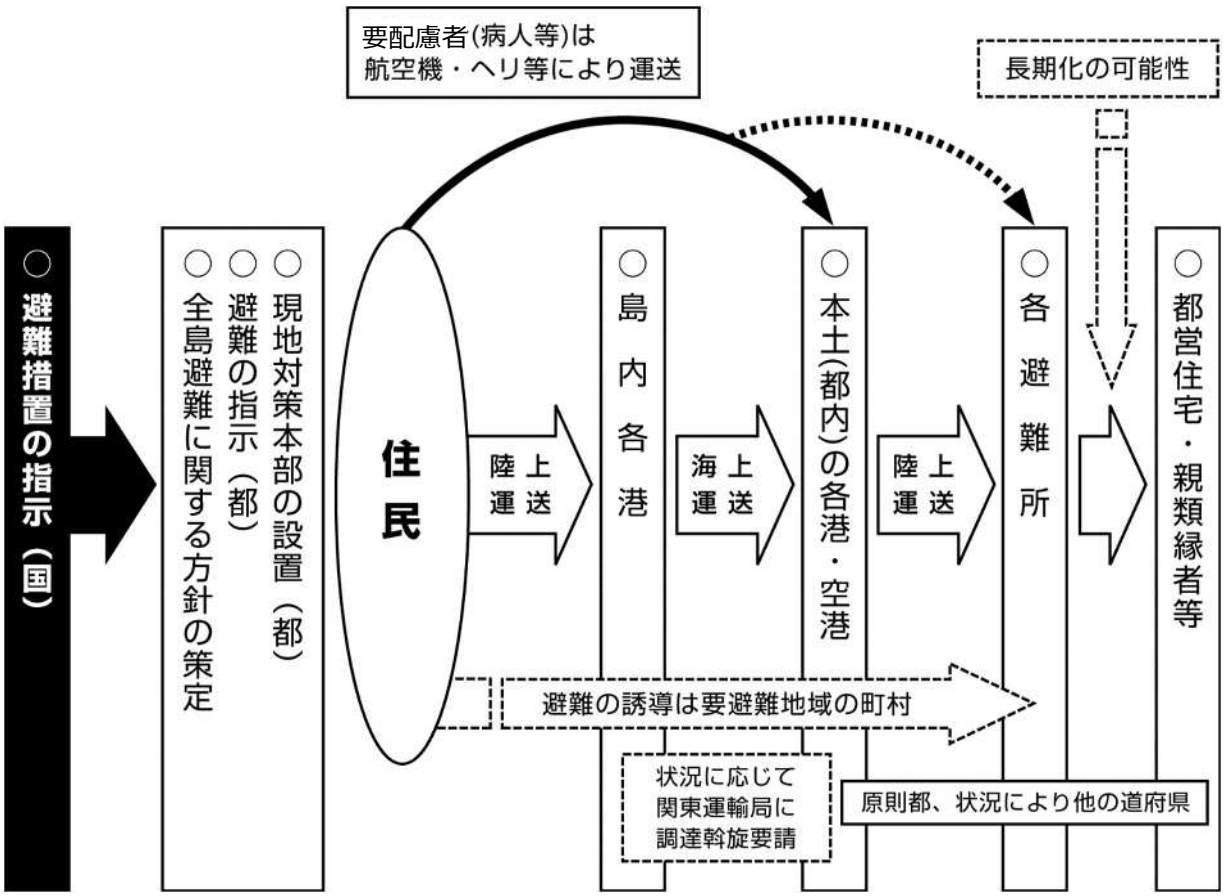

別紙 15　突発的な事態における対処の基本的な流れ（本文 64 ページ）

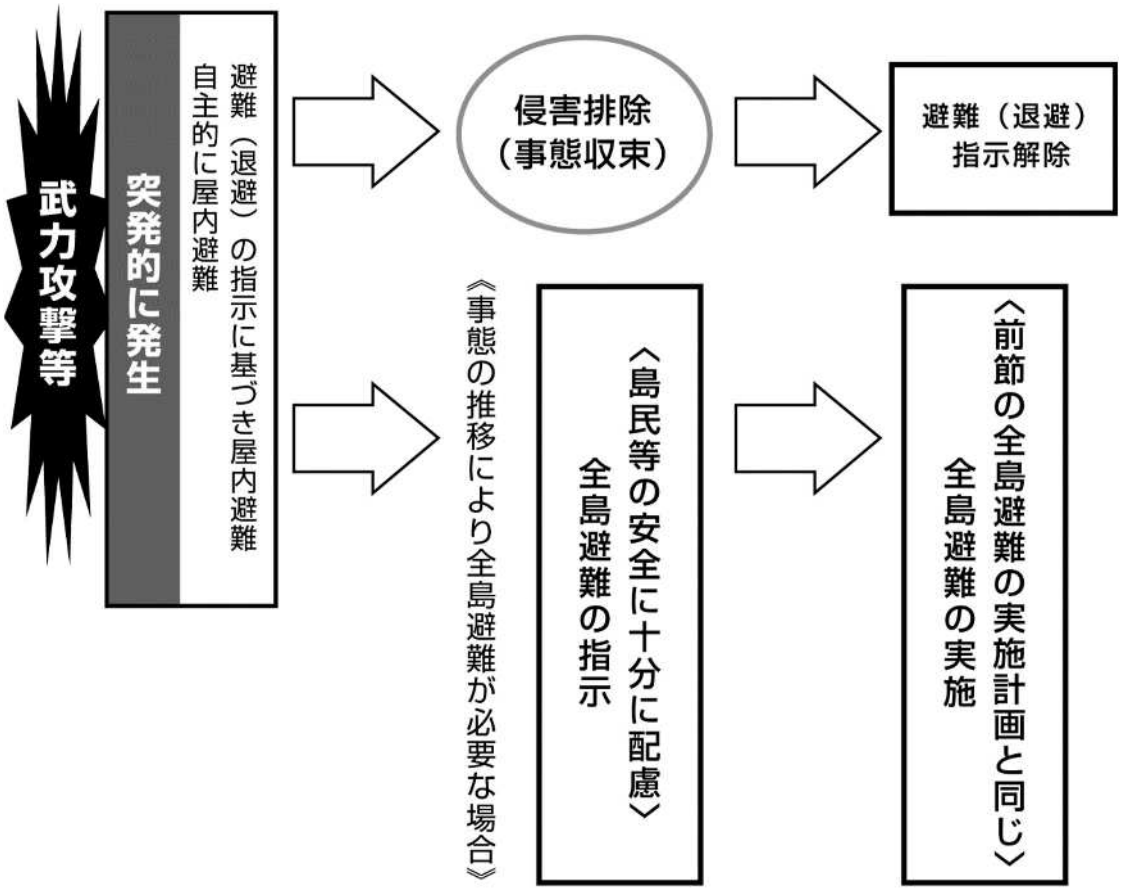

別紙 16　避難所支援本部・救援センターの役割（本文 66 ページ、71 ページ）

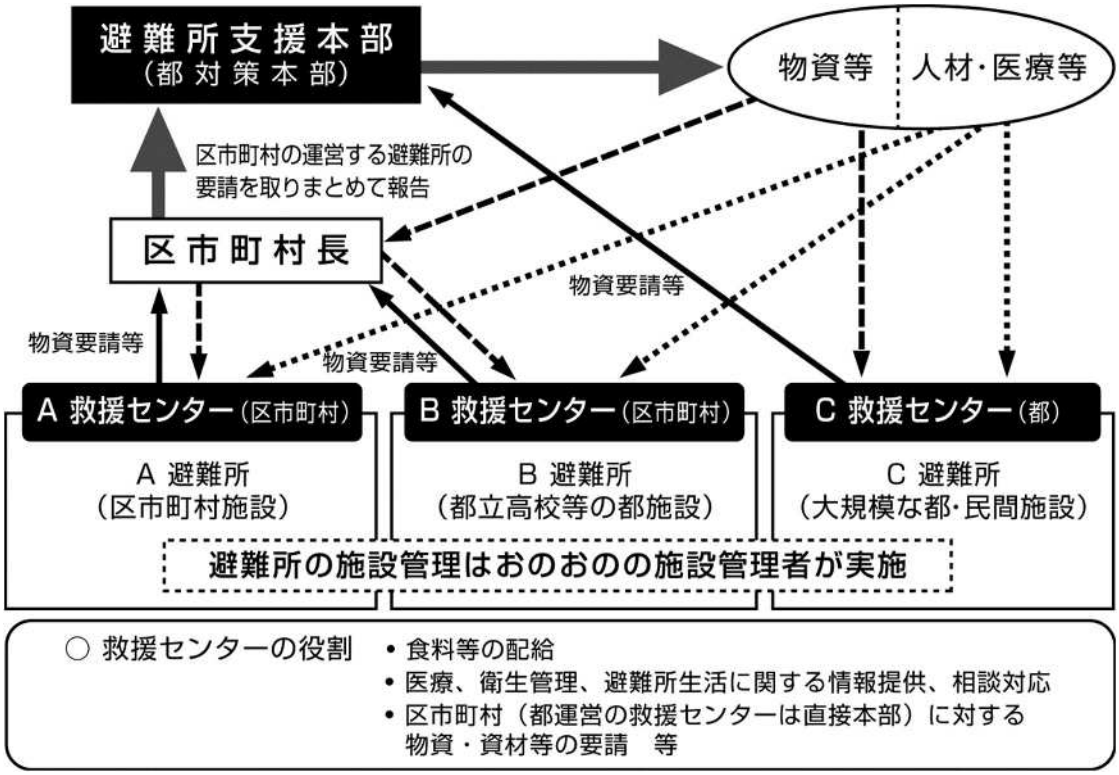

別紙 17　医療救護活動の命令・要請及び情報連絡系統（本文 72 ページ）

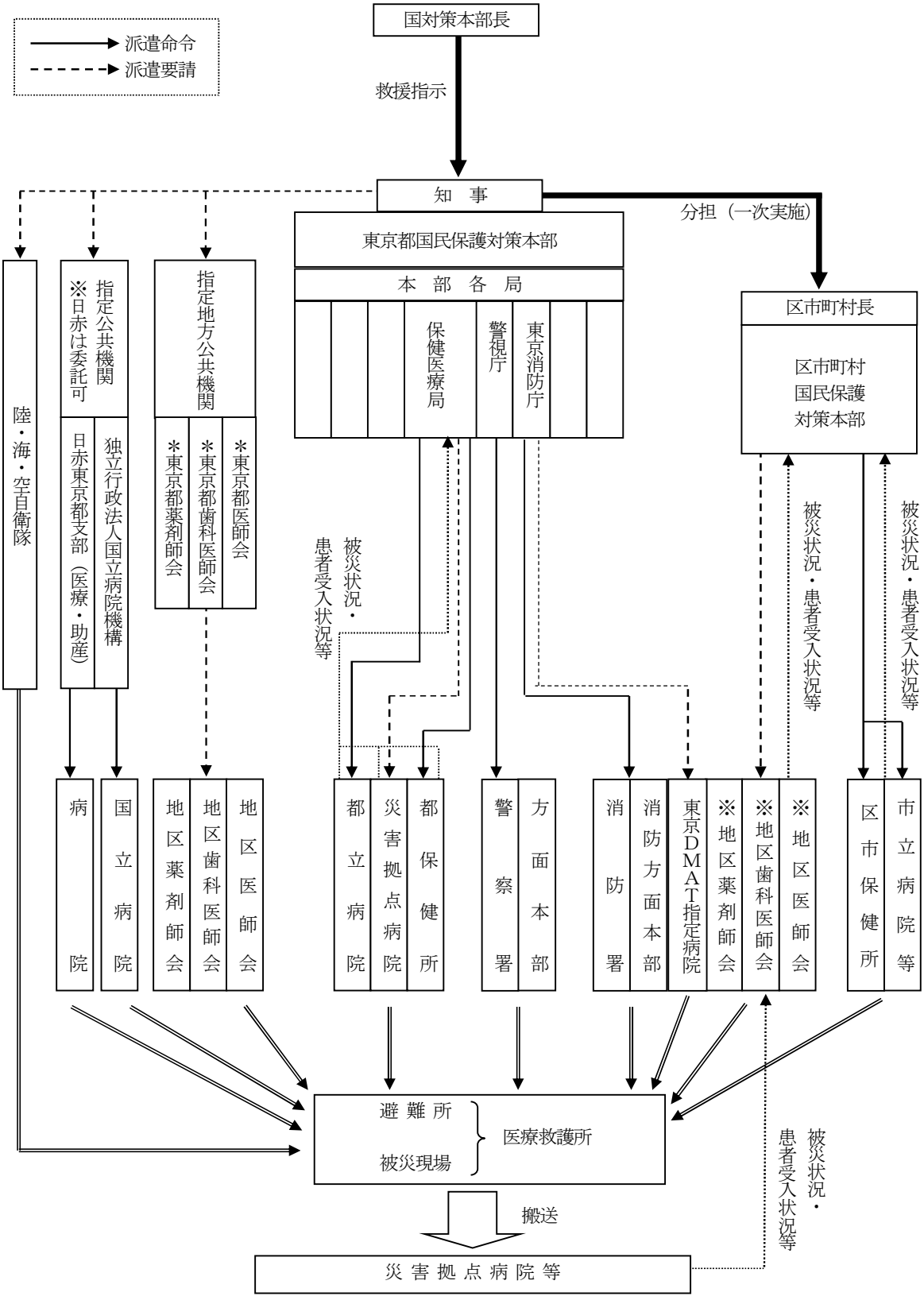

＊別途、協定を締結等
※区市町村と協定締結済の場合等に運用する。

別紙 18　安否情報の収集・提供の概要（本文 78 ページ、135 ページ）

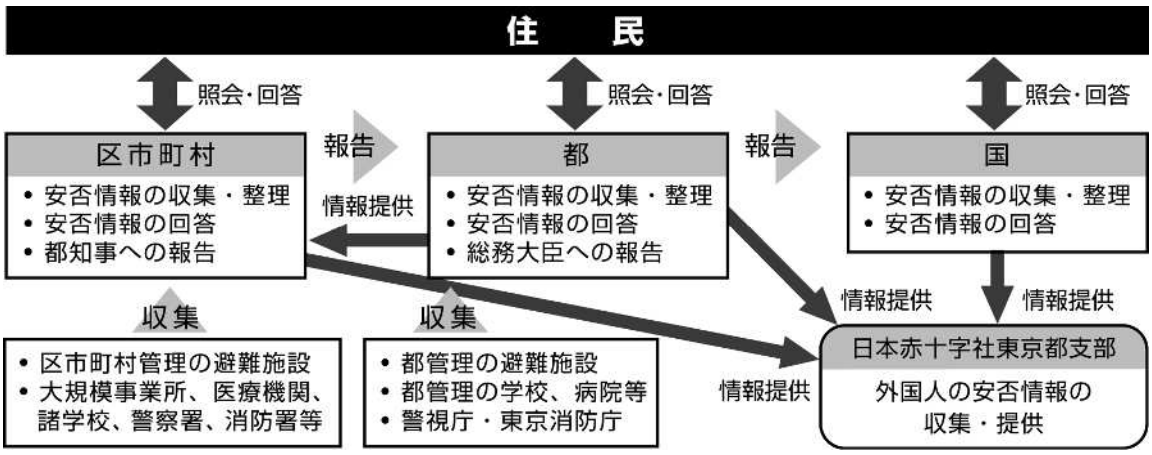

（注）　区市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等区市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、区市町村は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

≪収集する安否情報≫（本文 135 ページ）

1　避難住民（負傷した住民も同様）

①　氏名　　②　フリガナ　　③　出生の年月日　　④　男女の別

⑤　住所（郵便番号を含む。）　　⑥　国籍

⑦　①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

⑧　負傷（疾病）の該当　　⑨負傷又は疾病の状況

⑩　現在の居所　　⑪　連絡先その他必要情報

⑫　親族・同居者への回答の希望　　⑬　知人への回答の希望

⑭　親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の同意

2　死亡した住民（上記①～⑦に加えて）

⑧　死亡の日時、場所及び状況

⑨　遺体が安置されている場所

⑩　連絡先その他必要情報

⑪　①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

別紙 19　退避の指示の概要（本文 84 ページ）

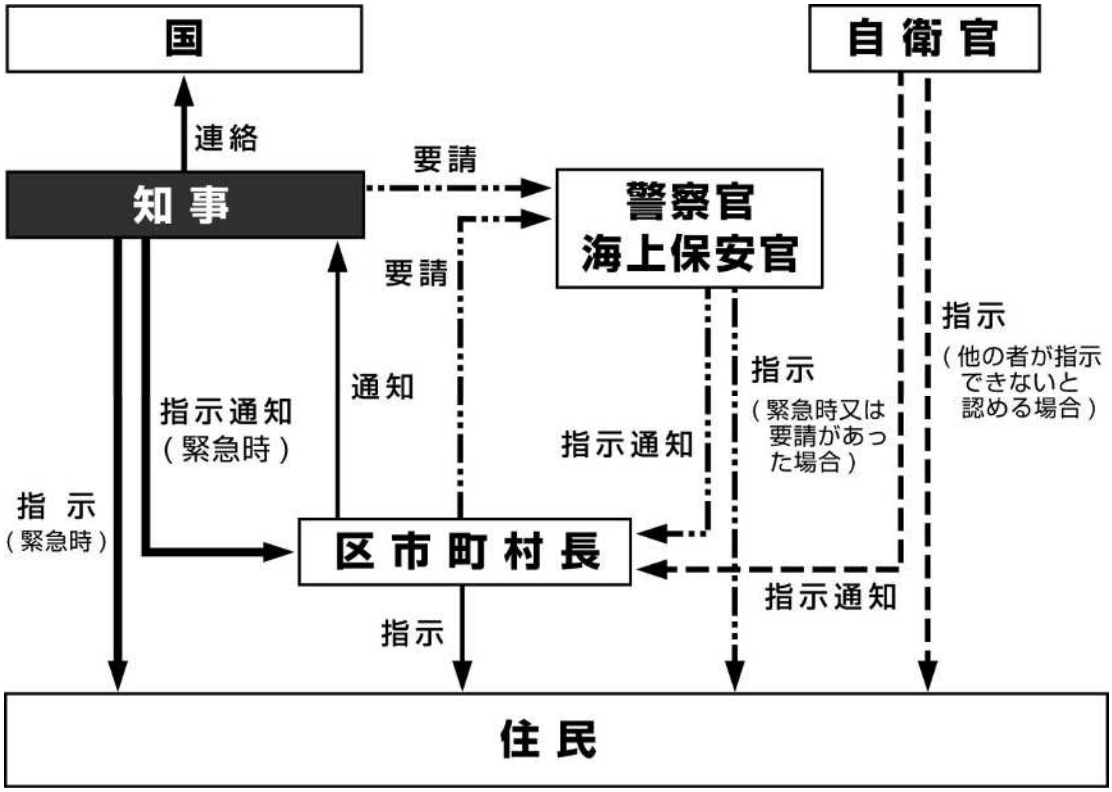

≪屋内退避のイメージ≫

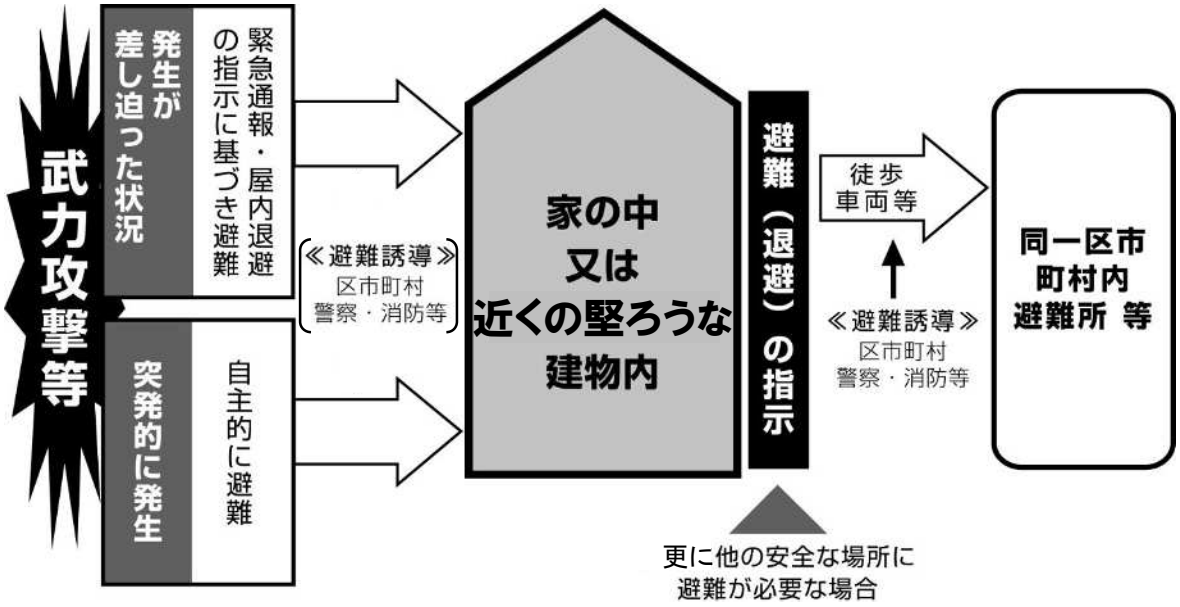

≪屋内退避の指示（例）≫

○　「△△市○○町×丁目、××市△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。

≪屋外退避のイメージ≫

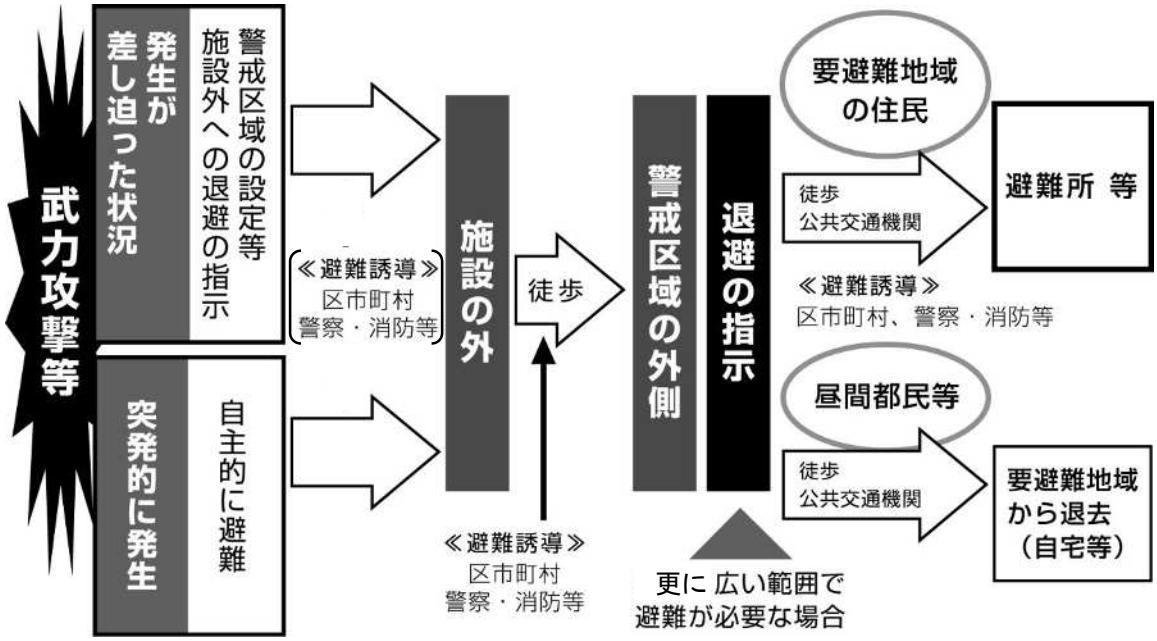

≪屋外退避の指示（例）≫

○　ＪＲ及び地下鉄○○駅構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

別紙 20　警戒区域の設定の概要（本文 85 ページ）

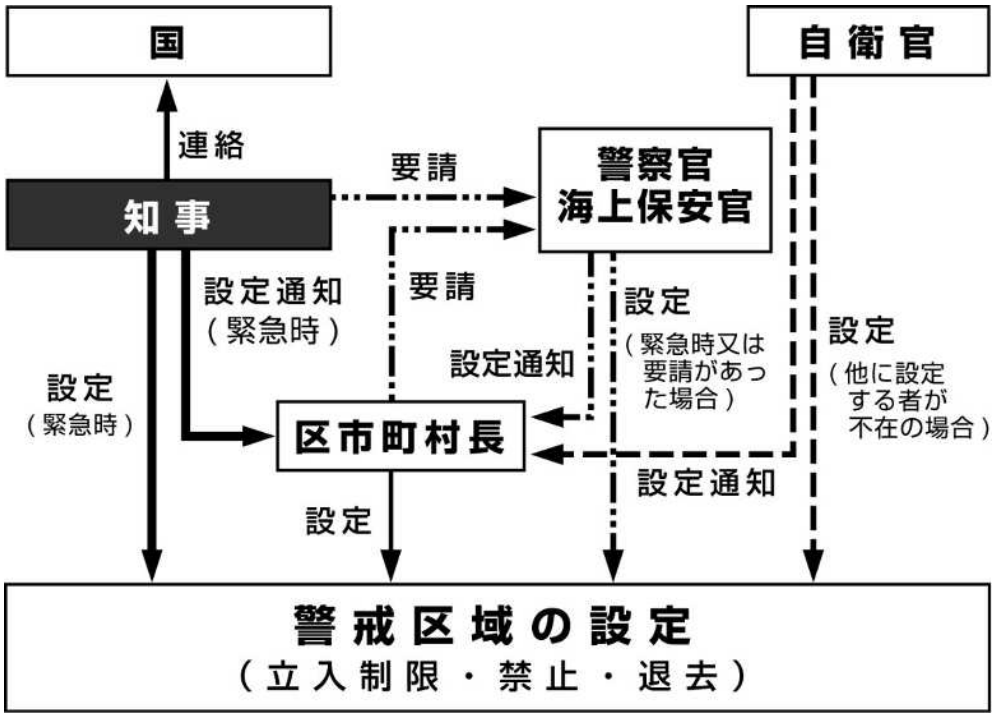

別紙 21　消防の指揮・命令系統（本文 86 ページ）

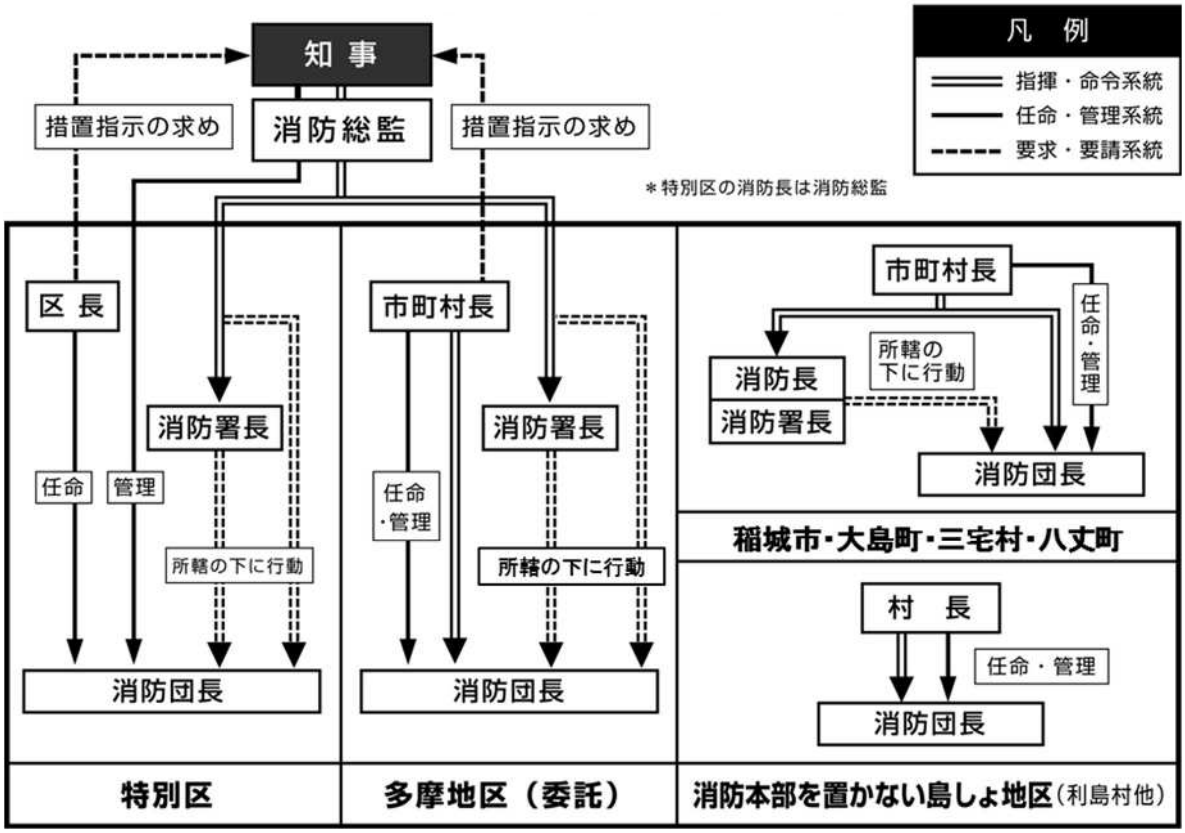

別紙 22　生活関連等施設の種類等及び所管省庁（本文 88 ページ、156 ページ）

国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第27条	１号	発電所、変電所	経済産業省
	２号	ガス工作物	経済産業省
	３号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	国土交通省、環境省
	４号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	５号	電気通信事業用交換設備	総務省
	６号	放送用無線設備	総務省
	７号	水域施設、係留施設	国土交通省
	８号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	９号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
第28条	１号	危険物	総務省消防庁
	２号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	３号	火薬類	経済産業省
	４号	高圧ガス	経済産業省
	５号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	６号	核原料物質	原子力規制委員会
	７号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	８号	毒薬・劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省、農林水産省
	９号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

別紙 23　危険物質等の種類及び知事が命ずることのできる措置一覧（本文 90 ページ、119 ページ）

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第２条第７項の危険物（指定数量以上のものに限る。）	消防法第 11 条第１項第１号の消防本部等所在区市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在区市町村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（稲城市を除く。）	消防法第12条	○	○
	消防法第 11 条第１項第１号の消防本部等所在区市町村以外の区市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在区市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの			
毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第２条第１項の毒物及び同条第２項の劇物（同法第３条第３項の毒物劇物営業者、同法第３条の２第１項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第４条第１項の登録を受けた者が取り扱うもの（都知事が当該登録の権限を有する場合）	○	○	○
	毒物及び劇物取締法第３条の２第１項の特定毒物研究者又は同法第２条第１項の毒物及び同条第２項の劇物を業務上取り扱う者が取り扱うもの			
火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第２条第１項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	火薬類取締法第 45 条		

	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。			
	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。			
高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第２条の高圧ガス（同法第３条第１項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第６条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第 37 条の４第３項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	高圧ガス保安法第 39 条		
	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第６条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第 37 条の４第３項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。			
医薬品医療機器等法（(昭和 35 年法律第 145 号)第 44 条第１項の毒薬及び同条第２項の劇薬（同法第 46 条第１項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	医薬品医療機器等法施行令第 80 条の規定により都知事の処分を受けている者が所持するもの	○	○	○

・　措置欄の１号、２号、３号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

１号　取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

２号　製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

３号　所在場所の変更又はその廃棄

・　措置欄の〇は、国民保護法第 103 条第３項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

備考　１　この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第２条第７号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。

２　自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第 50 条の２第１項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、都公安委員会が命ずることのできる措置である。

別紙 24　生活基盤等の確保に係る指定公共機関及び指定地方公共機関の措置等（本文 99 ページ）

機　　関	必要な措置・準備
電気事業者及びガス事業者	電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置
水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者	水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置
運送事業者	旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置
電気通信事業者	通信を確保し、及び国民保護措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うために必要な措置
一般信書便事業者	信書便を確保するために必要な措置
病院その他の医療機関	医療を確保するため必要な措置
河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理するために必要な措置

別紙 25　他道府県からの避難住民の受入れの概要（本文 103 ページ）

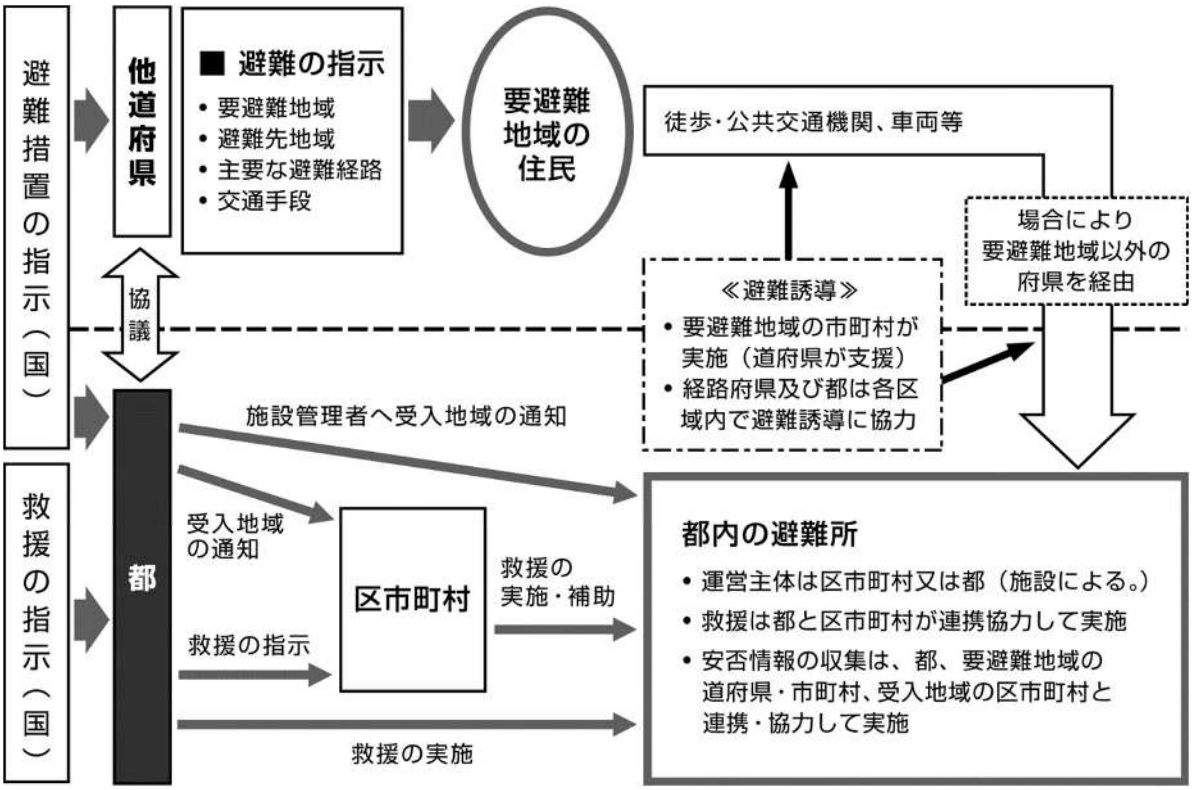

別紙 26　テロ等が発生した場合の対処（本文 114 ページ）

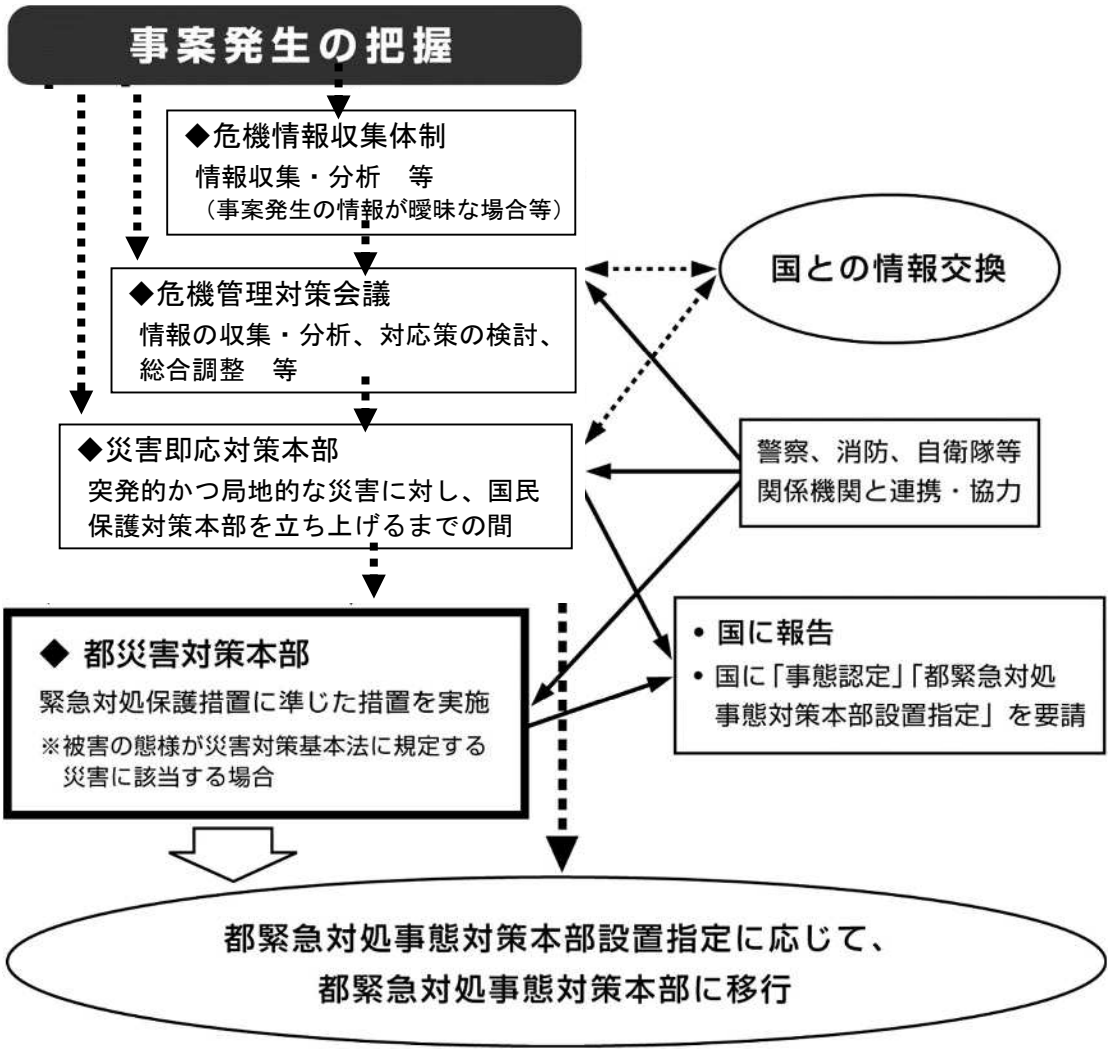

≪例（大規模テロ等）≫

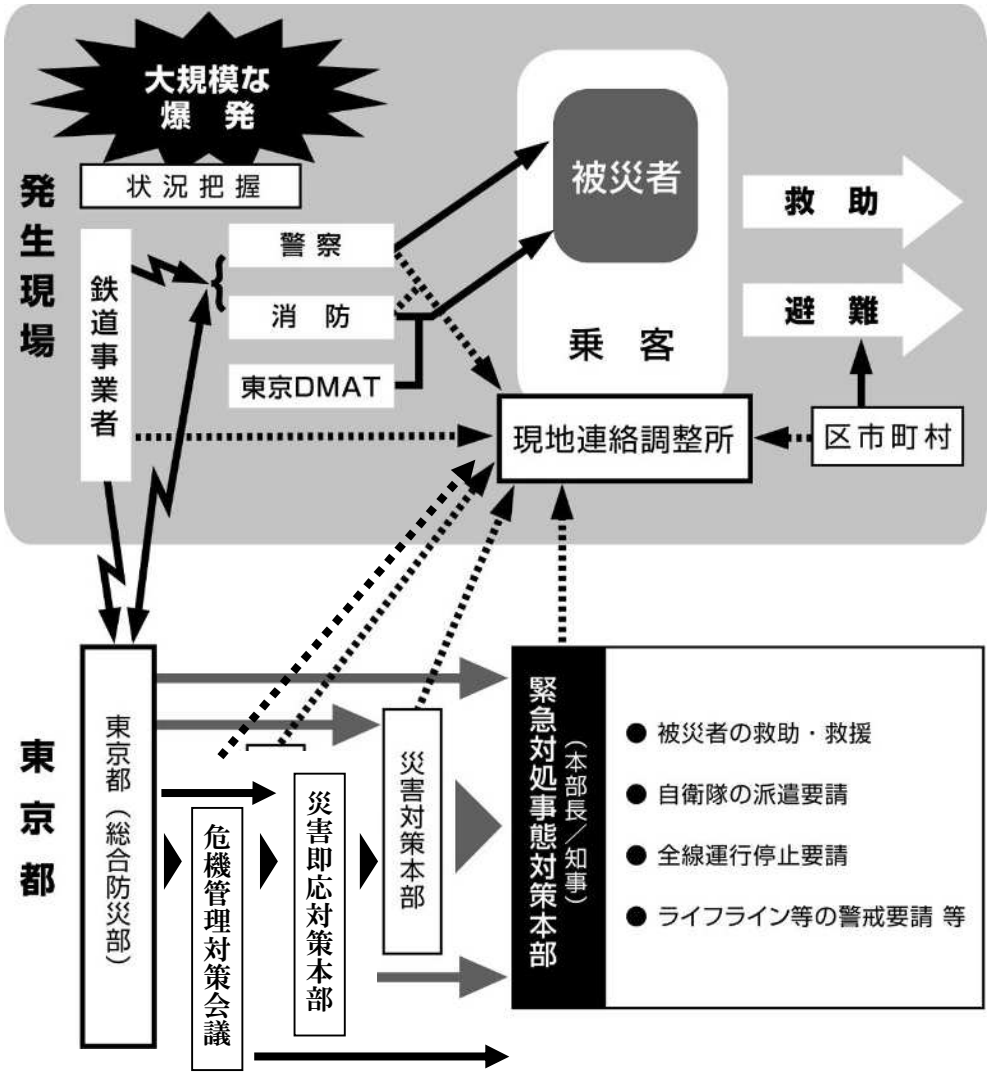
大規模な
爆　発
発生現場
状況把握
鉄道事業者
警察
消　防
東京DMAT
被災者
乗　客
救　助
避　難
現地連絡調整所
区市町村
東京都
東京都（総合防災部）
危機管理対策会議
災害即応対策本部
災害対策本部
緊急対処事態対策本部
（本部長／知事）
● 被災者の救助・救援
● 自衛隊の派遣要請
● 全線運行停止要請
● ライフライン等の警戒要請 等

別紙 27　各局等が平素に行う業務（本文 126 ページ）

局 等 名	平 素 の 業 務
政策企画局	1　国民保護に関する広報及び広聴に関すること。 2　報道機関との連絡に関すること。 3　国民保護に関する放送の要請に関すること。 4　在京大使館等との情報連絡及び調整に関すること。
子供政策連携室	他局に対する応援のための体制整備に関すること。
総務局	1　国民保護に関する総合調整に関すること。 2　国民保護協議会の運営に関すること。 3　国民保護計画の見直し・変更に関すること。 4　初動体制の整備に関すること。 5　職員の参集基準の整備に関すること。 6　非常通信体制の整備に関すること。 7　指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、区市町村等との連携体制の整備に関すること。 8　区市町村に対する指導・連絡に関すること。 9　国民の権利利益の救済に関する手続の整備に関すること。 10　研修、訓練に関すること。 11　危機情報等の収集、分析等に関すること。 12　特殊標章（赤十字標章を除く。）の交付、許可に関すること。 13　警報の通知、避難の指示、緊急通報に係る整備に関すること。 14　避難施設の指定に関すること。 15　被災情報の収集・提供体制の整備に関すること。 16　安否情報の収集・提供体制の整備に関すること。 17　避難者の運送及び避難所の設営に関すること。 18　救援物資の備蓄、運送及び配分に関すること。 19　都庁舎における警戒等の予防対策に関すること。 20　東京都立大学の施設における警戒等の予防対策に関すること。 21　その他各局等に属さない武力攻撃事態に関する整備
財務局	1　国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること。 2　車両の調達に関すること。 3　緊急通行車両確認標章等に関すること。 4　野外収容施設の設営に関すること。
デジタルサービス局	1　国民保護に係る各局のデジタル技術の利活用に係る支援に関すること。 2　島しょ海底光ファイバーケーブルに関すること。 3　基盤システムの維持に関すること。
主税局	被災者に対する都税の減免及び徴収猶予に関すること。
生活文化局	1　在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関すること。 2　国民保護に係るボランティア等の支援に関わる総合調整に関すること。 3　生活文化局が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
都民安全総合対策本部	他局に対する応援のための体制整備に関すること。
スポーツ推進本部	スポーツ推進本部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。

別紙

局等名	平素の業務
都市整備局	1　建築物等の防災に関すること。 2　米軍施設等との情報連絡及び調整に関すること。
住宅政策本部	1　被災者が行う住宅等の建設、補修等のための応急融資等に関すること。 2　応急仮設住宅等の確保及び応急修理に関すること。 3　都営住宅に関すること。
環境局	1　高圧ガス及び火薬類の保安対策に関すること。 2　廃棄物（し尿を含む。）の処理に関すること。
福祉局	1　乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の救護、安全確保及び支援に関すること。 2　要配慮者用物資の備蓄、運送及び配分に関すること。 3　福祉避難所の設営に関すること。 4　義援金の募集・受付・配分及び義援物資の取扱いに関すること。 5　前各号に掲げるもののほか、救援及び保護に関すること（他の局に属するものを除く。）。
保健医療局	1　医療及び防疫に関すること。 2　遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること。 3　赤十字標章の交付、許可に関すること。 4　地方独立行政法人東京都立病院機構に関すること。 5　前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関すること（他の局に属するものを除く。）。
産業労働局	1　中小企業及び農林漁業団体等の対策に関すること。 2　産業労働局が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
中央卸売市場	1　生鮮食料品等の確保に関すること。 2　中央卸売市場が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
スタートアップ戦略推進本部	他局に対する応援のための体制整備に関すること。
建設局	1　河川管理施設及び海岸保全施設の保全に関すること。 2　道路及び橋りょうの保全に関すること。 3　水防に関すること。 4　河川、道路等における障害物の除去に関すること。 5　公園の保全に関すること。
港湾局	港湾施設、海岸保全施設、都営漁港及び都営空港の警戒等の予防対策に関すること。
会計管理局	現金及び物品の出納及び保管に関すること。
交通局	1　都営交通施設の警戒等の予防対策に関すること。 2　電車、バス等による運送に関すること。
水道局	1　水道施設の警戒等の予防対策に関すること。 2　応急給水に関すること。
下水道局	下水道施設の警戒等の予防対策に関すること。
教育庁	1　文教施設の警戒等の予防対策に関すること。 2　被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること。 3　文化財の保護に関すること。

局等名	平素の業務
選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査事務局 労働委員会事務局 収用委員会事務局	他局に対する応援のための体制整備に関すること。
警視庁	1　警備体制の整備に関すること。 2　情報収集・提供等の体制整備に関すること。 3　警備情報の収集に関すること。 4　通信体制の整備に関すること。 5　装備・資機材の整備に関すること。 6　交通規制に関すること。 7　生活関連等施設の安全確保の助言に関すること。 8　関係県警察との連携に関すること。
東京消防庁	1　消防活動体制の整備に関すること。 2　通信体制の整備に関すること。 3　情報収集・提供体制の整備に関すること。 4　特別区消防団に関すること。 5　装備・資機材の整備に関すること。 6　特殊標章の交付・管理に関すること。 7　生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。）取扱所の安全化対策に関すること。 8　事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関すること。 9　避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関すること。 10　都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関すること。
支庁	1　管轄町村の区域における国民保護に関する連絡調整に関すること。 2　国民保護対策本部地方隊に関すること。

別紙 28　物資・資材の運送体制（本文 76 ページ、154 ページ）

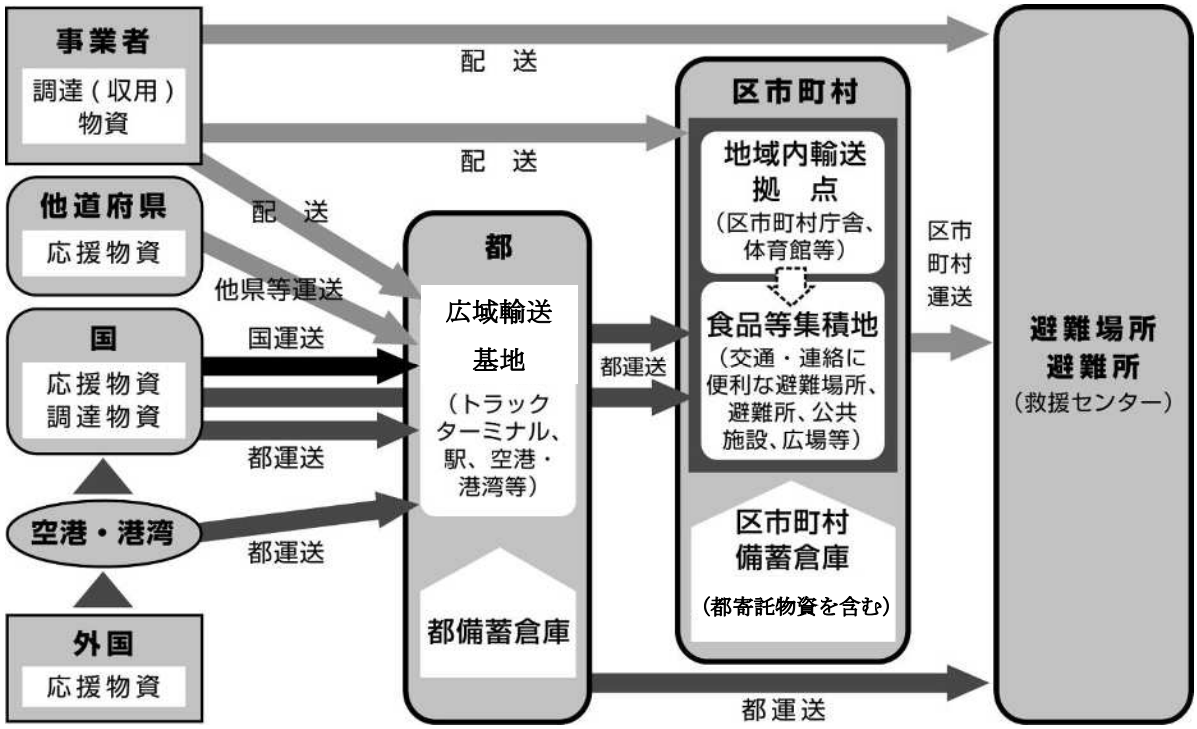

参 考 資 料

参考資料１　武力攻撃事態等への対処に関する法制（本文１ページ）

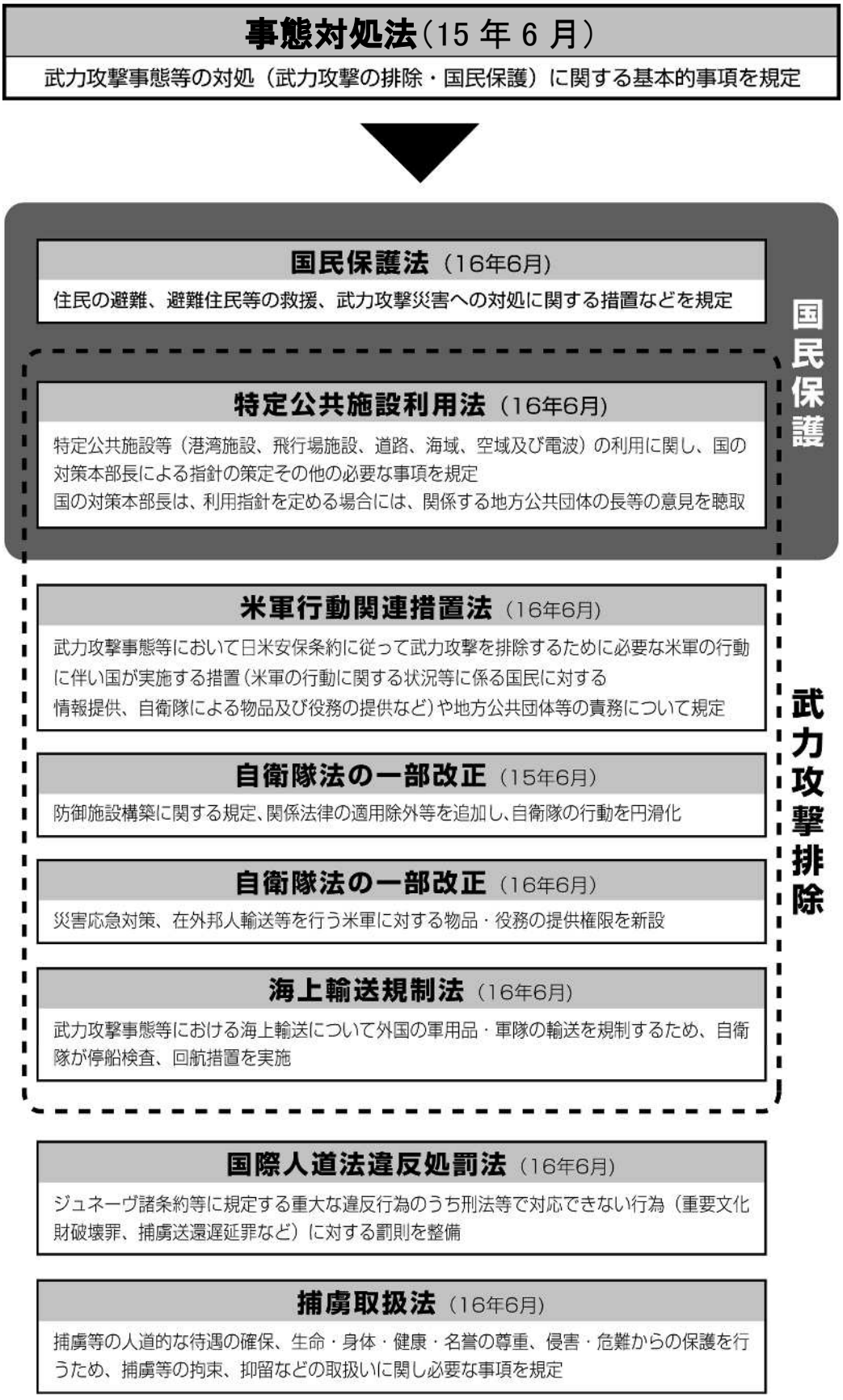

参考資料２　災害の類型と関連法制（本文１ページ）

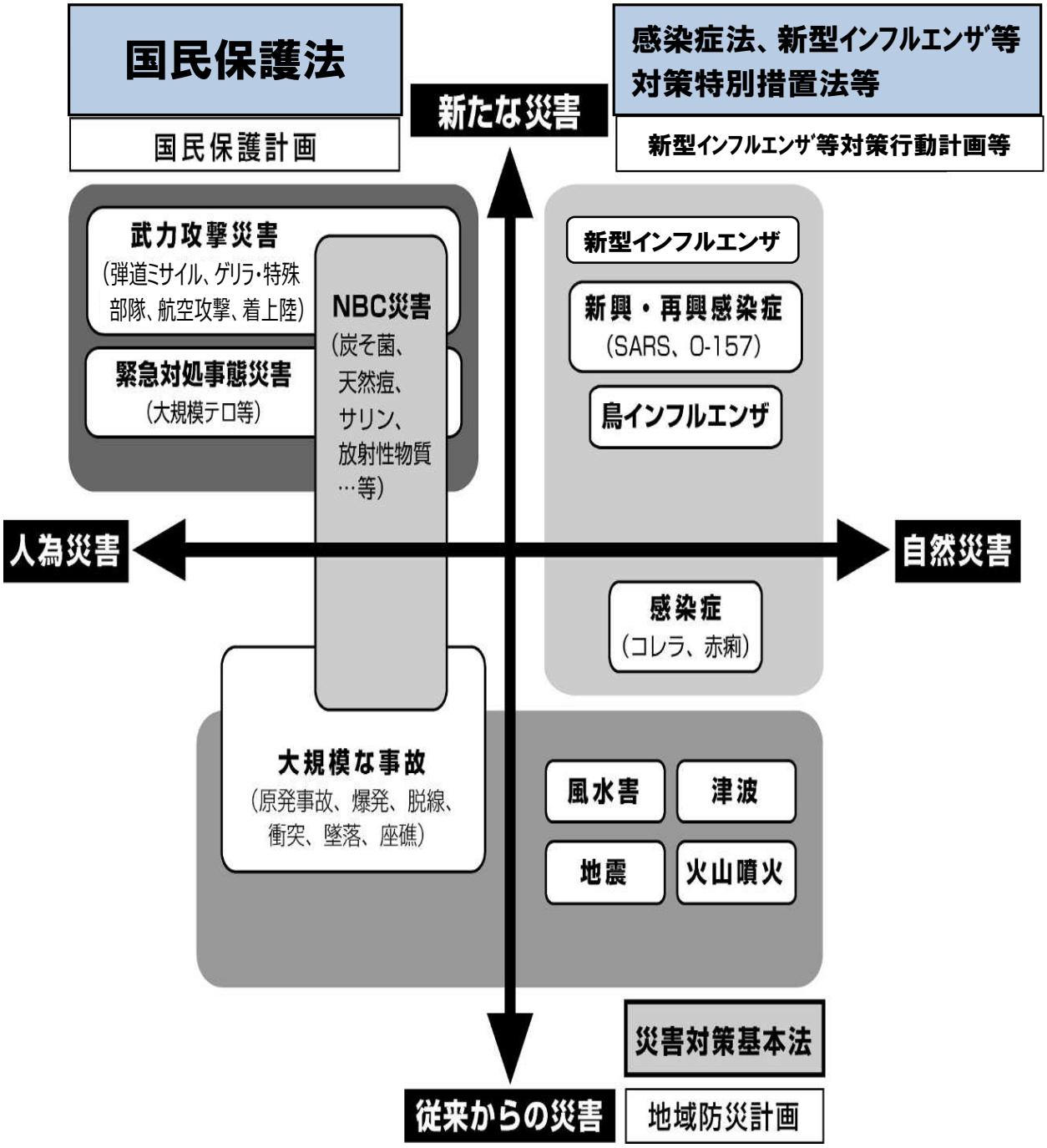

参考資料３　東京都国民保護計画の体系（本文１ページ）

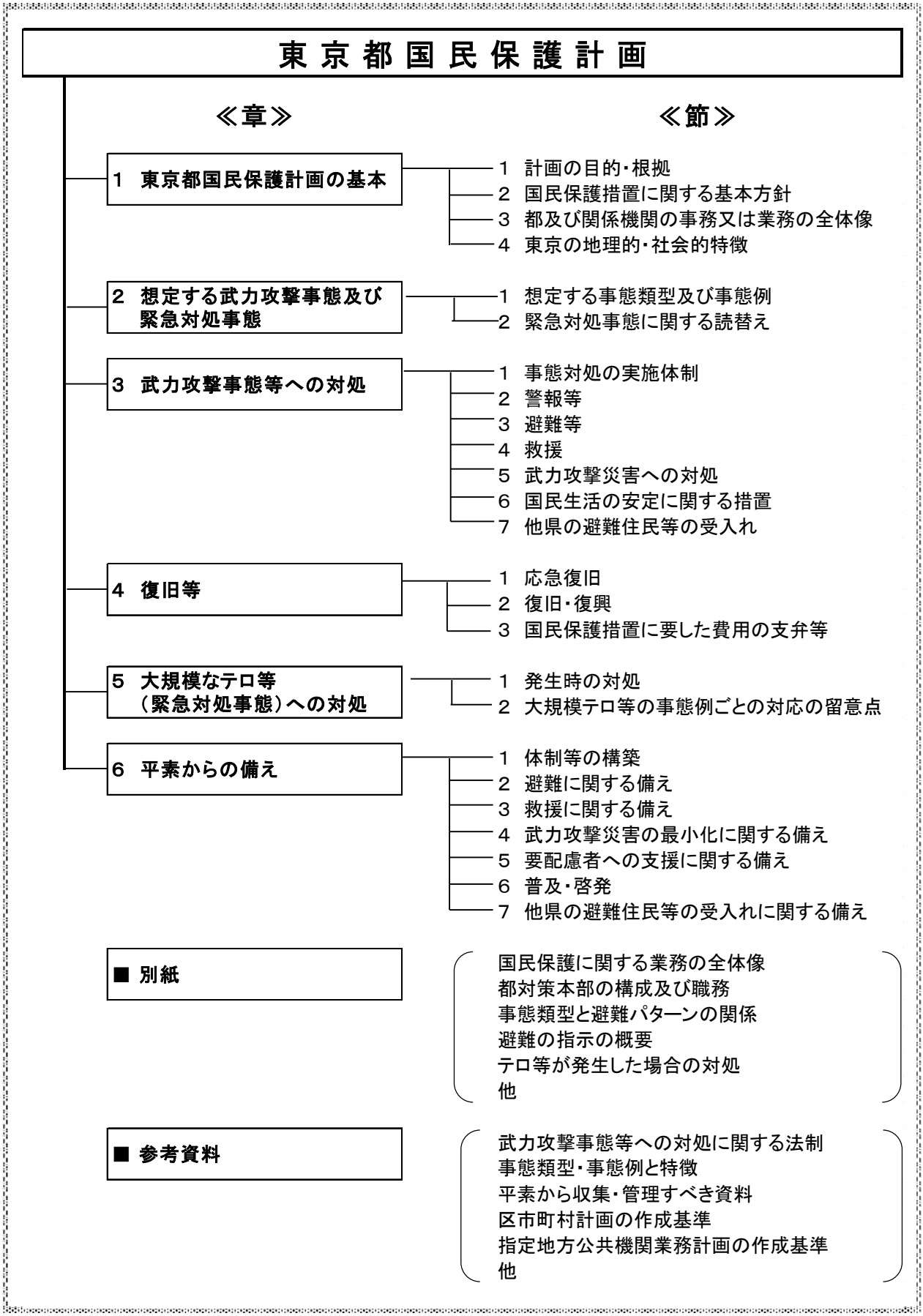

参考資料４　国民保護措置の実施（本文２ページ）

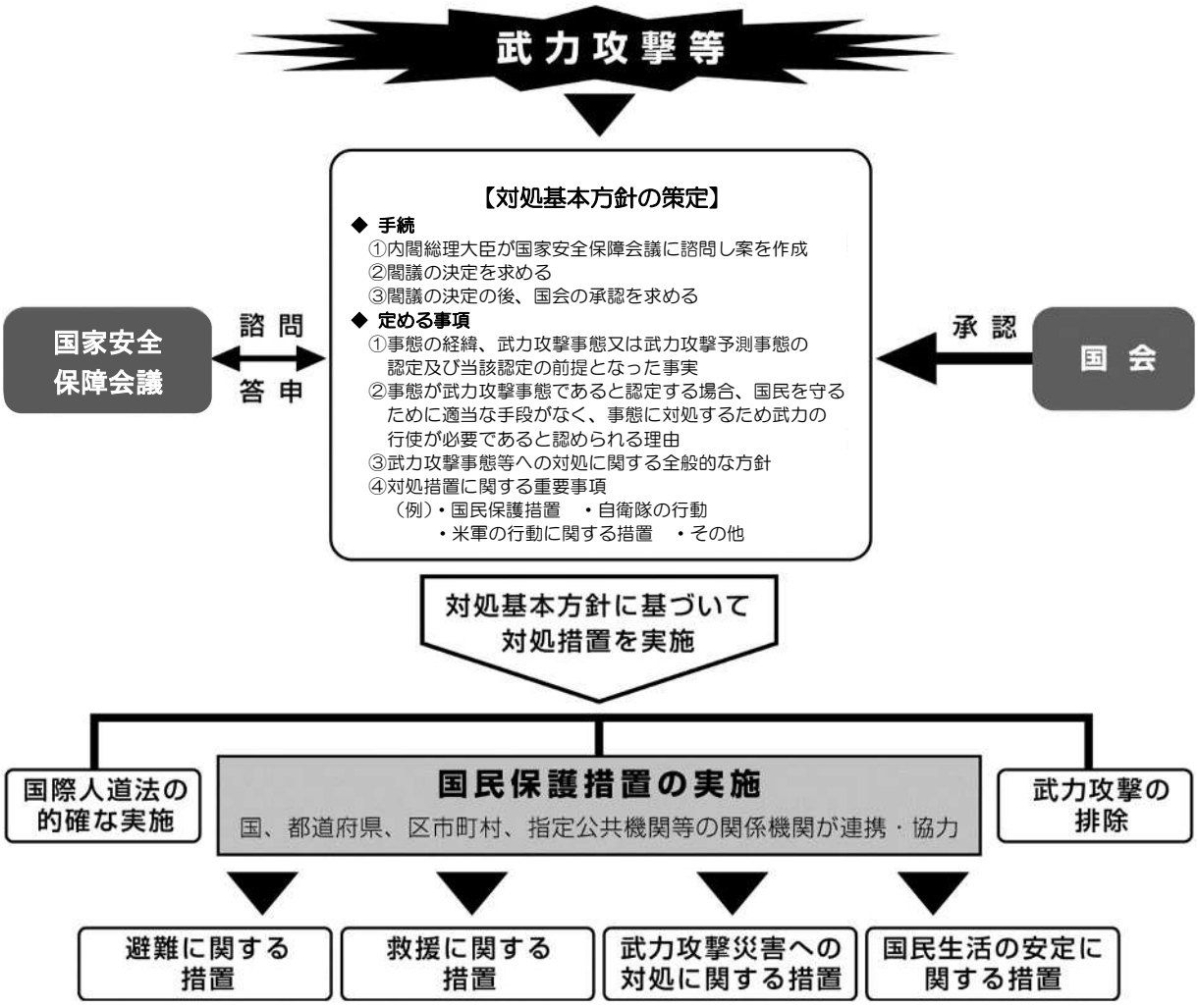

参考資料５　事態類型・事態例と特徴（本文 17 ページ）

≪武力攻撃事態≫

事態類型	特　　徴
１　弾道ミサイル攻撃 ・　弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃	**≪攻撃目標となりやすい地域≫** ○　発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 **≪想定される主な被害≫** ○　通常弾頭の場合にはＮＢＣ弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。 **≪被害の範囲・期間≫** ○　弾頭の種類（通常弾頭又はＮＢＣ弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。 **≪事態の予測・察知≫** ○　発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。
２　ゲリラや特殊部隊による攻撃 ・　比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃	**≪攻撃目標となりやすい地域≫** ○　都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 **≪想定される主な被害≫** ○　少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 **≪被害の範囲・期間≫** ○　被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 **≪事態の予測・察知≫** ○　警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。

３　航空攻撃 ・　爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃	**≪攻撃目標となりやすい地域≫** ○　航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。 ○　また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 **≪想定される主な被害≫** ○　通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 **≪被害の範囲・期間≫** ○　航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 **≪事態の予測・察知≫** ○　弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ○　また、近年ではドローン（無人機）による攻撃も生起していることから留意が必要である。
４　着上陸侵攻 ・　多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃	**≪攻撃目標となりやすい地域≫** ○　船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○　航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。 　なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 **≪想定される主な被害≫** ○　主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 **≪被害の範囲・期間≫** ○　一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 **≪事態の予測・察知≫** ○　攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。

≪緊急対処事態≫

事態例	特　　徴
1　攻撃対象施設等による分類	
ア　危険物質を有する施設への攻撃	○　原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする（都内には原子力事業所等は存在しない。）。 ○　石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 ○　危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ○　ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害（水害）は多大なものとなる。
イ　大規模集客施設等への攻撃	○　大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など）や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
2　攻撃手段による分類	
ア　大量殺傷物質による攻撃	○　「≪ＮＢＣを使用した攻撃≫」（次頁）と同様の被害を発生させる。
イ　交通機関を破壊手段としたテロ	○　航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○　攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。 ○　爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。

≪ＮＢＣを使用した攻撃≫

種　　別	特　　徴
■ 核兵器等	○　核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。 ○　ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 ○　放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。 ○　原因となる放射性物質や放射線種の特定が困難である。
■ 生物兵器等	○　人に知られることなく散布することが可能である。 ○　生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。 ○　生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭そ菌、ペスト等が挙げられている。
■ 化学兵器等	○　急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。 ○　建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。 ○　地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をはうように広がる。 ○　特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ○　化学兵器としては、一般的に、サリン、ＶＸガス、マスタードガス、イペリット等が挙げられている。

参考資料６　想定されるリスク（参考）（本文 17 ページ）

○　本頁では、武力攻撃事態等の被害想定を示すことが困難であるため、蓋然性の高い事象例についてのリスクを参考として示す。

１　弾道ミサイル攻撃

日本が侵略を受ける場合、費用対効果から、初期の段階は弾道ミサイル攻撃が主流となり、その後、航空攻撃や着上陸侵攻に移行することが想定される。弾道ミサイル攻撃は、発射前に着弾地域を特定することが極めて困難であり、短時間での着弾が予想される。１トンの爆薬を搭載した通常弾頭のミサイルが着弾した場合の被害イメージの一例は以下のとおり。(*)

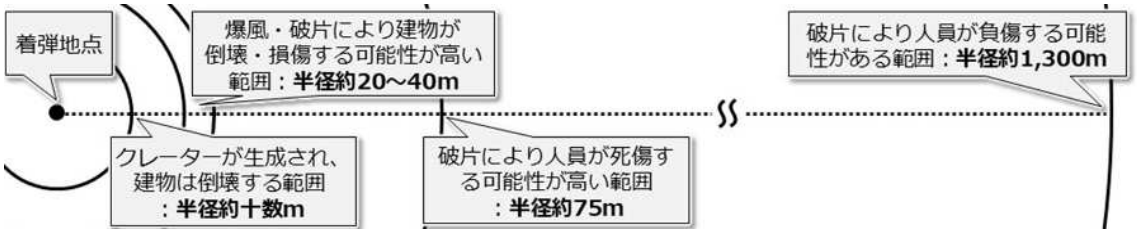

そのため、弾道ミサイル発射情報が全国瞬時警報システム（J アラート）を通じて、区市町村からの防災行政無線やテレビ、ラジオ、緊急速報メールなどにより伝達された場合は、速やかに近くの堅ろうな建築物や地下施設（該当する建物がなければ、それ以外の建物）に避難し、堅ろうな建物に限らず屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する必要がある。

また、弾頭の種類（通常弾頭、化学弾頭など）は、着弾前に特定することは困難であり、弾頭の大きさによっては被害が多大になる可能性がある。よって、建物などに避難することができなければ、物陰に隠れ、身を伏せ、頭を守るとともに、風上側にできるだけ離れることを考慮する必要がある。その後は、テレビ、ラジオや東京都防災Ｘ（旧 Twitter）などを通じて、情報収集に努めるとともに、行政機関からの指示に従って行動することが重要である。

２　大規模テロ等

テロは突発的に被害が発生し、比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、大規模集客施設やターミナル駅などが爆破された場合は、人的被害が発生し、施設が崩壊し被害が多大になる可能性がある。

また、テロを事前に予測することは困難であり、被害が発生した後の犯行声明等によってテロと認識することとなるが、継続して犯行を企図している場合には犯行声明等は行われない。

よって、近傍で爆発などが起こった場合であっても、ＳＮＳ投稿のために興味本位に近付かず、身の安全を確保するためにできる限り速やかにその場から離れることが肝要である。

(*) Missile Defense Advocacy Alliance（https://missiledefenseadvocacy.org/）などを参考に算出した。

参考資料７　平素から収集・管理すべき資料

≪避難に関する基礎的情報≫（本文 147 ページ）

情　　報	内　　容
都　地　図	・　地形の起伏や河川の位置等の地理的な状況が明らかなもの
人　　口	・　区市町村別の人口・世帯数 ・　昼夜別の人口データ
道　路　網	・　避難経路として想定される高速道路、国道、都道等の幹線的な道路のリスト
輸　送　力	・　鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ ・　鉄道網やバス網、保有車両数などの図及びデータ
避 難 施 設	・　避難住民の収容能力や屋内外の別についてのデータ
大規模集客施設	・　施設の種別や規模等についてのデータ（*）
関係機関連絡先	・　国、区市町村、民間事業者等一覧

≪輸送力・輸送施設について把握しておくべき情報≫（本文 149 ページ）

○　輸送力

①　保有車輌等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
②　本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法　　等

○　輸送施設

①　道路　（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先等）
②　鉄道　（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先等）
③　港湾　（ふ頭名、係留施設数、管理者の連絡先等）
④　飛行場　（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先等）

（*）大規模集客施設の把握は、警報等の伝達や安否情報の収集等を行う区市町村が行うことを基本とし、都は区市町村からの報告を受けて集約・整理するものとする。

≪救援に関する基礎的情報≫（本文 153 ページ）

情　　報	内　　容
収 容 施 設	・　収容施設（避難所（宿泊施設を含む。）、長期避難住宅及び応急仮設住宅）として活用できる土地・建物等のリスト （※特に、長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等） ・　避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者等の要配慮者を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設等、宿泊施設、長期避難住宅及び応急仮設住宅のリスト
備 蓄 物 資 調達可能物資	・　大量の食料や飲料水等の生活必需品の備蓄・調達先のリスト、調達経路 ・　仮設住宅建設用、応急修理用の資材の調達方法、建設業協会のリスト等
関係医療機関	・　災害拠点病院などの主要な病院の所在、病床数等の対応能力についてのデータ（※）
救　護　班	・　派遣元、班編成、活動内容等についてのデータ
火 葬 場 等	・　火葬場等の所在及び対応可能数等についてのデータ
関係機関等協定	・　協定書
関係機関連絡先	・　国、近隣県市、区市町村、民間事業者等一覧

（※）　ＮＢＣ攻撃による被災者への対応が可能な医療機関の把握、ＮＢＣの専門知識を有する医療関係者に関する情報収集等に努める。

○　ＮＢＣ災害時に必要となる資材等

≪備蓄又は調達する資材の例≫

・Ｎ（核物質）用の防塵マスク、線量計・線量率計（サーベイメータ等）、放射線防護衣、手袋、ブーツ、ゴーグル（鉛入りガラス使用）

・Ｂ（生物剤）用の感染症予防用マスク、消毒用噴霧器、消毒液（薬）

・Ｃ（化学剤）用のガスマスク、ガス検知器、化学防護衣、化学防護服

参考資料８　区市町村計画の作成基準

○　本頁では、各区市町村が計画を作成する際の基準となるべき事項を示す。

１　基本的考え方

○　区市町村長は、国民保護法、基本指針及び都の計画に基づき、区市町村における国民保護に関する計画（本資料において、以下「計画」という。）を作成するものとする。

○　区市町村長は、計画を作成するときは、次ページ「３　区市町村が行う国民保護措置の共通の枠組み」を踏まえ、各区市町村の特性に応じた対処を記載するものとする。

○　区市町村長は、計画を作成するときは、「４　都と区市町村間における役割分担」（241 ページ）を踏まえるものとする。

○　区市町村長は、計画の作成に当たっては、平成 17 年度に総務省消防庁が示した「区市町村国民保護モデル計画」及び都が示した「東京都区市町村国民保護モデル計画」を参考とするものとする。

（１）計画で定める事項

○　区市町村長は、次の事項を計画で定める。

一　当該区市町村の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
二　区市町村が実施する国民保護措置に関する事項
三　国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
四　国民保護措置を実施するための体制に関する事項
五　国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
六　上記のほか、当該区市町村の区域に係る国民保護措置に関し区市町村長が必要と認める事項

（２）計画作成に当たっての手続等

○　区市町村長は、計画において他の区市町村と関係がある事項を定めるときは、当該区市町村の長の意見を聴く。

○　区市町村長は、計画を作成するときは、あらかじめ、区市町村国民保護協議

会に諮問する。

○　区市町村長は、計画を作成するときは、あらかじめ、知事に協議する。

○　区市町村長は、計画作成に当たっては、指定行政機関の計画、都の計画及び他の区市町村の計画との整合性を確保するよう努めるものとする。

２　構成

○　区市町村長は、次の構成の例を参考に、当該区市町村の実情に合わせ計画を作成するものとする。

なお、構成の例は、飽くまで都の計画の構成に沿って例示するものであり、区市町村計画の構成を定めるものではない。

【構成の例】

第１章　総論
第２章　想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態
第３章　平素からの備え
第４章　武力攻撃事態・緊急対処事態への対処
第５章　復旧・復興等
第６章　他の区市町村の避難住民等の受入れ

３　区市町村が行う国民保護措置の共通の枠組み

○　特別区制度、区市町村域を超えた都市の広がりなどの都の特性により、都及び関係区市町村は武力攻撃事態等に応じて、緊密に連携協力し、適切に国民保護措置を実施する必要がある。

このため、区市町村は、以下に掲げる、都及び区市町村における各措置の共通の枠組みを踏まえて、計画を作成するものとする。

（１）普及・啓発及び訓練の実施

○　区市町村は、住民、地域の団体及び事業者等が、国民保護に関する措置の重要性について理解を深めるとともに、武力攻撃事態等において適切に行動できるよう、多様な機会を活用し、普及・啓発に努めるものとする。

○　区市町村は、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、行動や判断を伴う実践的な訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上に努めるものとする。

（２）警報・避難の指示の伝達

○　区市町村長は、知事から警報の通知、避難の指示の通知を受けたときは、あらかじめ定めた伝達方法により、速やかに住民等に伝達するものとする。

○　区市町村は、区域内に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、各々の施設の管理者との情報伝達体制を整備するものとする。

≪多数の者が利用又は居住する施設≫

- 大規模集客施設等（駅、空港、病院、学校、劇場等の文化施設、競技施設等）
- 大規模オフィス
- 大規模な繁華街及び地下街
- 大規模（超高層）集合住宅　外

≪警報の伝達の概要≫

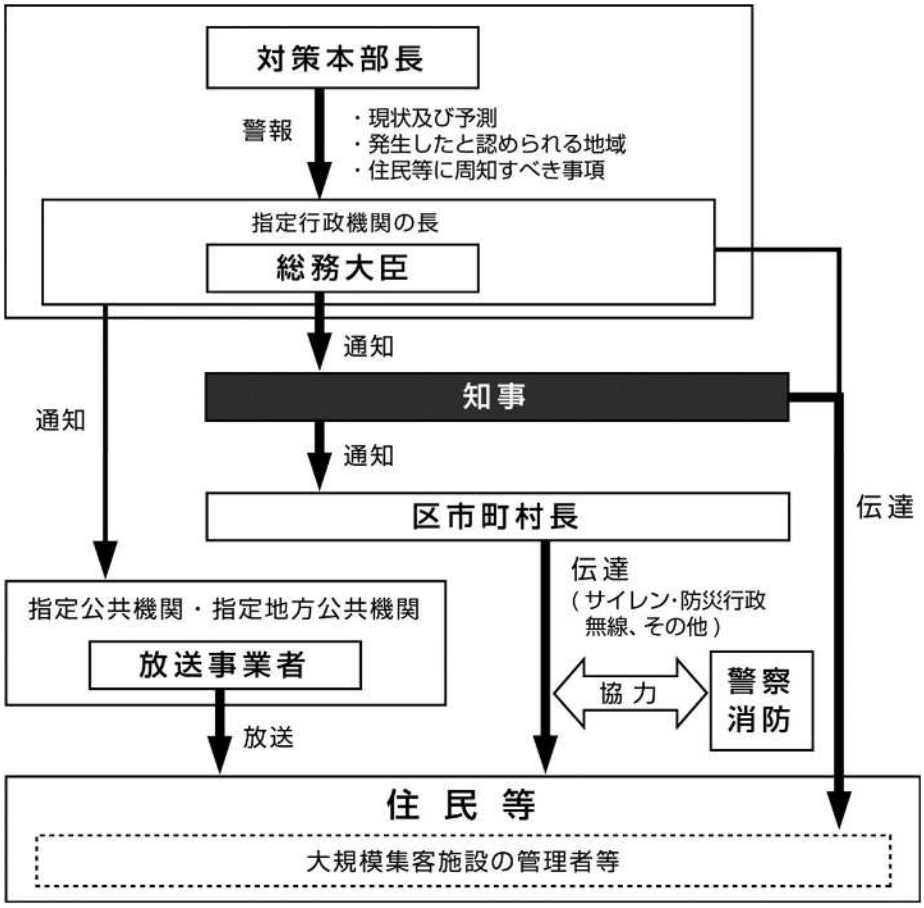

≪避難の指示の概要≫

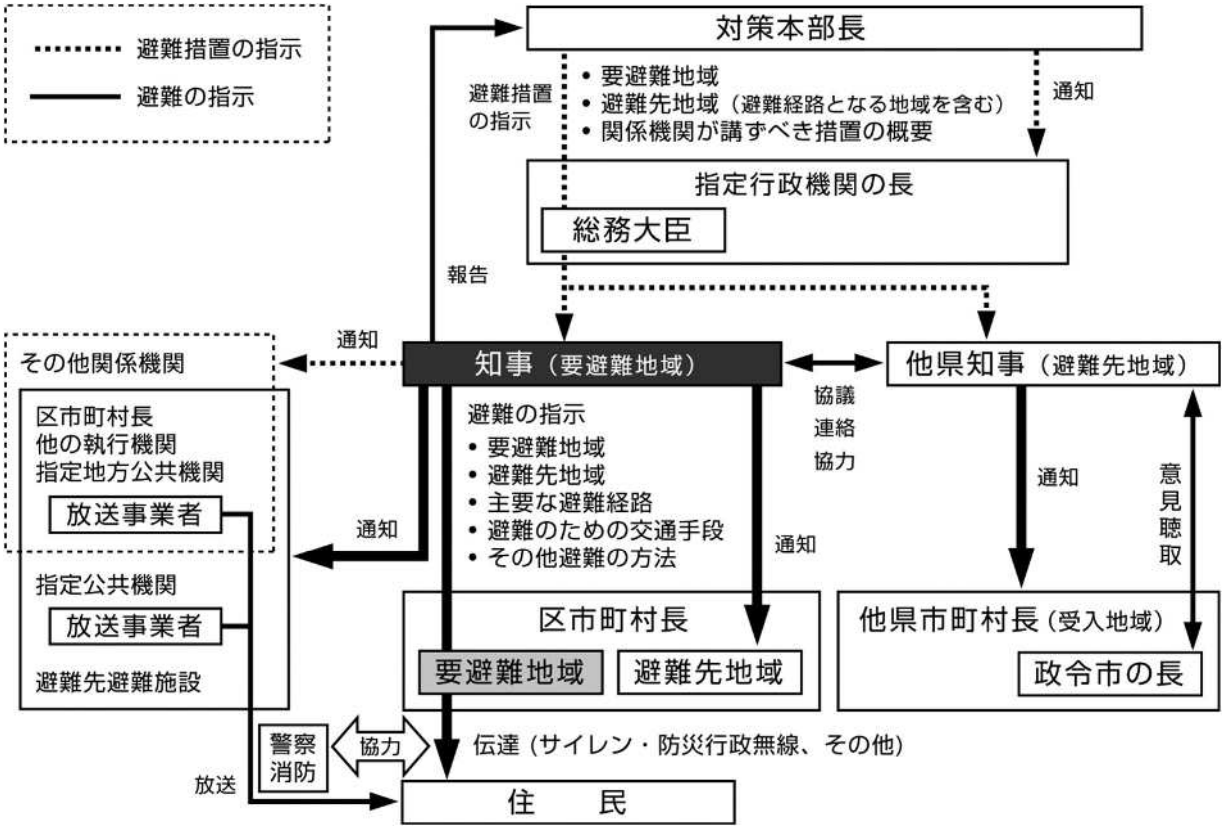

警報・避難の指示等の伝達に関する留意事項

Ⅰ　組織・体制の整備

区市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、24 時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

Ⅱ　通信連絡手段・システムの整備

区市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている区市町村においては、デジタル化の推進に努めるなど、都に準じて通信連絡体制の整備に努めるものとする。

Ⅲ　警報の伝達等に必要な準備

区市町村は、知事から警報の通知、避難の指示の通知があった場合の住民及び自治会、町内会等の関係団体への伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。この場合、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

Ⅳ　警報の伝達

区市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等、区市町村の実情に応じて定めるもの）に伝達するものとする。

警報の伝達方法については、現在区市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。

①　「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該区市町村が含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、警報が発令された事実等を周知するものとする。

②　同地域に当該区市町村が含まれない場合

原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする（区市町村長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用してよいものとする。）。

警報の伝達に当たっては、広報車の使用、自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。

区市町村長は、その職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。

Ⅴ　警報の解除等の伝達

警報の解除の伝達は、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しないこととする。

（３）避難住民の誘導

○　区市町村長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定め、住民等に伝達するものとする。

○　また、区市町村長は、当該要領に基づき、次のとおり職員等を指揮し、避難住民を避難先地域まで誘導するものとする。

- 東京消防庁の管轄区域内の区市町村
  その職員を指揮し、消防総監及び消防団長と協力して誘導する。
- 消防本部を設置している市町村
  その職員、消防長及び消防団長を指揮して誘導する。
- 消防本部を設置していない村
  その職員及び消防団長を指揮して誘導する。

○　島しょ地域の町村は、「島しょ地域における全島避難」（59 ページ）に基づき、全島避難に関する事項を含めて計画を作成するものとする。

○　区市町村は、避難が完了したときは、都へその旨を報告するものとする。

想定される避難の形態と区市町村による誘導

Ⅰ　突発的かつ局地的な事態の場合
＊ゲリラ・特殊部隊による攻撃、テロ等（東京で特に留意する事態）

①　屋外で突発的に発生

要避難地域となった区市町村は、当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。

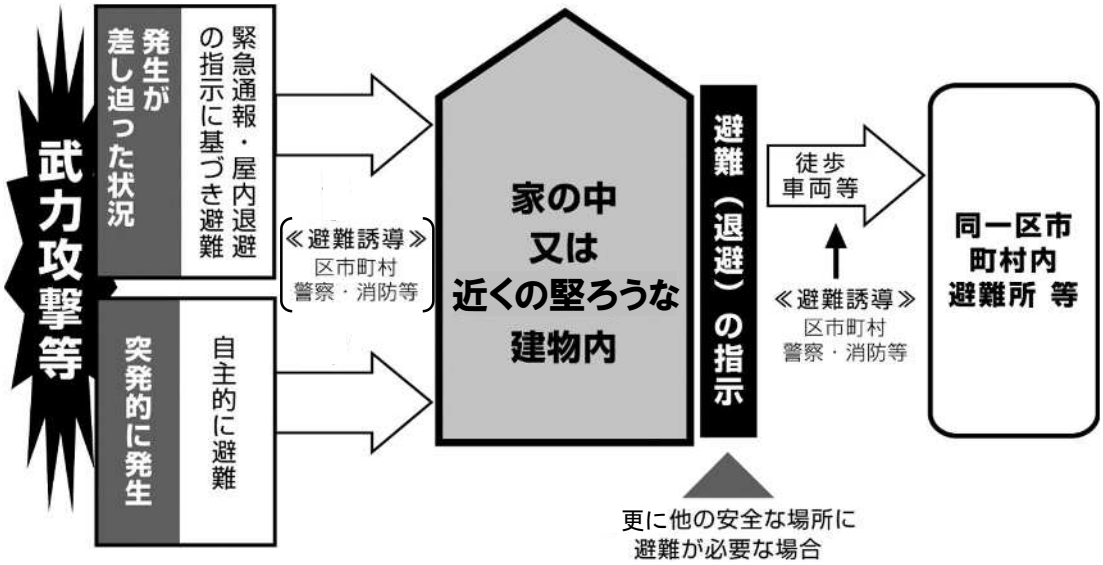

※施設内で武力攻撃等が発生した場合は、施設外への避難の指示が基本

②　大規模集客施設等内で突発的に発生

区市町村は、避難（退避）の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。

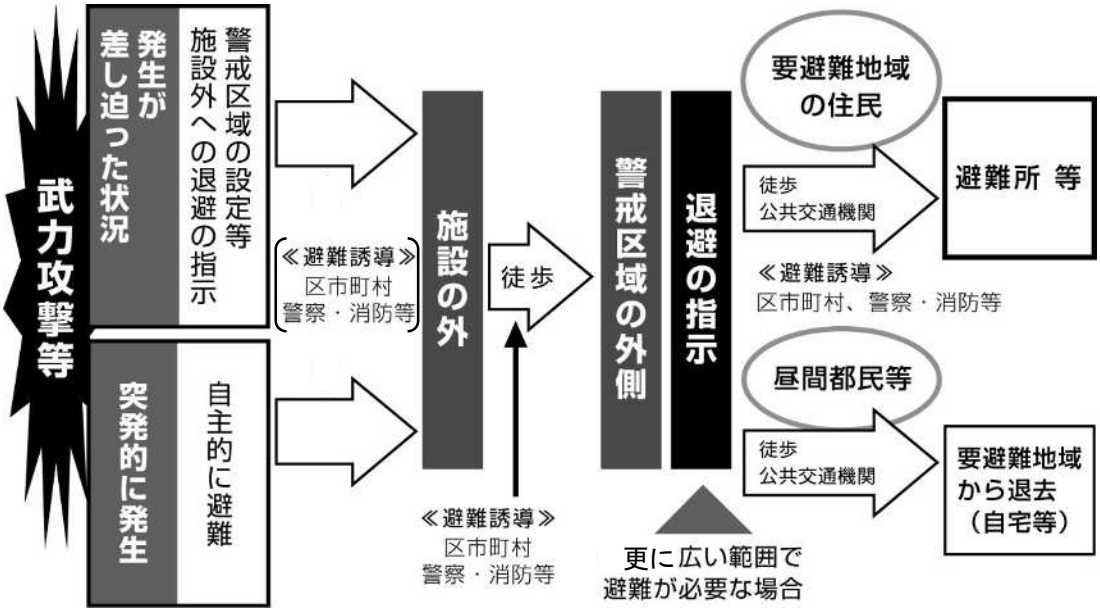

Ⅱ　突発的かつ広範囲な事態の場合　＊核弾頭を搭載したミサイル等

要避難地域となった区市町村は、屋内に避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難場所等を経て、他区市町村（他県）の避難所まで誘導する。

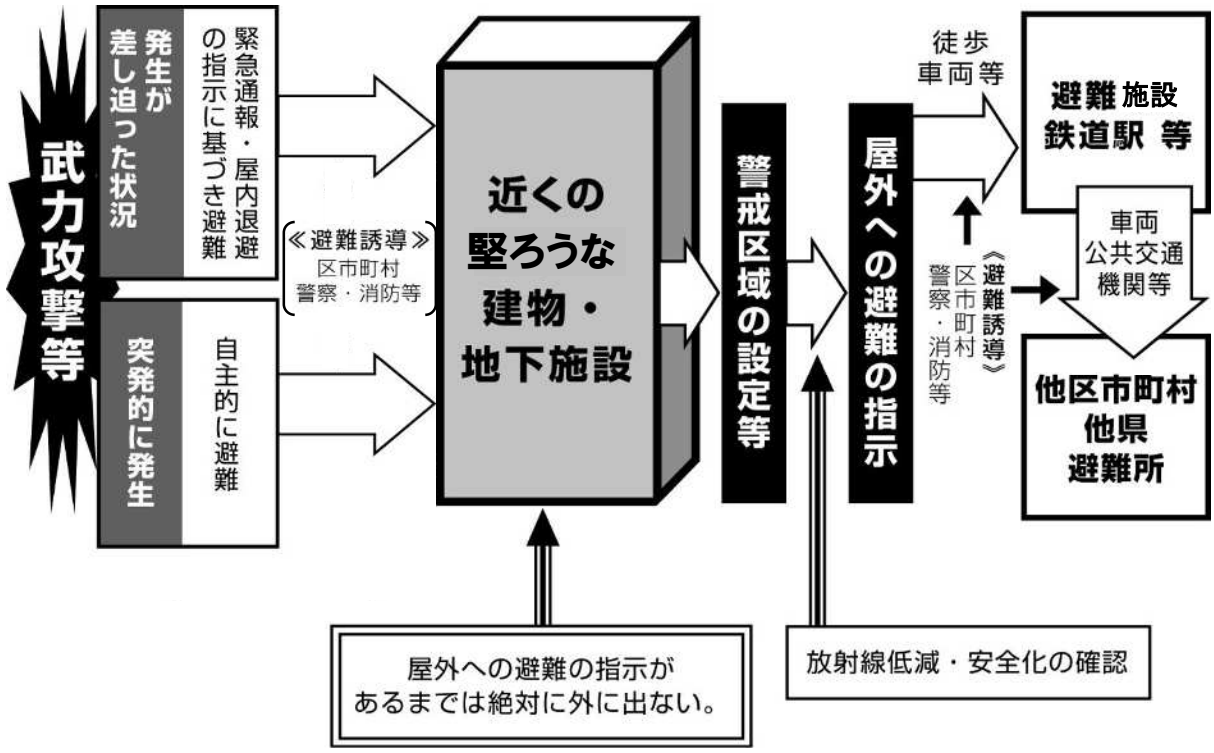

Ⅲ　時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

要避難地域となった区市町村は、避難住民を同一区市町村内の避難所等まで誘導する。

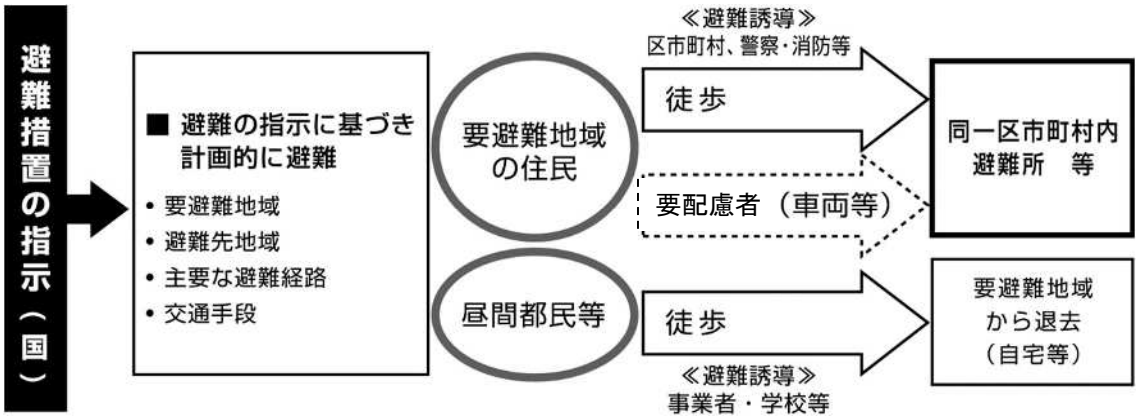

Ⅳ　時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

避難地域となった区市町村は、避難住民を、一時集合場所又は避難場所等を経て、他の区市町村（他県）まで誘導する。

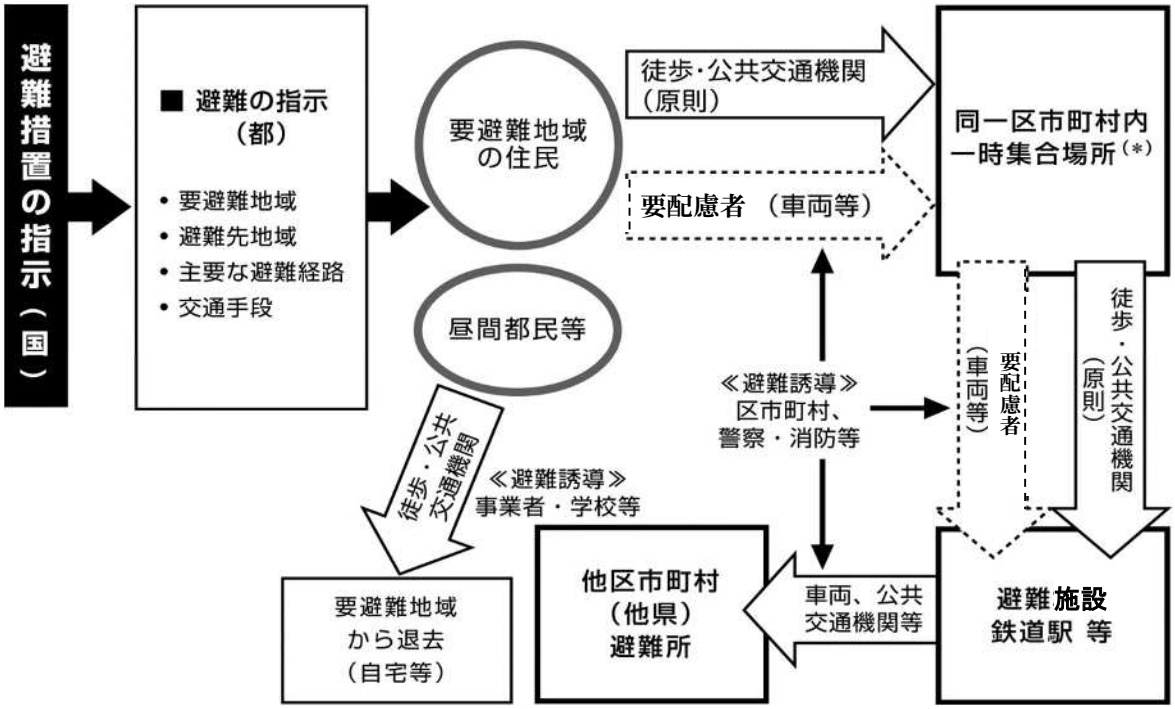

Ⅴ　島しょ地域の全島避難の場合

要避難地域となった町村は、本土の避難所まで、避難住民を誘導する。

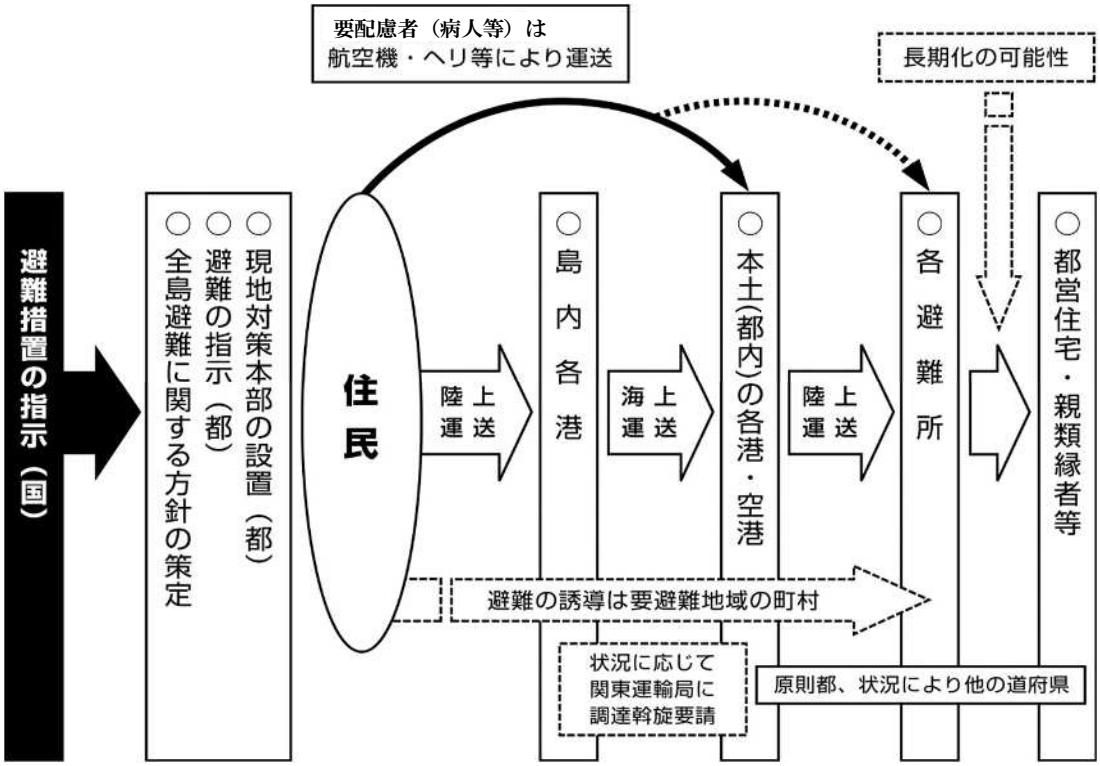

避難住民の誘導における留意事項

Ⅰ　避難実施要領のパターンの作成

区市町村は、都、警察署、消防署（東京消防庁管轄地域内に限る。）等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成した「避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）（平成 18 年１月）」や「「避難実施要領のパターン」作成の手引き（平成 23 年 10 月）」を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮するものとする。

Ⅱ　避難実施要領の作成

区市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、都、警察署、消防署（東京消防庁管轄地域内に限る。）等の関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を作成するものとする。

≪避難実施要領に定める事項≫

- 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- 避難の実施に関し必要な事項

Ⅲ　避難実施要領作成の際の主な留意事項

①　要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

（例：Ａ市Ａ１地区１－２、１－３の住民は「Ａ１町内会」、Ａ市Ａ２地区１－１の住民は各ビル事業所及び「Ａ２町内会」を避難の単位とする。）

②　避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

（例：避難先：Ｂ市Ｂ１地区２－３にあるＢ市立Ｂ１高校体育館）

③　一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

（例：集合場所：Ａ市Ａ１地区２－１のＡ市立Ａ１小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要配慮者については自動車等の使用を可とする。）

④　集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

（例：バスの発車時刻：○月○日 15:20、15:40、16:00）

⑤　集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

（例：集合に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。）

⑥　避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

（例：集合後は、○○鉄道○○線 AA 駅より、○月○日の 15:30 より 10 分間隔で運行するＢ市Ｂ１駅行きの電車で避難を行う。Ｂ市Ｂ１駅に到着後は、Ｂ市及びＡ市職員の誘導に従って、徒歩でＢ市立Ｂ１高校体育館に避難する。）

⑦　区市町村職員、消防職員及び消防団員の配置等

避難住民の避難誘導を迅速かつ円滑に行えるよう、関係区市町村職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務等を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧　高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

（例：誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼び掛ける。）

⑨　要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

（例：避難の実施時間の後、速やかに残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。）

⑩　避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

（例：避難誘導要員は、○月○日 18:00 に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。）

⑪　避難住民の携行品、服装

必要最低限の携行品、服装とするよう、留意事項を記載する。

（例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品のみとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。なお、ＮＢＣ災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。）

⑫　避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

（例：緊急連絡先：Ａ市対策本部　TEL　0×-××52-××53）担当○田×夫）

Ⅳ　運送体制の整備等

区市町村は、区市町村内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、都と連携して区市町村内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握する。

避難実施要領（案）

東 京 都 Ａ 市 長
○月○日○時現在

１　避難の経路、避難の手段その他避難の方法

Ａ市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

（１）Ａ市のＡ１地区の住民は、Ｂ市のＢ１地区にあるＢ市立Ｂ１高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○　避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

・バスの場合：Ａ市Ａ１地区の住民は、Ａ市立Ａ１小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。
集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、Ｂ市立Ｂ１高校体育館に避難する。

・鉄道の場合：Ａ市Ａ１地区の住民は、○○鉄道△△線ＡＡ駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、ＡＡ駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又はＡＡ通りを使用すること。
集合後は、○日○時○分発Ｂ市Ｂ１駅行きの電車で避難する。Ｂ市Ｂ１駅到着後は、Ｂ市職員及びＡ市職員の誘導に従って、主に徒歩でＢ市立Ｂ１高校体育館に避難する。

・船舶の場合：Ａ市１地区の住民は、Ａ市Ａ港に、○日○時○分を目途に集合する。その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○日○時○分発Ｂ市Ｂ１港行きの、○○汽船が所有するフェリー○○号に乗船する。

・・・・以下略・・・

（２）Ａ市Ａ２地区の住民は、Ｂ市Ｂ２地区にあるＢ市立Ｂ２中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・

２　避難住民の誘導の実施方法

（１）職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

・住民への周知要員　・避難誘導要員　・市対策本部要員
・現地連絡要員　・避難所運営要員　・水、食料等支援要員　等

（２）残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する（時間的余裕がある場合は、各世帯に声を掛ける。）。

（３）高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

３　その他避難の実施に関し必要な事項

（１）携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品のみとし、身軽に動けるようにする。

（２）服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

（３）避難誘導から離脱してしまった場合などの緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

Ａ市対策本部　担当　△山○男
ＴＥＬ　0×-52××-×××51（内線　××××）
ＦＡＸ　0×-52××-×××52

・・・・以下略・・・

（４）救援

○　区市町村長は、都とあらかじめ調整した役割分担に従い、都と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行うものとする。

≪避難所の運営・支援体制≫

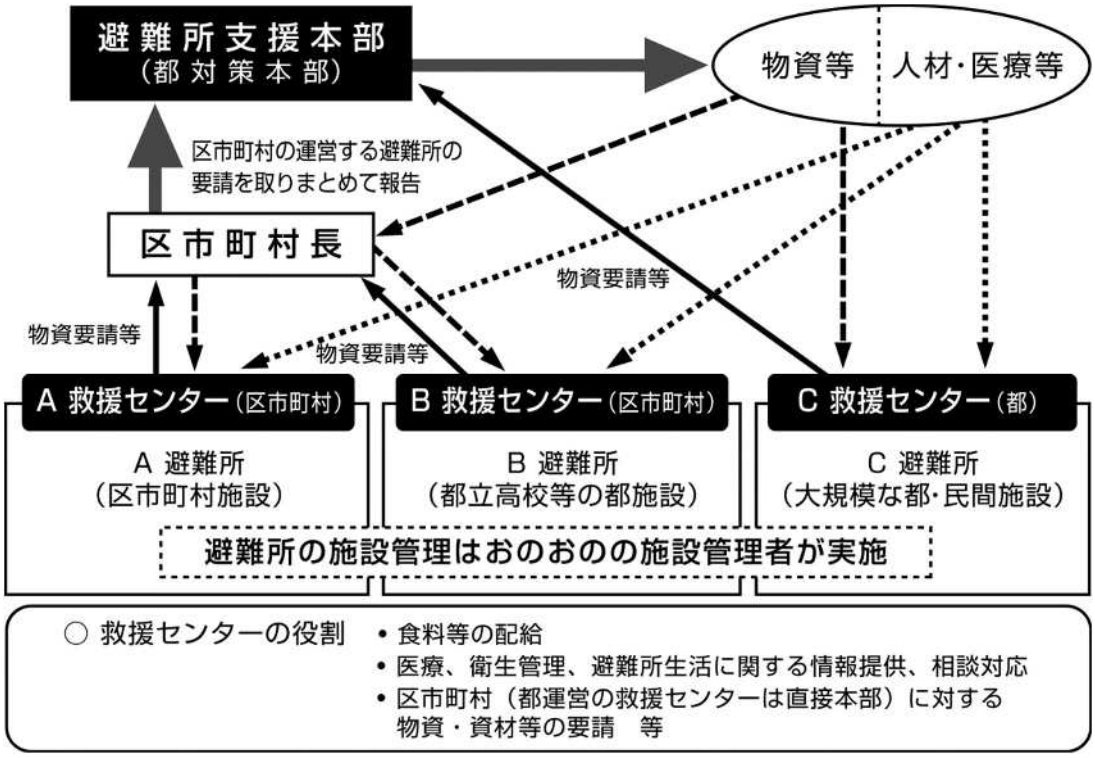

（５）要配慮者の支援

○　区市町村は、災害時における要配慮者対策に国民保護の観点も含め、要配慮者の支援体制を整備するよう努めるものとする。

○　区市町村は、要配慮者の避難に対して、避難場所、避難所等の拠点までの移送を支援するものとする。

≪要配慮者の支援の概要≫

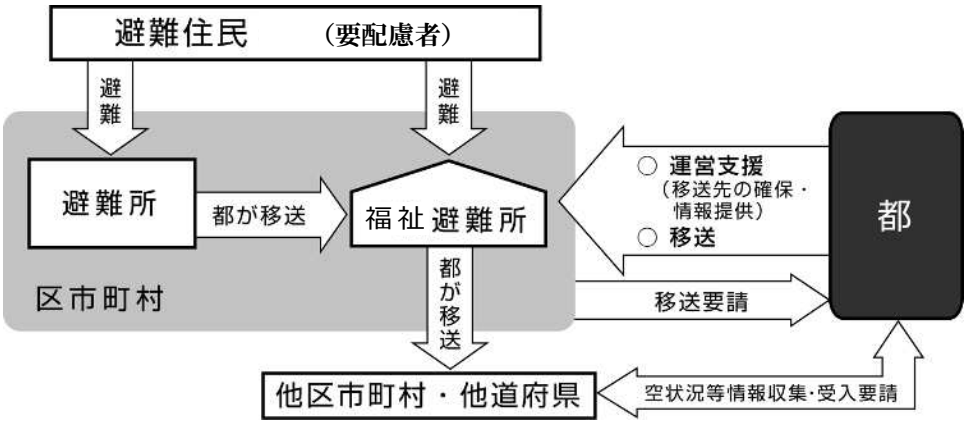

（６）緊急物資等の配送

○　区市町村は、区域内の地域内輸送拠点、食品等集積地を設定し、都等からの緊急物資の配送を受けるものとする。

○　地域内輸送拠点等から避難所等への運送については、区市町村が行うものとする。

≪緊急物資等の配送の概要≫

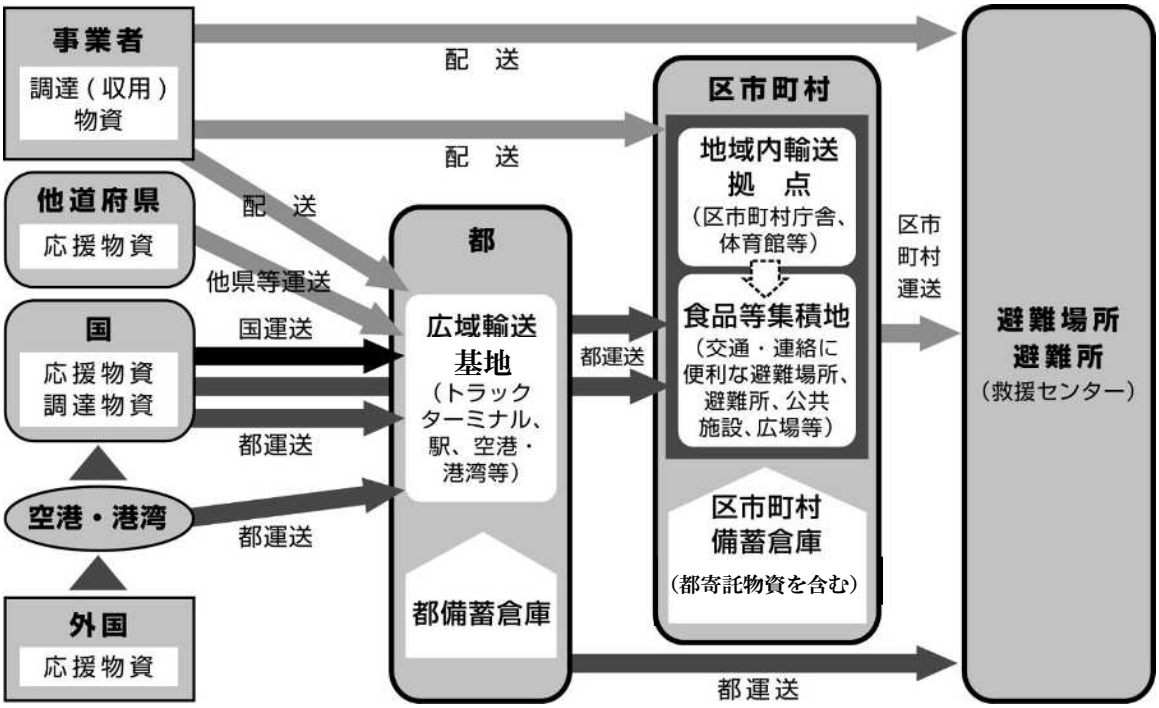

（７）被災情報の収集・整理・報告

○　区市町村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

○　区市町村（東京消防庁が管轄する区市町村については東京消防庁）は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を都に報告するものとし、その後は随時、都に被災情報の続報を報告するものとする。

（８）安否情報の収集・整理・報告・提供

○　区市町村長は、避難住民及び被災住民の安否情報を収集、整理し、知事に報告するものとする。

○　また、安否情報について照会があったときは、速やかに回答するものとする。

≪安否情報の収集・提供の概要≫

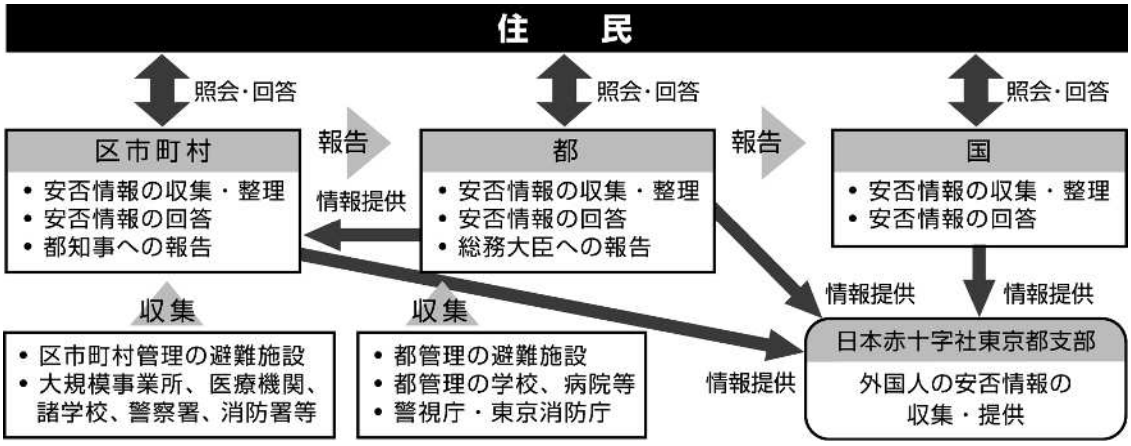

安否情報の収集・報告等における留意事項

Ⅰ　安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

区市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

区市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

Ⅱ　区市町村による安否情報の収集

区市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等区市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、区市町村は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

Ⅲ　区市町村による安否情報の報告及び照会に対する回答

区市町村による安否情報の都への報告及び照会に対する回答は、都に準じて行うものとする。

Ⅳ　安否情報の報告・回答に関する事務処理手順

①　知事に対する報告

区市町村は、知事への報告に当たっては、原則として、安否情報システムへの入力で行い、安否情報システムが利用できない場合には、安否情報省令第２条に規定する様式第３号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで都総務局に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などで報告を行う。

②　安否情報の照会に対する回答

ア　安否情報の照会の受付

区市町村は、安否情報の対応窓口、電話及びＦＡＸ番号、メールアドレスについて、区市町村対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

住民からの安否情報の照会については、原則として区市町村対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第３条に規定する様式第４号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

イ　安否情報の回答

区市町村は、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行い、安否情報省令第４条に規定する様式第５号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき、照会に対する知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、回答しないものとする。

区市町村は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第５号により回答する。

③　個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答に止めるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

（９）特殊標章等の交付、使用許可

○　区市町村長又は消防長は、その職員等に特殊標章等の交付又は使用許可を行うため、必要な事項を定めるものとする。

①　平素からの特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備

- 「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(*)に基づく特殊標章等交付要綱の作成
- 特殊標章等の作成・管理
- 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

②　武力攻撃事態等における特殊標章等の取扱い

- あらかじめ作成した特殊標章等交付要綱に基づく特殊標章等の交付又は使用許可
- 国民保護措置に使用される場所、施設等を識別させるための特殊標章の表示

(*)「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」について（平成 17 年８月２日付閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）

４　都と区市町村間における役割分担

○　都と区市町村間における主な役割分担は、防災計画における都と区市町村の役割分担を踏まえ、次のとおりとする。

なお、救援に係る措置については、国民保護法上は知事の役割とされているところであるが、国民保護法第 76 条第１項(*)の規定に基づき、その一部を区市町村長が行うこととするものである。

主な措置	役割分担
避難場所の運営	○　原則として避難場所が所在する区市町村が運営する。 ○　必要に応じて都が補完する。
避難所等の運営	○　避難所・福祉避難所の開設、運営は区市町村が行うこととし、都はこれを補完する。 ○　都又は民間が管理する大規模施設などの運営は都が行うこととし、区市町村は、これに協力する。
食料・生活必需品の供給	○　都による一括調達を原則とし、必要に応じて、都及び区市町村における備蓄品を活用する。 ○　緊急時における食料・生活必需品は、区市町村の備蓄品（都の事前配置分を含む。）又は調達品をもって充てる。
医療の実施	○　医療救護所の設置、医療救護班等の派遣は、区市町村が一次的に行い、都は、要請に基づき、都医師会等に対する都医療救護班等の派遣要請や広域的な応援要請を行う。 ○　都は、区市町村の要請に基づき医薬品、医療資材の補充を行う。 ○　区市町村は、被災現場から医療救護所までの患者搬送及び医療救護所から災害拠点病院等への患者搬送を実施し、都は医療救護所から災害拠点病院等への患者搬送を実施する。
備蓄	○　食糧、生活必需品、医薬品等の備蓄は、災害対策用の備蓄を活用する。 ○　ＮＢＣ災害への対処として、都は、都が現地に派遣する職員の安全確保のために必要となる資材を備蓄又は調達する。区市町村は、それぞれの地域の特性に応じて資材を備蓄又は調達する。
保健衛生の確保	○　区市町村は巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣し、都は要請に基づき区市町村の支援及び補完を行う。この際、要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。 ○　都及び区市町村は、避難所の食品衛生指導等を行う。

(*) 国民保護法第 76 条第１項　都道府県知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

	○　区市町村は、避難所に対する衛生管理指導を行い、都はこれに指導・助言を行う。
被災者の捜索及び救出	○　区市町村は、警視庁、東京消防庁又は消防本部が中心となって行う被災者の捜索、救出に協力する。
埋葬及び火葬	○　区市町村は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。 ○　都は、必要に応じて広域火葬体制に基づく火葬の実施について調整、推進する。
電話その他の通信設備の提供	○　都は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て通信機器等を設置する。 ○　区市町村は、避難所において機器の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。
武力攻撃災害による被害を受けた住宅の応急修理	○　区市町村は、都が定める実施要領案に基づき応急修理の募集、選定を行う。 ○　都は、応急修理を実施するために必要な措置を行う。
学用品の給与	○　区市町村は、必要量を把握し都に報告する。 ○　都は、学用品を一括して調達し、区市町村が配付する。
行方不明者の捜索及び死体の処理	○　区市町村は、警視庁、東京消防庁又は消防本部が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。 ○　区市町村は、警視庁等関係機関と連携して、死体収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。 ○　都は、行方不明者の捜索、死体の搬送・収容等に関する支援、連絡調整を行う。
ごみ、し尿、がれき処理及び土石・竹木等の除去	○　区市町村は、各所管区域のごみ処理を行う。 ○　区市町村は、仮設トイレ等を設置するとともに、し尿を収集し、下水道施設（水再生センター又は管路）への搬入又は投入により処理する。 ○　都は、搬入又は投入先の下水道施設（水再生センター又は管路）のし尿受入口の特定を行う。 ○　区市町村は、所管区域におけるがれき処理を行う。都は、がれき処理に関する広域的な調整を行う。 ○　区市町村は、土石、竹木等の除去を実施する。都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区市町村と協力して土石、竹木等の除去を実施する。
長期避難住宅及び応急仮設住宅の供与、運営	○　都は、長期避難住宅及び応急仮設住宅の確保に必要な措置を行う。 ○　区市町村は、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。

５　計画に定める必須項目

○　区市町村長は、次の項目を必須項目として、区市町村計画において定めるものとする。

措置区分等	項　目	根拠条文
総則	区市町村対策本部の設置	法 27 条
	区市町村現地対策本部の設置	法 28 条
	組織・体制の整備	法 41 条
	訓練の実施	法 42 条
避難に関する措置	警報の伝達等	法 47 条
	警報の解除の伝達	法 51 条
	避難実施要領の策定	法 61 条
	避難実施要領を定めたときの住民等への伝達及び関係機関への通知	法 61 条
	緊急通報の伝達	法 100 条
武力攻撃災害対処	区市町村が管理する生活関連等施設の安全の確保	法 102 条
	危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止	法 103 条
	武力攻撃原子力災害への対処	法 105 条
	被災情報の収集	法 126 条
国民生活の安定に関する措置	生活関連物資等の価格の安定等	法 129 条
	水の安定的な供給	法 134 条
	応急の復旧	法 139 条
復旧・備蓄その他の措置	武力攻撃災害の復旧	法 141 条
	避難及び救援に必要な物資及び資材の備蓄等	法 142 条
	国民の保護のための措置に必要な物資及び資材の備蓄等	法 145 条
緊急対処事態対処	緊急対処保護措置	法 178 条

※　本表は、国民保護法において区市町村の国民保護計画に定めることが規定されている項目を一覧化したものである（区市町村の実情に照らし該当しない項目がある場合、当該項目を計画に記述する必要はない。）。

参考資料９　指定地方公共機関業務計画の作成基準

○　本資料では、各指定地方公共機関が計画を作成する際の基準となるべき事項を示す。

１　基本的考え方

○　指定地方公共機関は、国民保護法、基本指針並びに都の計画に基づき、その業務に関し、国民保護に関する業務計画（以下「業務計画」という。）を作成するものとする。

○　指定地方公共機関の業務計画は、都の計画等に基づきながらも、飽くまで国民保護措置の実施主体たる指定地方公共機関の自主的な判断により作成されるものとする。

（１）計画で定める事項

○　指定地方公共機関は、次の事項をその業務計画において定める。

一　指定地方公共機関が実施する国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項
二　国民保護措置を実施するための体制に関する事項
三　国民保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
四　前三号に掲げるもののほか、国民保護措置の実施に関し必要な事項

（２）計画作成に当たっての手続等

○　指定地方公共機関は、その業務計画を作成したときは、速やかに、知事に報告し、関係区市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

（３）各事業者の国民保護措置の概要

○　指定地方公共機関は、次の措置に万全を期すものとする。

事業者	措置の概要
放送事業者	警報の内容等の速やかな放送
ガス事業者	ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置
運送事業者	旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置

病院その他の医療機関	医療を確保するため必要な措置
河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の適切な管理

２　構成

○　指定地方公共機関は、次の構成の例を参考に、その業務の実情に合わせ業務計画を作成するものとする。

なお、構成の例は、飽くまで都の計画の構成に沿って例示するものであって、業務計画の構成を定めるものではない。

【構成の例】

第１章　総論
第２章　想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態
第３章　平素からの備え
第４章　武力攻撃事態・緊急対処事態への対処
第５章　復旧・復興等

３　業務計画に定める必須項目

○　指定地方公共機関は、次の項目を必須項目として、その業務計画を定めるものとする。

措置区分等	項　目	根拠条文
総則	組織の整備等	法 41 条
	訓練の実施	法 42 条
避難に関する措置	警報の内容の放送　《放送事業者のみ》	法 50 条
	警報解除の内容の放送　《放送事業者のみ》	法 51 条
	避難の指示・避難の指示解除の内容の放送　《放送事業者のみ》	法 57 条
武力攻撃災害対処	被災情報の収集	法 126 条
国民生活の安定に関する措置	ガスの安定的な供給　《ガス事業者のみ》	法 134 条
	水の安定的な供給　《水道事業者》	法 134 条
	運送の確保　《運送事業者のみ》	法 135 条
	医療の確保　《医療機関のみ》	法 136 条
	公共的施設の適切な管理《該当事業者のみ》	法 137 条
	応急の復旧	法 139 条
復旧・備蓄その他の措置	武力攻撃災害の復旧	法 141 条
	国民の保護のための措置に必要な物資及び資材の備蓄等	法 145 条

緊急対処事態対処	緊急対処保護措置	法 179 条

４　業務計画作成上の留意事項

（１）組織の整備等

○　指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員等の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

・　職員等の参集基準等
・　職員等への連絡手段の確保
・　職員等の服務基準

（２）被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

○　指定地方公共機関は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

（３）被災情報の収集、報告等

○　指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する通信連絡手段により、当該被災情報を都に速やかに報告するものとする。

（４）物資及び資材の備蓄、整備

○　指定地方公共機関は、都と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

（５）避難の指示の放送内容について

○　放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることに鑑み、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一全て放送しなければならないというものではなく、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断に委ねるものとする。

（６）避難住民の運送

○　運送事業者である指定地方公共機関は、知事又は区市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

参考資料10　用語集

あ行

用　　語	説　　明
安定ヨウ素剤	原子力施設等の事故に備えて、服用するために調合した放射能をもたないヨウ素をいう。 被ばく前に安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺（ヨウ素が濃集しやすい。）をヨウ素で飽和しておくと、被ばくしても放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、放射能による甲状腺障害の予防的効果が期待できる。
ｅ－ラーニング	パソコンとインターネットを中心とするＩＴ技術を活用した教育システム。インターネットで講義内容や教材を配信したり、講師との質疑応答をするなど、教室に集合する必要がなく、ネットワークに接続したパソコンがあれば、時間と場所の制約を受けずに学習が可能。
疫学調査	病気の発生原因・対策を推論するために、疾病を集団として調査する方法。患者発見のために各種検査を利用することによる調査で、この調査によって病気あるいは症例と、考えられる原因との間の因果関係を明らかにし、治療の方法の確立に役立てる方法。
ＬＧＷＡＮ（エルジーワン）	総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）の略称。 地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク。国の府省間ネットワークである霞が関ＷＡＮと相互接続しており、国の機関との情報交換にも利用されている。

か行

用　　語	説　　明
緊急消防援助隊	大規模災害発生時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施する体制を国として確保するために、平成７年に創設された消防の広域援助体制。
緊急情報ネットワークシステム（通称：Ｅｍ－Ｎｅｔ（エムネット））	内閣官房が整備を進めている、行政専用回線である総合行政ネットワーク「ＬＧＷＡＮ」を利用した国（総理大臣官邸）と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム
緊急通行車両	標章及び証明書の交付を受けることにより、緊急交通路を通行できる災害応急対策車両。

緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
警察災害派遣隊	国内において、大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、道府県警察から警視庁に派遣される救出救助・交通対策・治安の維持等の活動を行う部隊をいう。

さ行

用　　語	説　　明
サーベイランス	疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、疾病の発生状況などを継続的に監視することをいい、具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集、解析を継続的に行うこと。
災害拠点病院	通常の医療体制では、被災者に対する医療の確保が困難となった場合に、東京都知事の要請により重症者等の傷病者の受入れ及び医療救護班の派遣等、災害時の拠点病院としての必要な医療救護活動を行う病院。
指定行政機関	政令で定める次の機関。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁（国民保護法第２条第１項、事態対処法第２条第５号）
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定められている。　（国民保護法第２条第１項、事態対処法第２条第７号）
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定められている。　（国民保護法第２条第１項、事態対処法第２条第６号）
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。　（国民保護法第２条第２項）
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。 なお、東京都地域防災計画においては、町会や自治会などを主体に結成されている地域の防災活動を担う組織を、「防災市民組織」と定義づけている。

事態認定	政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態として認定すること。
ジュネーヴ諸条約	1949年のジュネーヴ諸条約（ジュネーヴ４条約）のこと。 武力紛争が生じた場合に、傷者、病者、難船者及び捕虜、これらの者の救済に当たる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的とした以下の４条約の総称。日本は、1953年４月21日に加入した。 ・陸上の傷病兵の保護に関する第１条約 ・海上の傷病兵・難船者の保護に関する第２条約 ・捕虜の待遇に関する第３条約 ・文民の保護に関する第４条約
生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設。
全国瞬時警報システム（通称：Ｊ－ＡＬＥＲＴ（Ｊアラート））	弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

た行

用　　語	説　　明
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針。（緊急対処事態に至ったときに定める方針は、「緊急対処事態対処方針」という。）
立川地域防災センター	東京都の地域防災拠点の一つとして、立川広域防災基地の中に設置した施設で多摩地域の防災活動の拠点となる。災害時には東京都防災センターの指揮の下で災害対策を行うため、情報収集及び連絡調整機能、備蓄・輸送機能、一時避難所等の機能を備えている。 本計画においては、東京都防災センターが被災等により使用不能な場合に使用する施設の一つとして位置付けている。
ダーティボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾。核兵器に比べて小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。
第一追加議定書	第２次世界大戦後の植民地独立の動き、軍事技術の発展などにより、武力紛争の形態が多様化したことに対応するため、ジュネーヴ条約を補完・拡充するジュネーヴ条約追加議定書の一つで、締約国間に生じる国際的な武力紛争や占領の事態に適用される。 追加議定書には、このほかに締約国の軍隊と反乱軍との間に生じる非国際的な武力紛争に適用される「第二追加議定書」がある。 これらは、1977年に作成されており、日本の加入は2004年８月31日（2005年２月28日発効）。

地域衛星通信ネットワーク	防災行政無線の拡充・強化、行政情報伝達の効率化及び地域からの情報発信の充実を図ることを目的とした、全国の地方公共団体を結ぶ地域衛星通信ネットワーク。(一財)自治体衛星通信機構が構築を進めている。
東京ＤＭＡＴ	大震災等の自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害の現場へ出場し、消防隊等と連携して多数傷病者等に対して救命処置等の活動を行う災害医療派遣チーム。 災害現場で救急隊と連携した医療活動を行うための専門的な研修を実施し、東京ＤＭＡＴを編成する病院を指定して実施体制を整えている。 ＤＭＡＴ：Disaster Medical Assistance Team
東京都災害情報システム	災害時に防災機関から収集した被害・措置情報等を東京都防災センターが一元的に管理して都の災害対策活動に資するとともに、端末設置機関がこれら災害情報を活用し、各機関の災害対策活動等に役立てることを目的としたシステム
東京都防災センター	都と各機関の情報連絡、情報分析及び災害対策・国民保護措置の審議、決定、指示を行う中枢の施設。 防災行政無線を活用したデータ通信機能及び画像通信機能を持つ防災情報システムを整備している。
トリアージ	発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。

は行

用　　語	説　　明
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。
ヘリコプターテレビ電送システム	ヘリコプターに搭載したテレビカメラ、赤外線カメラで撮影した画像を受信するシステム。 都では、ヘリコプターから電送されてきた画像にコンピューターの地図を合わせて表示し、広域的な被害状況の把握など、迅速かつ的確な災害対策等の実施に活用している。
放射性ヨウ素	質量数127以外のヨウ素は不安定で一般にβ線とγ線を放出して他の元素に壊変する。このようなヨウ素を放射性ヨウ素という。核分裂に伴い生成される主な放射性ヨウ素は、質量数131のもの（半減期8.06日）、133のもの（半減期20.8時間）、135のもの（半減期6.7時間）などがある。質量数131の放射性ヨウ素は医療用としても用いられ、甲状腺機能亢進症やある種の甲状腺ガンの治療に用いられる。

や行

用　　語	説　　明
要配慮者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定。